

移築された遺跡由来の遺構および 石造物の現状と課題

令和3年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

2023

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

移築された遺跡由来の遺構および 石造物の現状と課題

令和3年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

2023

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

移築された遺跡由来の遺構および石造物の現状と課題

令和3年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

目次

I 研究報告

令和3年度 遺跡整備・活用研究集会開催概要	3
1. 近世城跡から移築された城郭建築遺構の保存・活用について	5
内田 和伸 (奈良文化財研究所)	
2. 福岡城から移築された城郭建築遺構の再移築について	25
大塚 紀宜 (福岡市経済観光文化局 史跡整備活用課)	
3. 若松城本丸の復元整備と建造物の再移築について	37
近藤 真佐夫 (会津若松市教育委員会)	
4. 名古屋城二之丸庭園の移築再建	
—陸軍管理時代に散逸した茶室と名勝庭園の整備について—	46
鈴木 昌哉 (名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所)	
5. 三溪園における移設石造物・移築建造物とその意義について	58
小野 健吉 (大阪観光大学)	
6. 建造物の移築に伴う周辺整備と庭園の移転 —昭和期に活躍した森蘊の業績を通して—	64
エマニュエル・マレス (京都産業大学)	
7. 奈良市内の近代庭園における古材利用	75
内田 和伸 (奈良文化財研究所)	
総合討議の記録	81

II 事例報告

1. 移築後の建造物も特別史跡となった稀有な事例	
—三重県松阪市所在「特別史跡 本居宣長旧宅・同宅跡」の現状と課題—	95
寺嶋 昭洋 (松阪市産業文化部文化課)	
2. 石清水八幡宮境内から移築された松花堂昭乗関係の建造物	99
付記：史跡石清水八幡宮境内 (八角堂) について	
平井 俊行 (八幡市立松花堂庭園・美術館)	

III 総括

移築・移設された遺跡由来の遺構および石造物について	112
内田 和伸 (奈良文化財研究所)	

Table of Contents	119
-------------------	-----

凡 例

1. 本報告書は、令和4年（2022）3月15日（火）に奈良文化財研究所本庁舎4階会議室において開催した令和3年度遺跡整備・活用研究集会“移築された遺跡由来の遺構および石造物の現状と課題”に関する報告書である。
2. 本研究集会は、「記念物の保存・活用に関する調査研究」の一環として、奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室が企画・主催し、内田和伸（遺跡整備研究室長）・高橋知奈津（文化遺産部主任研究員）が担当した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者は発表者・コメンテーター・事務局の計9名に限った。
3. 本報告書『移築された遺跡由来の遺構および石造物の現状と課題』の「Ⅰ 研究報告」に収録した論考は、上記の研究集会において発表した内容に総合討議での議論を踏まえて各発表者が作成または加筆修正したもので、発表者の所属は、研究集会開催時点のものである。「Ⅱ 事例報告」は、研究集会等での情報収集の後に編者が原稿依頼したもので、各執筆者の所属は令和4年10月時点のものである。
4. 本書の編集は内田和伸・高橋知奈津がおこない、渡邊佳奈の助力を得た。

I 研究報告

令和3年度 遺跡整備・活用研究集会 開催概要

■ 開催趣旨

史跡の保存活用計画の策定が盛んであるが、史跡の本質的価値の重要な構成要素であった建造物遺構や石造物で近代になって移築され、別所で保管されているものがある。近世城郭であれば明治維新で廃城となり、城郭建造物が処分される中で城下の旧藩主菩提寺などへ城門等が移築されて、そこでは旧藩との由緒を語るものとして大切にされているものもある。

また、古代寺院跡などから近代数寄者が礎石を集め、自邸や別邸の庭に飾ったという事例も少なくない。例えば、東大寺旧境内（史跡）から移築された伽藍石は、奈良の依水園（名勝）や横浜の三溪園（名勝）、大阪の美術館などに所在する。

昭和14年、野村財閥の別邸から法隆寺若草伽藍の心礎が戻されたように、移築された建造物遺構や石造物は、本来的な場所で安定的位置を得ることができる。しかしながら、これらの移築された建造物遺構や石造物は本来の遺跡の本質的価値の構成要素であるだけでなく、移築先でも名勝等の重要な価値の構成要素や展示品となっているものもある。また、配慮すべき移築の経緯や遺跡の独自の履歴もあり、史跡の保存活用計画の中でもこれらの取扱いが苦慮される場所である。

本研究集会では様々な事例を通して、移築された遺構・遺物の現在の取り扱いや説明、元の遺跡の整備の在り方等について、現状と課題を共有したい。

■ テーマ 移築された遺跡由来の遺構および石造物の現状と課題

■ 日時 令和4年3月15日（火） 10：00～16：10

■ 場所 奈良文化財研究所 本庁舎 4階会議室

■ 事務局 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室
内田 和伸 高橋 知奈津

■ 参加者 発表者・コメンテーター・事務局 計9名

■ プログラム

- 10:00
～10:10 開会挨拶・趣旨説明
- 10:10
～10:50 報告① 「移築移設された遺跡由来の遺構遺物の保存・活用」
内田 和伸（奈良文化財研究所）
- 10:50
～11:30 報告② 「福岡城から移築された城郭建築遺構の再移築について」
大塚 紀宜（福岡市経済観光文化局 史跡整備活用課）
- 11:30
～12:10 報告③ 「若松城本丸の復元整備と建造物の再移築について」
近藤 真佐夫（会津若松市教育委員会）
- 13:00
～13:40 報告④ 「移築された城郭遺構を移築再建する名古屋城二之丸庭園の復元整備
—陸軍管理時代に散逸した茶室と名勝庭園の整備について—」
鈴木 昌哉（名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所）
- 13:40
～14:20 報告⑤ 「三溪園における移設石造物・移築建造物とその意義について」
小野 健吉（大阪観光大学）
- 14:20
～15:00 報告⑥ 「建造物の移築と庭園の移転 —森蘊の業績を通して—」
エマニュエル・マレス（京都産業大学）
- 15:10
～16:10 質疑・総合討議
- 16:10 閉会挨拶

*タイトルは発表当時のもの。



研究報告



総合討議

近世城跡から移築された城郭建築遺構の 保存・活用について

内田 和伸（奈良文化財研究所）

1. はじめに

築城後、慶応3年（1867）から明治4年（1871）までの間に存続してきた全国の近世城郭、陣屋および要害（以下、ここではこれらを単に城郭と呼ぶ）は333ヶ所を数える。これらの城郭は明治を迎え、近代的な軍事施設や行政施設、神社、公園などへ機能転換が図られることになる。森山英一は『明治維新・廃城一覧』（新人物往来社1989）および『復元体系日本の城』18巻（ぎょうせい1992-93）の「明治維新廃城一覧」でそれら城郭跡（以下、城跡と呼ぶ）の所在地や沿革、変遷、現状等だけでなく、不要になってここから移築された近世城郭建築遺構（以下、移築遺構と呼ぶ）の移築先やそこでの用途も記した。これら移築遺構はそれが保存されている敷地により以下に大別できる。

- I 公共団体・法人の所有または管理する敷地
- II 社寺等の宗教法人の所有または管理する敷地
- III 民有地

Iの公園等に位置する移築遺構については1997年¹⁾に、IIについては1998年²⁾にそれぞれ、どこの城跡のいかなる建築遺構か、現在地との位置関係、文化財としての指定状況などを報告し、2000年^{3) 4)}にはそれらデータの更新を若干行って報告したことがある。Iの移築遺構についてはそれが最初に建設された本来的な位置へ戻されるまでは不安定な状況にあり、何度も移築が繰り返される場合がある。このため、本来位置を発掘調査等で確定し、その場所を史跡指定したり、公園化したりして保存と活用の

両面において安定的な環境を作ることが必要であること等を指摘した。一方、IIの社寺に位置する移築遺構については旧藩主や旧藩との関係性や信者・檀徒との関係性などから移築先での保存意識が高く、移築の経緯や移築後の履歴にも配慮した保存の考え方が必要であると述べたことがある。

今回、はじめの調査から四半世紀となったため、改めて現状をインターネット等で確認し、内容の更新およびリストの追加・削除を若干おこなった。IとIIで調査項目が異なったため、それぞれ概要を報告する。

2. Iにおける移築遺構

(1) 調査の項目

1996年には主に文献調査で確認し、必要に応じてヒアリングを行った。調査項目は以下の通りである。移築遺構の本来あった城郭名、移築遺構本来の名称、現在の呼称、移築遺構の所有者、移築遺構の管理者、有形文化財としての移築遺構の指定状況、移築遺構の移築回数、移築遺構が本来あった城郭の所在地、本来の城郭が文化財保護法や条例でいう記念物（史跡）として指定されているか否かの状況、現在地が史跡指定地内か外か、本来の城郭に立地した主たる公園名、現在地がその城跡公園の内か外か、現在の利用状況、移築遺構の現在位置と本来の城跡との関係、移築遺構の来歴と概要。表1参照。なお、城郭への再移築事業に着手しているものについては令和5年2月時点で未設置でも移されたものとして小島陣屋御殿および福岡城塩見櫓は表に入れている。

(2) 結果及び考察

1) 移築遺構の本来用途

Iの移築遺構は今回は69件であった。移築遺構の本来用途は門29件、櫓14件、殿舎（玄関のみ、奥方部屋、家老詰所を含む）12件、その他建物（番所、仲間部屋、台所、能舞台、茶室、倉庫、藩校等）14件であり、門・櫓が多く見られた。

2) 有形文化財としての指定・登録状況

文化財としての指定状況は国指定重要文化財3件、県指定文化財12件、市町指定文化財26件となっており、これらは「有形文化財」として、文化財保護法や自治体の文化財保護条例により保存を図っており（計42件）、国の登録文化財は1件である。

3) 所有者と管理者

移築遺構69件の所有者の内訳は国5件、県4件、市町54件、自治会2件、財団法人1件、個人3件であった。所有者が管理するケースが多いが、国所有で地元自治体の管理も見られた。

4) 経験した移築回数

移築遺構69件が経験した移築回数の内訳は、1回28件、2回30件、3回6件、4回5件となっており、複数回の移築は41件と半数以上を占める。

5) 史跡指定地と移築位置

移築遺構69件の内、移築遺構の本来の城跡の史跡指定状況は特別史跡6件、国指定史跡20件、県指定史跡10件、市町指定史跡14件、未指定19件となっている。これら史跡指定されている50件の内、移築遺構が史跡指定地内へ移築されているのは36件で、約7割を占める。これは城郭の石垣等の地上遺構や地下遺構の遺存状態の良いところを史跡指定地としているため、城郭の景観を残す史跡指定地内に移築された結果が影響していると考えられる。

6) 移築遺構と城跡との位置関係

移築遺構69件の現在位置が、城跡とどのような関係にあるか大別すると、元の城跡内の本来位置（9件、13%）、本来位置ではない元の城跡（53件、77%）、元の城跡外（7件、10%）となり、初回調査（順に、4件、43件、17件）に比べると元の城跡

にあるものは本来位置にあるものを含めて多くなっている。

以下、移築遺構とその位置について詳しく事例をみてみたい。

a) 元の城跡の本来位置の事例

①彦根城二の丸能舞台

この建物は護国神社境内に移築されていたが、彦根城表御殿の外観を復元し、博物館として使用する御殿跡へ移築することになり、昭和60年の解体調査で主要部材のほとんどが当初材を利用していることが判明した⁵⁾。また、表御殿跡で行われた発掘調査では移築遺構の一致を見た能舞台の遺構とともに音響効果を高めるために考案された床下の漆喰枘が検出された⁶⁾。移築遺構の本来位置への復元に伴い、検出遺構は保存のため埋め戻し、礎石は大部分再利用し、盛り土した新たな地盤面上で床下の漆喰叩きによる反響装置を同一手法で復元した。なお、移築遺構自体の保存状態は比較的良かったため、柱等一部部材の交換を行った程度で元の形態を保つことができた。

②会津若松城本丸茶室

茶道の会津恰溪派家元森川宗久は廃城時の明治5年（1872）若松城本丸の茶室麟閣を自費で自邸内に移築し保存を図った。この経緯を記した『麟閣自在鈎之記』によると、当時の麟閣はかなり老朽化しており、床柱一本と若干の部材以外再利用できるものはなかったが、形状は麟閣を踏襲したものであった。平成元年に行われた解体調査で再建後の茶室は屋根および壁の補修以外は手を加えられず現在まで維持されてきたことが明らかになり⁷⁾、現在の姿が元の姿を伝えるものであることがわかった。昭和59年度調査では絵図「会津鶴ヶ城本丸之図」にある数寄屋勝手建物の礎石が良好な状態で検出され、この建物の南に接続するのが茶室であるが、茶室本体の遺構は一切残っていなかった。しかしながら茶室が数寄屋勝手建物に接続していたことを示す詳細な絵図からその位置を確定することができた。なお、この茶室の西側の表御殿御庭跡では景石の他、地上に遺存

する手水鉢から茶室跡のにじり口部分に達する飛び石が検出されている⁸⁾。茶室を本来位置に復元するにあたり、飛び石等の茶室周辺の検出遺構を保護するため約50cmの盛土を行い、そこに茶室用礎石および束石を据えた。これらの石は三石を除いて森川家茶室のものを再使用している⁹⁾。なお、遺存していた手水鉢は動かさずその下部を埋め、つくばいとして整備した¹⁰⁾。

以上2例のように移築遺構の本来位置を確認し、検出遺構を保存した上で外観を復元した建物群の中に移築遺構を復元したり、地上に遺存する庭園遺構と一体的なものにしたりして積極的な活用を図っていることは、今後の移築遺構の整備と活用の一つの方向性を示すものと言えよう。

b) 元の城跡の別位置への事例

①七日市藩陣屋門

七日市藩陣屋は廃藩後の明治4年(1871)7月に御殿と他の施設の一部を残し取り壊され、さらに明治7年1月には鐺川学校に転用するにあたり御殿以外の大部分が取り壊された。御殿は教員室、校長室、事務室などのある本館とし、教室には別棟を建ててこれに充てた。昭和6年(1931)9月21日の地震により本館としていた御殿は大破損した。翌年行われた復旧工事では正門を北に開き、東面していた御殿を北面とするために回転させ移築し、また、向かって右に寄っていた玄関を中央部に付け替え、陣屋門は学校正門と玄関の間で中門とした。さらに、御殿の移築に伴い元来御殿に向かって左手前にあった庭園も移築され、御殿との相対的な位置関係を保った¹¹⁾。黒門は生徒会誌や同窓会の名称に採用されていることが示すように生徒と卒業生に親しまれ、展示中心の遺跡環境整備の中で、移築遺構の近代の履歴を踏まえた保存活用の形態として注目できる。

②新発田城二の丸隅櫓¹²⁾

昭和35年(1960)当時、新発田城二の丸隅櫓の周囲は民家や自衛隊施設が建て込み孤立した環境になり建造物遺構の維持管理も困難な状況にあった。このため解体修理に併せて本丸東南隅、鉄砲櫓跡へ移

築することになった。移築先の石垣上面の規模は二の丸隅櫓地覆石の規模に良く一致し、両櫓が同規模であったとされる。移築工事では鉄砲櫓跡の窪んでいた部分を埋め立て、数年前取り壊された本丸の石垣石を用いて、本丸側石垣を所定の高さまで積み上げた。このように移築する櫓と移築先の櫓跡の規模が同一であったことから移築に伴う、地上遺構の現状変更は最小限に留まった。

③高松城東の丸長櫓¹³⁾

高松城東の丸長櫓は城の東北、米蔵曲輪の東北隅に建てられていた三重三階の櫓で、西南隅を除く三隅には石落しが設けられ、一階平面規模は10.06m四方であった。戦後、海に面していた東面および北面は埋め立てられ工場や民家が建ち、城内側も運輸省の官舎が建て込み、櫓に通じる道すらなくなって、長櫓の修理および修理後維持管理するための空地もない状況になった。修理工事にあたり、史跡指定地となっている玉藻公園内で濠を備えて旧状を偲び得る環境を唯一有した桜の馬場太鼓櫓跡へ移築されることになった。しかしながら石落しを堀側に設ける必要上から櫓を右に約90度回転させた。移築に当たって石垣の現状を変更したのは以下の3点である。まず、長櫓の櫓台石垣が一辺10.85mであるのに対し、移築先の太鼓櫓の櫓台石垣は東西9.80m、南北9.75mであって約1m不足した。このため長櫓平面規模に合うように太鼓櫓の櫓台石垣を城内側に張り出させる必要が生じ、城内側西面および北面の石垣は一旦これを解体し北西部にずらし従来通り積み直しを行ったが、石垣の拡張によって不足する西面南側および北面東側にも補充石を補わなければならなかった。次に、太鼓櫓の石垣の天端は城内側と堀側とが段違いにできており、城内側が0.5~0.7m高くなっていたため、土台の水平な長櫓に合うよう櫓台石垣は城内側の石垣天端高に合わせなければならなかった。堀側石垣の天端石は石垣の解体修理後も再び天端石として用いることにしたため、天端石の下に所定の高さまで補充石を用いてかさ上げした。さらに、太鼓櫓の入口と石畳に上がる階段につ

いては痕跡がなかったが、良櫓に出入りする階段を新たに設けた。このように移築遺構を最善の環境で保存するために行われた移築ではあるが、櫓台石垣の形状、規模が異なるために保存上問題とはなっていない石垣を解体および移設し、高さの異なる石垣の天端を揃えるなど地上遺構にも現状変更をもたらした。

④掛川城大手門番所¹⁴⁾

大手門番所は旧幕臣の居宅に移築され、昭和53年(1978)の新築の際、掛川市が寄贈を受けて市立図書館分館前庭に移築したものである。平成4・5年(1992・1993)の掛川駅北側土地区画整理事業の一環として大手門周辺発掘調査が行われ、大手門の位置と規模が明らかになった。大手門の位置は計画が決定していた道路と店舗敷地にあたり、番所は交差点内にあつた。このため大手門の本来位置の道路上ではその柱位置を、番所の本来位置の歩道上ではその位置と規模を、それぞれ舗装材料を変えて位置表示し、現地には説明板を設置している。平成7年には大手門は発掘遺構の約50m北の交差点の角地(区画整理事業による公共用地)に復元され、番所は門との位置関係を変えない大手門の内側に移築された。

C) 元の城跡外への事例

①田中城本丸櫓および仲間部屋

田中城の東には城主の下屋敷が置かれ、発掘調査で井戸跡、建物礎石および柱穴群、敷地内に取り込まれた六間川跡等が検出された¹⁵⁾。本来の敷地の約半分が市史跡田中城下屋敷跡となり保存された。庭園には検出された溝跡等の地割り等が表示され、現敷地内を園路が巡る。この中に田中城本丸櫓、仲間部屋・厩の他、下屋敷茶室、郷倉の計四棟が配置されている。現在の田中城跡は、本丸跡には学校があり周辺の宅地化も著しく、緑地がほとんどない状況である。このため、移築遺構の本来位置への再移築は現状では困難であり、移築遺構保存のために次善の策がとられた。

②新発田城三の丸知政所の門

新発田城三の丸知政所の門は昭和10年代に藩主下屋敷跡の清水谷御殿(伊藤文吉所有)に町が無償提供し、移築したもので、現在は(財)北方文化博物館が所有、敷地を清水園として管理している。ここには清水谷庭園と呼ばれる下屋敷跡の回遊式大名庭園があり、県指定名勝として公開され、門は清水園の入り口で通用門として利用されている。また園内には、下屋敷数寄屋(県指定文化財)が現存し¹⁶⁾、新発田藩重臣溝口伊織家の門も新発田商業学校の校門を経て、移築保存されている¹⁷⁾。さらに、清水園と新発田川を挟んだところには足軽屋敷一棟(国重文)も現存し、園内の資料館での関係資料の展示とともに同財団の管理下で文化的な利用が図られている。

(3) 移築遺構と元の遺跡の保護に向けて

1. 移築遺構の詳細な建造物調査や本来位置の発掘調査を通して移築遺構のその真偽や性格、改変の状況、さらには歴史的文化的意義などを明らかにする必要がある。

2. 移築遺構の城内への移築復元にあたっては移築遺構および付属する礎石だけでなく、移築先の検出遺構や石垣や土塁といった地上遺構の万全な保存が必要である。

3. 移築遺構は本来位置になくとも既に歴史的な景観と文化的な利用状況を呈しているものも見られ、現状の保存環境を正しく評価し、無闇な城内への移築などを避ける必要がある。

4. 城跡の環境整備や移築遺構の有形文化財としての保存が図られる中で、移築遺構は展示施設化してくるようにも思われた。移築遺構の万全の保存管理体制と一般への公開性がある程度確保されるなら、学校施設として利用される保存形態も明治以降の生活史的視点から評価され得る。

5. 本来位置への復元が困難な場合にはその近くの位置や下屋敷跡などへの移築も考えられる。この場合には関係者の柔軟な対応により、移築遺構に城下町の緑地計画や景観計画などまちづくり事業の中

で積極的な役割を果たさせる必要がある。

3. IIにおける移築遺構

(1) 調査方法

1997年に文献調査で次の項目の調査を行った。社寺への移築遺構の本来あった城跡名、城跡所在地、移築遺構本来の名称、現在の呼称、移築先所在地、城跡との位置関係、旧藩との関係性、移築時期、入手方法、入手根拠、建造物としての文化財指定状況。また、上記内容も含め、現在の利用状況・保存状況・所有者の保存意識等についてアンケート調査を行った。今回は所在確認を中心に調査を行った。表2参照。

(2) 結果及び考察

1) 社寺移築遺構の種類と現在の利用状況

今回の調査でのIIの社寺への移築遺構の総数は164件であった。そのうち建造当初の用途は門123件(75%)、櫓(天守を含む)7件(4%)、殿舎(書院、玄関、番所を含む)28件(19%)、能舞台4件(2%)、で、現在の利用状況は門122件(75%)、社殿・仏殿22件(14%)、社務所・庫裏等18件(11%)、能舞台2件(1%)であった。

2) 社寺移築遺構の分布

社寺移築遺構の総数164件の内、現在、神社にあるのが28件、寺院にあるのが136件であった。

それらがあった元の城跡は95カ所で、社寺移築遺構の残る城跡では1城跡あたり1.6件ということになる。城跡別に見ると、膳所城9件、福知山城8件、犬山城6件、西大路陣屋・龍野城各5件、名古屋城・亀山城(亀岡市)各4件、白石城・高島城・掛川城・豊岡陣屋・清末陣屋が各3件で、25城跡が2件、58城跡が1件である。

移築遺構を有する社寺の現在位置が元の城郭や旧城下町とどのような位置関係にあるかを現況市街地図と幕末城下町絵図・城郭絵図等との比較からA.城跡内、B.旧城下町内、C.旧城下町外に分類した。Aは7件、Bは66件、Cは91件で、全体では約45%は城跡を含む旧城下町内で、約55%は旧城下町を離れ

た所に立地している。城跡内に立地するのは神社のみである。

なお、地域別に分布を見ると北海道・東北23件(14%)、関東7件(4%)、中部60件(37%)、近畿52件(32%)、中国10件(6%)、四国5件(3%)、九州7件(4%)となっており、近畿、中部が多く他は多くない。

3) 移築先の社寺と旧藩主あるいは旧藩との関係

3)では1997年アンケート調査時と現在は若干母数が異なるため、()内は参考までに当時の割合を示した。なお、アンケートは複数回答可であった。

神社の旧藩あるいは旧藩主家との関係については、藩主の信仰があったこと(48%)、藩主を祀ること(20%)や藩政期からの城内鎮守(8%)が見られた。2番目は藩政期に既に出現しているが、明治期に城跡公園の成立と前後して城跡内に多く創建されたことが指摘されている³⁾。

寺院の旧藩あるいは旧藩主家との関係については、旧城下町に立地する(38%)、藩主家の菩提寺(7%)、藩主の信仰があった(7%)、藩あるいは藩主の祈願所(3%)、藩主から寄進されたものがある(3%)、戊辰戦争の時の戦死者をともらった(1%)、であった。他には、藩主側室の菩提寺(当信寺)、藩主が寺院を創建、寺院開祖が藩主の子弟(善福寺、耕竜寺)、住職と藩主が交友関係にあった(因念寺・安楽寺)、白石城主二代片倉重長後室の菩提寺、開祖が北陸の真宗門徒の農民を移民させ藩に貢献(正西寺)、牧野藩家老以下の士族の菩提寺(真浄寺)、大野藩主土居利忠が狩り等の際しばしば休息した(真乗寺)、も見られた。このように当該社寺の多くと旧藩が藩政期以来の何らかの関係をもっていたことが確認された。一方で、旧藩あるいは旧藩主とは特に関係ないと考えられる社寺も見受けられた(9%)。

4) 移築時期

文献およびアンケートの結果から移築遺構の入手時期が明らかになった123件の内、江戸時代は17件(14%)、明治年間は89件(72%)、大正年間は7件(6

%)、昭和年間は10件(8%)であった。各時代の長さを考慮しなければならないが、明治年間が多いのは廃城後の明治初年に城郭建築の処分の中で社寺に直接移築されたものが多いためである。

5) 入手方法

文献およびアンケートの結果から移築遺構の入手方法が明らかになった64件の内、旧藩主からの寄贈が最も多く29件(45%)、家老等旧藩士からの寄贈は3件(5%)で半数が旧藩関係者からの寄贈であった。また、檀信徒による購入・寄進は18件(28%)、社寺での購入は13件(20%)で、後者には檀信徒の寄付金による購入も含まれているため社寺での購入には檀信徒の関わりが大きいと言える。

6) 移築されたとする根拠

文献およびアンケートの結果から移築されたとする根拠が明らかになった89件の内(複数回答可)、根拠が文書としたのは28件、棟札9件、梁等建築物の一部に残る記述5件等で物的な証拠を持つものが見られた反面、言い伝えが約半数の43件で、根拠に乏しいものも少なくないことがわかった。なお、大規模な修理を経ていないものもあり、今後の解体修理等で棟札や墨書が発見されることも期待できる。

7) 有形文化財としての指定状況

有形文化財としての指定状況を以下に示す。164件中、国指定重要文化財6件(4%)、府県指定文化財8件(5%)、市町指定文化財59件(36%)、国の登録文化財5件(3%)、未指定86件(53%)であった。

8) 社寺移築遺構に対する所有者の保存意識

当該建物に伴う維持費を考慮しない場合に、保存をどのように考えているかとの問いに対して次のような結果であった。8)は1997年調査時のもので複数回答可であった。参考までに当時の件数と割合を示した。

- ア 旧藩主と当社寺との関係を示すものなので当地で大切に維持したい(80件中30件、38%)
- イ 神事仏事に大切な役割を担ってるため、当地で大切に維持したい(80件中33件、41%)

- ウ 信徒、檀徒との関係を示す物なので当地で大切に維持したい(80件中23件、29%)
- エ 元の城跡のある自治体が城や陣屋の復元などを計画し、そこで建物を展示していくなら手放しても良い(80件中3件、4%)
- オ 地元の自治体が文化財として保存するなら手放しても良い(80件中3件、4%)
- カ 必要に応じて建て替えたい(80件中0件、0%)
- キ 元の城跡に戻したい(80件中1件、1%)

アについて入手方法との関連で見ると、旧藩主(27件)あるいは旧藩士(3件)に寄進してもらった社寺が多く、それが当該社寺にあることを「由緒を正しいものにしていく」と考えていることがわかった。また、社寺移築遺構が寄進されたものでなくとも、アを回答している社寺も見られた。

イの理由で保存する意向であることがわかった33件の内10件は前述3)で「移築先の社寺と旧藩主あるいは旧藩との関係を無関係」とした社寺であった。これは無関係とした12社寺の内の83%を占め、移築に旧藩との関係を示す意味があまりなくとも現在の利用状況に保存の意義があると言えよう。

ウの「信徒、檀徒との関係を示す」というのは信徒、檀徒が移築遺構を寄贈したことや寄付金を集めたこと等を示している。

エまたはキの元の城跡に戻すことに肯定的な社寺は80件中4件、5%で少ないことがわかった。

社寺移築遺構を修理などの際にどのような形で建物を維持していきたいかとの質問については、現状のままとする意向が80件中50件(63%)と多く見られた。一方、城にあった時のような形に復元したいとする意向も80件中8件(10%)見られ、実際に門の屋根修理の際にちょうど復元工事を行っていた元の城郭の天守に使う瓦と同範のものを利用した事例も見られた¹⁸⁾。

9) 移築の意味や現況の評価

ここでは若干の事例を挙げて、移築された当時の意味や現在の状況等の文化的な事象について評価を

試みた。

i) 福岡城櫓・城門と崇福寺

福岡藩主黒田家の菩提寺崇福寺は、明治41年(1908)福岡城を利用して歩兵第24連隊に福岡城花見櫓・潮見櫓の払い下げを希望し、翌年に移築して仏殿とした。この時の払い下げ願い草稿には次のように記される¹⁹⁾。

「右歩兵第廿四聯隊營所地内ニ現在致候樓櫓之義ハ奮福岡藩主黒田家代々在城之砌ノ遺物ニシテ奮藩内士民ニ於テハ殊之外ナツカシク存居候紀念物ニ御座候処(中略)不用ノ建物式棟現形ノマ、本寺ニ申請ケ境内ニ移轉之上夫々修繕設備ヲモ相加ヘ永ク保存之道適當ノ形式ヲ以テ相立申度候様致度希望ノ至ニ御座候(中略)奮藩主家ノ菩提寺ト相成り歴代ノ墳墓等モ有之候次第ニシテ奮藩主家ト深重ノ縁故御座候事ハ不及申(中略)近傍一帯ノ地ハ地方第一ノ名勝ニモ有之(中略)右建物ヲ保存スルニハ最モ適當ノ場所ニ御座候」

崇福寺と旧藩主との密接な関わりを述べるだけでなく、移築先の周辺の保存環境等が述べられ地区の景観形成にも期待されていた様子が伝わる。

次に大正4年(1915)の本丸裏門払い下げ願いには「御下附ノ節ハ表門トシテ保存致シ候ハ、旧城ノ梯ヲ永遠ニ偲ハシメ度企望ニ有之候ニ付租(壇)徒総代ノ連署ヲ以テ御下附ノ義御願申上候」と城郭景観の縁^{よすが}としての保存を図る企図が記されている。

このように移築遺構は移築先と元の城や藩との関係性を示し、移築によって新たな景観の創造が行われたと見ることができる。

ii) 金沢城二の丸唐門と尾山神社

尾山神社は加賀藩祖前田利家の死後二代藩主利長が利家を神として祀ろうとしたが幕府の許可を得られなかったことから、表向きは物部八幡宮と榊葉神明を金沢城東方の卯辰山麓に遷座して卯辰八幡宮と称し、そこに藩祖を祀り祈祷所と定めたことに始まるという。しかしながら、廃藩後には前田家の庇護が低減し、社殿の維持費も盡ならず廃社寸前の状態であった。金沢城の出丸であった金谷御殿跡が払い

下げになることを知った旧藩の重臣前田直信は交通に便利で敷地の広いこの地に神社の移転を考え、歴代藩主の廟社創建の計画を持っていた金沢総区長長谷川準也と共に社殿造営にあたった。明治6年(1873)には神社の創建が教部省より認められ、尾山神社と改称した²⁰⁾。

一方、明治元年の越後戦争の旧藩士戦死者103名を祀る顕忠祠が明治3年(1870)卯辰山に建てられた時、二の丸殿舎の玄関前の門を移して正門としていたが、昭和42年(1967)の修理の際、尾山神社境内に移築して裏門とした。

旧藩祖を顕彰する意味で創建された神社が城跡に立地し、さらに旧藩士の慰霊に移されていた城の門が旧藩との関連性をも表現しながら元の城跡の境内地へ移築され保存していることは、近世以降の歴史的文化的脈絡の中で理解できる状況と言え、意味のある景観として好ましいものと言えよう。

iii) 柳本陣屋表向御殿と檀原神宮

織田信長の弟織田長益は千利休に師事し、茶道の奥義を極め有楽斎と号し有楽流を創始した。関ヶ原の戦の後には三万石の大名となったが、一万石を五男尚長に分領し、尚長が柳本に陣屋を構え、柳本藩祖となった。文政13年(1830)には藩邸が焼失し、現存する表向御殿は天保15年(1844)に竣工した藩邸である。これは廃藩置県後には柳本村民に払い下げられて藩邸の主要部が残され、明治10年(1877)柳本小学校に充てられた。その後、生徒の増加と建物の老朽化により建て替えが計画されたが、地元有識者の間で歴史的・文化的観点から移築保存策が構じられ、完全復原することを条件に檀原神宮に無償譲渡された²¹⁾。

檀原神宮ではこれを境内空き地に移築して保存し、藤堂藩や芭蕉ゆかりの古門も移築し、建物周辺の造園を庭園史家で作庭家の森蘊に依頼して環境を整え、その庭園自体が文化財として評価される時期となっている。この建物は檀原神宮文華殿として文化的行事に資することとなり、茶道や花道などに利用され、茶道では織田有楽と細いながらも歴史的な

関係性を辿ることができる。移築遺構を活かす環境整備（造園）や関連する行事も現在の景観を評価する指標となるのではないだろうか。

（3）社寺移築遺構の保護に向けて

社寺への移築遺構については、社寺の旧藩との関係性やそれをベースにした所有者の保存意識が高いことから近代以降の移築遺構の履歴や所有者の意識等にも配慮した上で、元の遺構城跡の整備計画など個別の状況に合わせた保存の在り方が模索されるべきであろう。移築されている経緯や理由についても十分な情報提供（インタープリテーション）を行って、本来位置にない移築遺構と元の遺跡の理解を促す必要があるであろう。

社寺移築遺構を社寺で活かすための環境整備事例もあり、新たな風景の創造・遺構の活用事例として今後も様子を見守りたい。

4. 結びに

I および II における移築遺構を概観した。

I では、元の城跡の史跡内や公園内に移築されているものが多く、数度の移築を経て本来位置に戻されるものも増えてきている。また、歴史的な土地利用変遷の経緯もあるが、学校用地内にあるものもあり、多様な保存・活用の方法として注目したい。

II では、移築そのものに歴史的・文化的意義が認められるものもあり、所有者は旧藩との関係性から当地で保存しようとする意識も高い。また、旧藩との関係がなくとも、移築遺構を活かす環境整備や活動などは移築遺構の多様な継承の在り方としてここでも注目したい。

註

- 1) 拙稿 1997「移築された近世城郭建築遺構の保存に関する研究」『ランドスケープ研究』第60巻第5号 日本造園学会 pp.459-464
- 2) 拙稿 1998「近世城郭建築遺構の社寺への移築について」『ランドスケープ研究』第61巻第5号 日本造園学会 pp.459-464
- 3) 拙稿 2000「公園等に移築された近世城郭建築遺構一覽」『図説日本城郭大事典』日本図書センター

pp.190-198

- 4) 拙稿 2000「社寺に移築された近世城郭建築遺構一覽」『図説日本城郭大事典』日本図書センター pp.199-205
- 5) 『特別史跡彦根城跡表御殿復元工事報告書 彦根城博物館調査報告I』1988 彦根城博物館 pp.9-12
- 6) 『特別史跡彦根城跡表御殿発掘調査報告書 彦根城博物館調査報告I』1988 彦根城博物館 pp.35-38
- 7) 『史跡若松城跡本丸庭園内茶室（麟閣）移築修理工事報告書』1991 会津若松市 pp.5-7
- 8) 『史跡若松城跡本丸遺構確認調査報告書』1993 会津若松市教育委員会 pp.13-32
- 9) 『史跡若松城跡本丸庭園内茶室（麟閣）移築修理工事報告書』1991 会津若松市 p.18
- 10) 『麟閣の露地史跡若松城跡本丸庭園茶室「麟閣」露地庭整備工事報告書』1990 会津若松市 p.13
- 11) 松本諒士 1995「七日市藩の表御殿が現存」『城郭史研究』15号 日本城郭史学会 pp.70-73
- 12) 『重要文化財新発田城旧二の丸隅櫓表門修理工事報告書』1956 重要文化財新発田城修理委員会 pp.27-34 pp.47-49
- 13) 『重要文化財高松城旧東之丸良櫓移築修理工事報告書』1967 高松市 pp.14-25 pp.45-50
- 14) 関七郎 1996「現存する掛川城の遺構について」『掛川城のすべて』掛川市教育委員会社会教育課 pp.28-29
- 15) 『藤枝市郷土博物館年報・紀要』No.3 1991 藤枝市郷土博物館 p.39
- 16) 『文化誌日本 新潟県』1983 講談社 pp.170-171
- 17) 新発田市社会教育課鈴木秋彦氏よりご教示を賜った（1996年8月30日）。
- 18) 『寺だより』第26号 1994 延命寺
- 19) 福岡市教育委員会『福岡市の近世社寺』1990 pp.199-208
- 20) 尾山神社『重要文化財尾山神社神門保存修理工事報告書』1986 pp.1-7
- 21) 奈良県教育委員会『重要文化財橿原神宮本殿・旧織田屋形修理工事報告書』1978 pp. 27-31

謝辞

表1・2の作成にあたり、当時京都府立大学大学院の竹内祥一郎氏の協力を得た。記して謝意を表する。

表1 公園移築遺構の現況一覧

城跡名	移築前の名称	現在の呼称	指定等	所有者	管理者	移築回数	城跡所在地	史跡指定	史跡内外	公園名	公園位置内外	公園関係
来歴等	出典											
弘前城	与力番所	二の丸東門 与力番所	—	弘前市	弘前市	4	青森県 弘前市	国史跡	内	弘前公園	内	b
与力番所は明治になって、本来位置から三の丸に移築され、明治後半には公園化のためか軍の施設利用のためかは不明であるが、三の丸から二の丸に移築された。奥羽大演習のあった大正4年、二の丸東門前から三の丸に曳き家に移築され（現在の緑の相談所東側）、さらに昭和54年の解体修理にともなって本来位置と考えられる二の丸東門の内側で門と向かい合う位置、弘前公園内に移築された。											『史跡弘前城二の丸東門与力番所移築修理工事報告書』1981 弘前市	
八戸城	東門 (旧根城大手門)	根城	市指定	八戸市	八戸市	3	青森県 八戸市	—	—	三八城公園	外	c
陣屋東門は元々は根城大手門で、昭和16年に根城跡に移築復元された。根城跡は国指定史跡となっており、平成5年、根城跡の復元整備に伴い根城内の八戸市立博物館脇に再移築された。											『史跡根城跡主殿復元工事報告書』1994 (財)文化財建造物保存技術協会	
盛岡城	土蔵	旧土蔵	市指定	盛岡市	盛岡市	1	岩手県 盛岡市	国史跡	内	岩手公園	内	b
平成元年、道路拡幅により本来位置で倉庫に転用されていた土蔵を岩手公園内に移築。												
仙台城	寅ノ門 (中ノ門)	宮城県知事公舎 正門	県指定	宮城県	宮城県	1	宮城県 仙台市	—	—	青葉山自然公園	外	b
寅ノ門は大正9年12月、第11師団長官舎の正門に転用され、現在に至る。											『明治維新・廃城一覽』1989	
若松城	茶室麟閣	旧茶室麟閣	県指定	森川家	会津若松市	2	福島県 会津若松市	国史跡	内	鶴ヶ城公園	内	a
明治5年、破却されようとした本丸の茶室麟閣を茶道家元森川宗久自邸内に移築し保存を図った。床柱のみ旧材を用いたもので、発掘調査でも建物本体の遺構は一切残っていなかったが、隣接する良好な遺構を残す数寄屋勝手建物とそれに接続することを示す絵図から茶室の位置を推定できた。平成2年に本丸整備にともない鶴ヶ城公園内の本来位置に復元した。											『史跡若松城跡本丸庭園内茶室(麟閣)移築修理工事報告書』1991 他、本書近藤論文	
二本松城	お茶屋御殿	洗心亭	市指定	二本松市	二本松市	2	福島県 二本松市	国史跡	内	霞ヶ城公園	内	b
17世紀中ごろの成立。天保8年(1837)、城内の崖崩れのため「墨絵の御茶屋」を阿武隈河畔に移し、釣茶屋として藩主が利用していた。明治以降、文人の集まることとなり「皆宜亭」と呼ばれた。旧藩主丹羽氏は明治40年、城内の二本松製糸工場の工場主山田にこれを与え、山田は庭園(現、霞ヶ城公園内の本町谷御茶屋)に移築復元し、丹羽氏が「洗心亭」と命名した。											『二本松市の指定文化財』	
水戸城	水戸城薬医門	旧水戸城薬医門	県指定	茨城県	茨城県	3	茨城県 水戸市	県史跡	内	弘道館公園	外	b
明治20年頃に県令官舎の門として移築され、昭和19年には祇園寺表門として再移築された。古図との対応から本丸入り口の橋詰門とされ、昭和53年の解体後、移築し保存する適当な場所が見つからなかったが、茨城県が昭和56年に本来位置に近い本丸の水戸第一高等学校の敷地に移築復元した。発掘調査で位置、規模を確認しているが、自動車の通行などに配慮し、本来位置でない校舎の玄関前である。											『日本城郭体系4』「水戸城の解体をめぐる」1979 一色史彦	
府中(石岡)陣屋	陣屋門(表門)	旧陣屋門	県指定	石岡市	石岡市	2	茨城県 石岡市	県史跡	内	無し	—	b
明治8年に陣屋跡の石岡小学校の校門として利用され、昭和44年、石岡小学校の敷地内で、市民会館に隣接して移築保存される。平成26年市民の要望に応じて本来位置近くに移築。											『日本の名城』1関東編1995 西ヶ谷恭弘	
土浦城	前川口門	土浦城 旧前川口門	市指定	土浦市	土浦市	3	茨城県 土浦市	県史跡	内	亀城公園	内	b
外曲輪にあった前川口門は明治18年10月、土浦戸長役場(のちの土浦町役場)の表門として移築された。大正9年、土浦町役場表門から等覚寺山門として移築された。昭和56年、等覚寺山門は住職の希望により亀城公園内に二之門跡へ移築された。											『土浦城址内櫓門保存修理工事報告書』1988 土浦市教育委員会	
谷田部陣屋	御殿玄関	公民館玄関	—	つくば市	つくば市	1	茨城県 つくば市	—	—	無し	—	b
明治になって一時郡役所として使われていたが、その後いつ移築されたかは不明。移築先は陣屋跡の一角にあたりと考えられている、つくば市立谷田部公民館敷地内で、公民館の倉庫として利用している附属建物の玄関として遺存している。												
高崎城	本丸乾櫓	旧本丸乾櫓	県指定	高崎市	高崎市	2	群馬県 高崎市	市史跡	内	高崎城跡公園	内	b
高崎城本丸乾櫓は本丸北西にあった隅櫓で、明治以降農家に払い下げられて納屋として利用されてきた。昭和49年、群馬県指定となり、昭和51年には高崎城跡公園の三の丸土塁上に移築されたが、土塁天端上では収まらない大きさのため石垣を構築した。しかし、これが元からあったかのような印象を与える問題点が指摘されている。三の丸の土居と堀が市指定史跡となっている。											『日本の名城』1関東編1995 西ヶ谷恭弘	
高崎城	三の丸東門	旧三の丸東門	市指定	高崎市	高崎市	2	群馬県 高崎市	市史跡	外	高崎城跡公園	内	b
三の丸東門は旧下小島村名主梅山家の門となっていたが昭和55年に前述の本丸乾櫓隣接地に移築復元された。											『日本の名城』1関東編1995 西ヶ谷恭弘	

城跡名	移築前の名称	現在の呼称	指定等	所有者	管理者	移築回数	城跡所在地	史跡指定	史跡内外	公園名	公園位置内外	公園位置関係
来歴等										出典		
吉井陣屋	表門	吉井藩陣屋の表門〔旧表門〕	市指定	高崎市	高崎市	2	群馬県高崎市	—	—	無し	—	b
陣屋表門は明治4年の廃藩置県の陣屋解体に伴って売却され、東深沢の新井家に移築されていた。昭和45年に吉井町（現高崎市）に寄贈され、陣屋跡に移築復元された。本来は騎乗して通れる高さがあったが、柱が切り詰められているという。												
七日市陣屋	陣屋門	黒門（富岡高校門）	—	群馬県	群馬県	3	群馬県富岡市	—	—	無し	—	a
陣屋門は陣屋跡に立地した富岡高等学校の前身、鑄川学校が不要品として明治8年、北甘楽郡役所に払い下げ、役所の正門として使われた。その後、大正14年の役所の移転に際し、木戸家所有になるが同年、学校に寄付された。当時、本来位置には正門があったため城門を正門と玄関の間に置き、中門とした。昭和7年の校舎改築に際し正門の位置が変わり、陣屋門は本来位置に戻って通用門となった。												
七日市陣屋	表御殿	旧表御殿	—	群馬県	群馬県	1	群馬県富岡市	—	—	無し	—	b
七日市陣屋は明治7年1月、鑄川学校となるにあたり御殿以外の大部分が取り壊された。昭和6年9月21日の大地震により本館としていた御殿は大破損、翌年行われた復旧工事では正門を北に開き、東面していた御殿を北面とするために回転移築し、また、向かって右に寄っていた玄関を中央部に付け替えた。なお、御殿との相対的な位置関係を変えないように御殿左手前の庭園も回転し移築された。												
岩槻城	黒門	岩槻城城門	市指定	さいたま市	さいたま市	4	埼玉県さいたま市	県史跡	内	岩槻城址公園	内	b
廃藩置県で埼玉県庁が岩槻市（現さいたま市）の芳林寺に置かれたが、明治4年に浦和に移されたのを記念して本丸表門が県庁正門として贈られた。その後、知事公舎の正門を経て、昭和28年、岩槻市に返還、市役所敷地に移築され、通用門兼資材置き場になっていた。市役所新築にともない、昭和45年、岩槻城址公園内へ移築された。												
岩槻城	裏門	岩槻城裏門	市指定	さいたま市	さいたま市	2	埼玉県さいたま市	県史跡	内	岩槻城址公園	内	b
裏門は昭和55年、移築されていた飯塚の有山家から寄贈され、岩槻城址公園内へ移築される。明和7年（1770年）に当時の岩槻城主大岡氏が建立し、文政6年（1823年）に補修の手が加えられたことが、棟札から判明している。												
川越城	家老詰所	川越城本丸御殿及び家老詰所〔旧家老詰所〕	県指定	川越市	川越市	2	埼玉県川越市	県史跡	内	初雁公園	内	b
埼玉県上福岡市の民家（星野家）の母屋は川越城の女中部屋との言い伝えがあった。平成元年3月、これを取り壊すための解体時に調査が行われ、家老詰所とわかり、初雁公園内の本丸御殿隣接地に移築された。												
関宿城	城門	旧城門	—	坂東市	坂東市	2	千葉県野田市	市史跡	外	関宿城跡公園	外	c
明治6年、茨城県猿島町の鶴見家が譲り受け、同家が平成2年、猿島町（現坂東市）に寄贈。猿島町にある南北朝時代の逆井（さかさい）城跡に移築された。逆井城跡は復元整備されており、移築された場所は城跡公園内かつ県指定史跡外で、通用門のような形で利用されている。なお、関宿城跡の一部は小公園として整備されている。												
江戸城	和田倉門	吹上曲輪の半蔵門	—	国	宮内庁	1	東京都千代田区	特別史跡	内	北の丸公園	外	b
戦災焼失により和田倉門を移築。皇族等が特定の時に利用している。												
江戸城	西の丸裏門	旧西の丸裏門（乾門）	—	国	宮内庁	1	東京都千代田区	特別史跡	外	北の丸公園	外	b
明治21年、明治宮殿の造営にともない西の丸裏門を代官町（現皇居内）に通用門として移築し乾門とした。ここは本来、門のあった位置ではなく、接続する石垣がない。そのため移築の際、左右の袖を増築した。												
新発田城	二の丸隅櫓	旧二の丸隅櫓	国重文	国	新発田市	1	新潟県新発田市	—	—	新発田公園	内	b
新発田城二の丸隅櫓は建物そのものの旧状は保たれていたが、周辺は地形が著しく変わり崩壊が建物際まで迫り、南面以外の三面は削られていた。また、隅櫓の周囲は民家や自衛隊施設が建て込み、わずかに残された土塁とともに孤立した環境となり、維持管理も困難な状況になっていた。このため昭和35年の解体修理にあわせて、同規模の鉄砲櫓跡に移築された。移築工事は建物に合わせ石垣の形状を一部改めた。												
新発田城	三の丸知政所の門	清水園通用門	—	(財)北方文化博物館	(財)北方文化博物館	1	新潟県新発田市	—	—	新発田公園	内	c
三の丸知政所には明治4年、県庁が置かれた。三の丸知政所の門は昭和10年代に藩主下屋敷跡の清水谷御殿（伊藤文吉所有）に町が無償提供し、移築した。現在は下屋敷庭園（国指定名勝）を管理している財団法人北方文化博物館が、足軽屋敷一棟（国重要文化財）、下屋敷敷寄屋（県指定）、新発田藩重臣溝口伊織家の門（新発田商業学校の校門を経て移築保存されている）とともに清水園として公開している。												

城跡名	移築前の名称	現在の呼称	指定等	所有者	管理者	移築回数	城跡所在地	史跡指定	史跡内外	公園名	公園内外	位置関係
上田城	櫓	本丸北櫓	県指定	上田市	上田市	2	長野県 上田市	国史跡	内	上田城趾公園	内	b
<p>明治になって民間に払い下げられ、明治11年に長野県上田市の北方山麓近くの上田遊廓様の建物として利用されていた。ここでは現在の南北の二櫓を接続していたために接続部の切断が見られた。昭和19年、有志によって城内に移築されることになり、同24年に完工した。本来位置である確証はないという。</p>										『史跡上田城跡西櫓南櫓北櫓 修理工事報告書』1987(財)文 建協上田市		
上田城	櫓	本丸南櫓	県指定	上田市	上田市	2	長野県 上田市	国史跡	内	上田城趾公園	内	b
<p>本丸北櫓に同じ。</p>										『史跡上田城跡西櫓南櫓北櫓 修理工事報告書』1987(財)文 建協上田市		
龍岡城	御台所	御台所	—	佐久市	佐久市	1	長野県 佐久市	国史跡	内	無し	—	b
<p>台所は規模が大きかったために解体を免れ、明治6年から小学校として利用された。昭和4年、現在地へ曳き家され、昭和35-36年に解体修理を実施した。</p>												
大垣城	内柳口門	旧内柳口門	—	大垣市	大垣市	2	岐阜県 大垣市	市史跡	内	大垣公園	内	b
<p>総構え七口之門一つで、戸田家別邸表門となっていた内柳口門を昭和33年、大垣公園内に移築復元。</p>										『明治維新・廃城一覽』1989		
小島陣屋	陣屋御殿の 書院	小島藩陣屋御殿	市指定	静岡市	静岡市	2	静岡県 静岡市	国史跡	外	無し	—	a
<p>明治7年には陣屋跡に小学校が設けられ、陣屋の建物は校舎の一部として利用された。昭和3年の小学校移転に伴い、建物のほとんどが取り壊されたが、御殿の書院建物は小島町に移築され、地元の公会堂として使用されてきた。建物の外観は改変されたが公会堂は「小島町文化財資料館」として公開されてきた。平成29年度に策定された「史跡小島陣屋跡整備基本計画」では公会堂の史跡への移築が計画され、令和4年～5年度に移築復元する。</p>										『清水市遺跡群発掘調査報告 書』1994 清水市教育委員会		
田中城	本丸櫓(御亭)	本丸櫓(御亭)	市指定	藤枝市	藤枝市	2	静岡県 藤枝市	市史跡	外	無し	—	b
<p>藩主下屋敷跡の発掘調査が行われ、庭園遺構等が検出され、市指定史跡となる。平成4年から7年にかけて庭園の復元整備が行われ、村山家所有になっていた本丸櫓が移築された。ここには他に、田中城仲間部屋、下屋敷茶室、郷倉一棟も移築されている。</p>										『史跡田中城下屋敷』1996 藤枝市教育委員会		
田中城	仲間部屋・厩	仲間部屋・厩	市指定	藤枝市	藤枝市	4	静岡県 藤枝市	市史跡	外	無し	—	b
<p>本丸櫓(御亭)に同じ。</p>										『史跡田中城下屋敷』1996 藤枝市教育委員会		
掛川城	三の丸太鼓櫓	掛川城太鼓櫓	市指定	掛川市	掛川市	4	静岡県 掛川市	—	—	掛川公園	内	b
<p>三の丸太鼓櫓は明治初年の廃城とともに民間に払い下げられて移築され、明治33年、竹之丸邸内に移築された。さらに、昭和10年に町に寄贈されて本来位置に再建されるが、昭和30年には三の丸への市庁舎建設により公園内の本丸荒和布櫓跡に移築された。</p>										『掛川城天守閣復元事業記念 誌』1994 同記念誌編集委員会		
掛川城	大手門番所	大手門番所	市指定	掛川市	掛川市	3	静岡県 掛川市	—	—	掛川公園	内	b
<p>明治になり掛川に移住した旧幕臣が大手門番所を譲り受け居宅に改造した。昭和53年、子孫による居宅新築の際、掛川市が寄贈を受けて市立図書館分館前庭に移築したが、平成7年、大手門(本来位置でなく、発掘遺構の約50メートル北)の復元にもなって、門との位置関係を変えずに移築されている。</p>										『掛川城のすべて』1996 掛 川市教育委員会社会教育課		
名古屋城	二の丸東鉄門 二の門	旧二の丸東鉄門 二の門	国重文	国	名古屋市	1	愛知県 名古屋市	特別史跡	内	名城公園	内	b
<p>昭和38-39年、二の丸南半部の愛知県体育館建設のため二の丸東鉄門二の門、二の丸西鉄門二の門はともに解体された。昭和39年の体育館建設後、昭和47年には後者は元の位置に復元された。ところが前者は戦災で焼失した本丸東二の門とほぼ同規模(戦前の実測図より判明)であることから大きな改造を加えず、本丸東二の門跡に移築されている。</p>										『名古屋城年表』1967 名古 屋城振興協会		
津城	藩校有造館 入徳門	入徳門	市指定	津市	津市	1	三重県 津市	市史跡	内	お城公園	内	b
<p>昭和43年、城跡の一部をお城公園とし、御対面屋敷跡にあった藩校有造館入徳門を西の丸跡の日本庭園の門として移築している。</p>										『明治維新廃城一覽』1989		
田丸城	富士見門	旧富士見門	町指定	玉城町	玉城町	2	三重県度会郡 玉城町	県史跡	内	城山公園	外	b
<p>玉城町内の農家へ移築されていた富士見門が壊されるにあたり、昭和59年、城跡へ移築された。本来位置はグラウンドとなっているため、城内の見やすい位置で通行上邪魔にならない場所が選ばれた。</p>												

城跡名	移築前の名称	現在の呼称	指定等	所有者	管理者	移築回数	城跡所在地	史跡指定	史跡内外	公園名	公園位置内外	位置関係
来歴等												
彦根城	能舞台	旧能舞台	市指定	彦根市	(財)市文化 体育振興	4	滋賀県 彦根市	特別史跡	内	金亀公園	外	a
能舞台は明治20年に井伊直憲が大洞山麓の井伊神社境内に移築、昭和25年、彦根市が沙々那美神社境内に移築した。その後、昭和38年に護国神社境内に曳き家に移築され、昭和60年の解体修理で主要部材が当初材であること等が判明し、外観を復元した二の丸御殿内の本来位置に復元された。能以外にも利用されている。										『特別史跡彦根城跡表御殿発掘調査復元工事報告書』1988 彦根城博物館		
彦根城	庵原家長屋門	旧西郷屋敷長屋門 附袖塀および高麗門	市指定	最高 裁判所	最高 裁判所	1	滋賀県 彦根市	特別史跡	内	金亀公園	外	b
明治10年頃、裁判所設置の際に隣接する庵原家の門を移築したことが近年判明した。										『明治維新廃城一覽』1986 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』2016 彦根市教育委員会		
水口城	乾櫓	旧乾櫓	—	甲賀市	甲賀市	2	滋賀県 甲賀市	県史跡	内	無し	—	b
乾櫓と考えられていた民家の解体調査が昭和62年度に行われ、城郭建築の古材を集めて、明治時代に旅館としていたことがわかった。水口町はこの建物の寄贈を受けて平成3年度には水口高校グラウンド内、出丸部に水口城資料館として復元した。現在、水口城跡のガイダンス施設として機能している。										『滋賀県の歴史散歩』上1990 山川出版社		
膳所城	本丸二層隅櫓	芭蕉会館	—	大津市	大津市	1	滋賀県 大津市	—	—	膳所城址公園	外	c
廃城時に本丸二層隅櫓を料亭が買収し、飛竜閣と命名し、休憩・宿泊用施設にあてた。明治天皇が休憩したり、島崎藤村なども宿泊した。昭和38年には財団法人芭蕉翁遺跡顕彰会副会長長竹内氏が買収し、茶白山公園内の国史跡茶白山古墳の裾に移築した。近年、大津市が買い取り、現在は俳句の会が集会等に利用している。										『膳所城本丸跡発掘調査報告書』1990 大津市教育委員会		
亀山城 (亀岡市)	北町門	旧亀山城内新御殿門〔千代川小学校校門〕	市指定	千代川 自治会	千代川 自治会	2	京都府 亀岡市	—	—	無し	—	b
明治になって競売で地元の人が買い、戸長役場の門として移築されたのち、千代川小学校の前身である集成館の移転にともない、明治13年、現在地の千代川小学校に移築された。以来、校門は千代川小学校の生徒すべてがくぐり、日清、日露、太平洋戦争の出征兵士を送り、地域のシンボリックな存在となっている。										『千代川の教育』1984 千代川の教育編集委員会		
福知山城	二の丸銅門番所	旧二の丸銅門番所	—	福知山市	福知山市	2	京都府 福知山市	—	—	福知山城公園	内	b
明治39年11月（一説に大正5年）、本丸天守台に移築。昭和61年の天守再建の際、本丸内の別の場所に再移築となる。												
田辺（舞鶴）城	明倫館表門	旧明倫館表門	市指定	舞鶴市	宮舞鶴市	2	京都府 舞鶴市	—	—	無し	—	b
明治4年、明倫小学校の校門として移築され、昭和57年の小学校の改造にともない現在地へ移築された。												
宮津城	太鼓門	宮津小学校正門	—	宮津市	宮津市	3	京都府 宮津市	—	—	無し	—	b
明治年間に旧藩校礼讓跡の宮津小学校正門付近に移された後、大正7年校舎の増築で宮津小学校の東端に移築されていた。大手川の改修工事を契機とした城下町の歴史文化を生かしたまちづくりのなかで移築が計画され、平成22年に小学校正門として移築。												
三日月陣屋	物見櫓	三日月藩乃井野陣屋櫓	町指定	佐用町	佐用町	2	兵庫県 佐用町	町史跡	内	無し	—	a
藩邸正門の大手にあったといわれる物見櫓と長屋は明治維新後、小学校に移築転用され、明治44年には役場庁舎に転用され、以後公民館として利用されてきた。平成15年、長屋門や水堀の復元に合わせて本来位置に移築され、公開されている。										『森藩乃井野陣屋櫓門調査報告書』1988 明石工業高等専門学校建築学科		
三日月陣屋	長屋	三日月藩乃井野陣屋櫓	町指定	佐用町	佐用町	2	兵庫県 佐用町	町史跡	内	無し	—	a
物見櫓と同じ。										『森藩乃井野陣屋櫓門調査報告書』1988 明石工業高等専門学校建築学科		
村岡陣屋	奥方部屋	旧奥方部屋	—	香美町	香美町	2	兵庫県美方郡 香美町	—	—	御殿山公園	内	b
昭和33年から同57年まで県立村岡高等学校の敷地となり体育館が建設されるなどした。高校の移転があり、町が跡地の払い下げを受けて、公園化を計画。これとほぼ同時の平成2年、蚕糸問屋池田家の離れとして移築されていた奥方部屋の建て替えのため、この寄贈を受け移築する。平成3年、公園開園。												
高取城	松の門	旧高取小学校門	—	白井氏	白井氏	2	奈良県高市郡 高取町	国史跡	外	無し	—	b
廃藩置県後、明治25年に土佐小学校の校門として移築された。昭和19年の火災で一部が焼失し、白井氏（金剛力酒造株式会社）のもとで解体・保存されていた。地元と白井氏の要望を受け、平成16年度に城跡麓の高取児童公園に移築された。												

城跡名	移築前の名称	現在の呼称	指定等	所有者	管理者	移築回数	城跡所在地	史跡指定	史跡内外	公園名	公園内外	公園位置関係
来歴等											出典	
津和野城	物見櫓	旧物見櫓	—	津和野町	津和野町	1	鳥根県鹿足郡津和野町	県史跡	内	無し	—	b
城山は国史跡、藩邸跡で馬場先櫓と庭園の残る嘉楽園は鳥根県指定史跡となっている。大正時代の道路新設により嘉楽園敷地内へ移築されている。												
津和野城	藩邸表門	旧浜田県庁門	—	浜田市	浜田市	1	鳥根県鹿足郡津和野町	国史跡	外	無し	—	c
明治4年、津和野藩藩邸の門および大広間を浜田城跡へ移築し、浜田県庁とする。現在の位置は城山山腹に再移築されており、県指定史跡浜田城内、城山公園内にある。												
勝山(真島)城	御殿の一部	勝山藩主三浦家別邸の離れ	—	真庭市	真庭市	1	岡山県真庭市	町史跡	外	無し	—	b
本来位置は山麓の三の丸で、移築先は城跡から約2キロ離れている。旧藩主三浦家からこの土地と建物の寄付を受けて町では敷地と建物の公開を計画し、現在は旧勝山藩主宅三浦邸(椎の木御殿)として公開している。												
勝山(真島)城	御殿の一部	勝山藩主三浦家別邸の母屋	—	真庭市	真庭市	1	岡山県真庭市	町史跡	外	無し	—	b
三浦家別邸の離れに同じ。												
勝山(真島)城	城門	勝山藩主三浦家別邸の門	—	真庭市	真庭市	1	岡山県真庭市	町史跡	外	無し	—	b
三浦家別邸の離れに同じ。												
萩城	川手(花江)御殿	花江茶亭	市指定	萩市	萩市	1	山口県萩市	国史跡	内	指月公園	内	b
明治20年頃に杉民治、中村幸樹から建物の寄付の願いが出され、県から許可され、三の丸から移築される。											『指都岐公園一件』1887 萩市役所蔵	
萩城	梨羽家茶室	梨羽家茶室	—	萩市	萩市	1	山口県萩市	国史跡	内	指月公園	内	b
三の丸の萩藩寄組士梨羽氏の下屋敷から昭和13年に城内の現在地に移築された。											『史跡萩城跡・史跡萩城下町保存管理計画策定事業報告書』1991 萩市教育委員会	
萩城	福原家萩屋敷門	旧福原家萩屋敷門	—	萩市	萩市	2	山口県萩市	国史跡	内	指月公園	内	b
三の丸の萩藩永代家老福原家にあった表長屋の表門「御本門」は川上村の発昌寺に移築されていたが、昭和49年頃、福原家萩屋敷跡に再度移築された。福原家書院が萩城本丸の志都岐神社社務所として移築されており、その本来位置への復元とあわせ保存、展示方法などが検討されている。											『史跡萩城跡・史跡萩城下町保存管理計画策定事業報告書』1991 萩市教育委員会	
高松城	東之丸良櫓	旧東之丸良櫓	国重文	高松市	高松市	1	香川県高松市	国史跡	内	玉藻公園	内	b
東の丸良櫓所在地は戦後周辺の宅地化が進み、維持管理するための空地もない状況になった。修理工事にあたって史跡指定地となっている玉藻公園内への移築が考えられ、濠を備えた大手口付近のみ旧状を偲びうる環境であることから、昭和43年に桜の馬場太鼓櫓跡への移築となった。											『重要文化財高松城旧東之丸良櫓移築修理工事報告書』1967 高松市	
宇和島城	山里倉庫	現城山郷土館	—	宇和島市	(財)伊達博物館	1	愛媛県宇和島市	国史跡	内	城山公園	内	b
伊達倉庫株式会社の米蔵は三の丸訓練場にあった武器庫とされる山里倉庫で、昭和42年、城内藤兵衛丸に移築され、城山郷土資料館とし、民俗資料等を展示。												
宇和島城	家老桑折家長屋門	旧家老桑折家長屋門	市指定	宇和島市	宇和島市教育委員会	1	愛媛県宇和島市	国史跡	内	城山公園	内	b
昭和27年、現国道56号線の道路拡幅工事にともない、三の丸にあった旧桑折家長屋門が城北登山口に移築された。移転場所に合わせて改変を加えたため、原形は失われている。												
福岡城	潮見櫓	潮見櫓(伝見櫓)	県指定	福岡市	福岡市	2	福岡県福岡市	国史跡	—	舞鶴公園	—	a
明治末年、崇福寺(黒田家の菩提寺)の仏殿として移築され、花見櫓と接続して用いられた。双方の建物が福岡市に譲渡されることになり、平成3年の解体にともなう調査で月見櫓との伝承と違い潮見櫓であることが確認された。三の丸北西隅の本来位置に復元するため櫓石垣復元を完了し、令和6年度までに移築完了予定。											本書大塚論文	
福岡城	櫓(古時打櫓(伝)潮見櫓が有力)	(伝)潮見櫓	県指定	福岡市	福岡市	2	福岡県福岡市	国史跡	内	舞鶴公園	内	b
大正年間、浜の町の旧黒田家別邸へ移建された。昭和26年、同地が検察庁敷地になり、櫓が解体されるにあたり、昭和28年、福岡郷土博物館建設委員会が旧城内に再建することとなるが、本来位置付近は占領軍に使用されていたため、昭和31年、大手門近くの城内で本来櫓のなかった場所へ移築復元された。潮見櫓といわれていたが、崇福寺に移築されていた櫓2棟が花見櫓と潮見櫓とわかり、この櫓が潮見櫓でないことが明らかになった。												

城跡名	移築前の名称	現在の呼称	指定等	所有者	管理者	移築回数	城跡所在地	史跡指定	史跡内外	公園名	公園位置内外	位置関係
来歴等	出典											
福岡城	祈念櫓	祈念櫓	県指定	福岡市	福岡市	2	福岡県福岡市	国史跡	内	舞鶴公園	内	a
祈念櫓は大正6年に千代町長名で払下げが申請されて、黒田家の菩提寺崇福寺住職渡辺玄外が福岡城内の陸軍第二四連隊から払い下げを受けて、彼が住職を退いたのち、崇福寺末寺の大正寺（北九州市所在）住職となったことから、大正9年6月に大正寺に移築され、観音堂として使われた。昭和32年8月、県指定となり、昭和59年9月に元の位置に移築された。ただ、その外観と規模は城にあったときと大きく異なっている。												
三池陣屋	御殿	旧御殿	—	大牟田市	大牟田市	1	福岡県大牟田市	—	—	無し	—	b
陣屋跡は三池郷土館敷地等となる。小学校校舎（標本室）として使用されていた御殿を解体し、その一部を郷土館にはめ込む形で移築。現在は外観は見られるが、公開はしていない。												
佐賀城	御座間・堪忍所	御座間・堪忍所	市指定	佐賀市	佐賀市	2	佐賀県佐賀市	県史跡	内	城内公園	内	a
明治42年に本丸跡に建てられた赤松小学校では既存建物を校舎とし、「御居間（おいのま）」と呼ばれ、大正期に修理を受けて昭和14年には「郷土館」として利用された。昭和32年に南水ヶ江町が譲り受けて大木公園へ移築、南水会館として利用してきた。自治会は本来位置に移すことを希望し、県は県立歴史資料館を小学校跡地に建設する意向であった。平成13年に解体され、御座間と堪忍所の部材が使われていることが判明し、本丸跡の本来位置に移築・復元され、佐賀城本丸歴史館の中で公開されている。												
島原城	三の丸馬見所	島原城御馬見所	国登録	島原市	島原市	2	長崎県島原市	—	—	島原城跡公園	内	b
三の丸馬見所は城郭払い下げ後、民間に移築されていたが、昭和39年の天守閣復元を契機に城内に移築されることになった。ところが、本来位置の三の丸はグラウンドになっていたため、昭和41年に本丸への移築となった。												
熊本城	櫓方（はぜかた）門	旧櫓方門	—	熊本市	熊本市	1	熊本県熊本市	特別史跡	内	熊本城公園	内	b
櫓方会所のあった曲輪に位置したが、昭和29年に半崩壊状態となり解体され、同35年に現在地の竹の丸に移築された。平成28年の熊本地震では外壁破損の被害を受けた。												
人吉城	堀合門	旧家老新宮氏屋敷表門	市指定	堤氏	堤氏	2	熊本県人吉市	国史跡	内	人吉城跡公園	内	b
御殿裏門と考えられる門で、城郭処分時の明治5年～9年の間に城下の武家屋敷地の新宮家に移築された。移築復元のために推定地を発掘調査したが、本来位置を確定することはできなかったため、想定位置に移築した。												
日出城	藩校到道館	旧藩校到道館	県指定	日出町	日出町	1	大分県速見郡日出町	町史跡	外	城下公園	外	b
日出藩家老帆足万里は蘭学を修得し、近代科学に通じた。没後の安政5年（1858）に東二の丸（現日出中学校敷地）に藩校が開かれた。昭和26年に行われた万里祭に際し藩校は西二の丸に移築され、万里堂と呼ばれ、そこでは郷土資料を公開していた。近年は建物自体の展示になっている。移築先の西二の丸跡藩校致道館は県指定史跡で、本丸跡は町指定史跡。												
佐伯城	三の丸御殿玄関	住吉御殿	—	自治会	自治会	1	大分県佐伯市	—	—	無し	—	c
昭和45年、三の丸の市民会館建設のため解体し、船頭町が集会所として住吉神社隣接地に移築することになった。一般からの寄付金と自治会負担分と合わせ移設費用にあてる。												
高鍋城	藩校明倫堂書庫	藩校明倫堂書庫	町指定	高鍋町	高鍋町	1	宮崎県児湯郡高鍋町	町史跡	外	舞鶴公園	外	c
昭和29年に現在地に移築し、藩校明倫堂書庫は明治時代の外交官秋月佐都夫の書庫とともに、高鍋町立図書館の敷地内で古文書を保管する書庫として現在も使用されている。												

【凡例】 本表の項目は、内田和伸 1997「移築された近世城郭建築遺構の保存に関する研究」『ランドスケープ研究』第60巻5号 日本造園学会を取りまとめた際の情報に基づく。

「位置関係」のアルファベットは以下の通りの意である。

a：元の城跡内の本来位置 b：元の城跡内 c：元の城跡外

表2 社寺移築遺構の現況一覧

城跡名	城跡所在地	移築前の名称	現在の呼称	移築先所在地	位置	関係	移築時期	入手方法	根拠	指定等
松前(福山)城	北海道松前郡松前町	寺町門	阿吽寺山門	北海道松前郡松前町松城	B	祈願所	明治7-8年	檀徒購入寄進	文書	—
七戸城	青森県上北郡七戸町	城門	青岩寺山門	青森県上北郡七戸町	B	信仰	明治6年 戊辰	檀徒購入寄進	言い伝え	町指定
盛岡城	岩手県盛岡市	城門(伝承)	報恩寺中門	岩手県盛岡市名須川	B	—	明治7年	—	言い伝え	—
花巻城	岩手県花巻市	円城寺門	鳥谷崎神社社務所	岩手県花巻市内	A	城内鎮守	昭和7年	信徒購入寄進	文書	市指定
岩谷堂要害	岩手県奥州市	二の丸裏門	興性寺山門	岩手県奥州市男石	B	—	明治初年	—	言い伝え	—
一関城	岩手県一関市	表門	毛越寺表門	岩手県西磐井郡平泉町大沢	C	無関係	大正11年	檀徒購入寄進	文書	—
仙台城	宮城県仙台市	辰ノ口門	満興寺山門	宮城県仙台市泉区根白石町西上	C	寄進	明治年間	—	—	—
仙台城	宮城県仙台市	城門(伝承)	孝鸞寺山門	宮城県仙台市宮城野区東九番丁	B	祈願所	元和3年(1617)	藩主寄進	言い伝え	—
不動堂要害	宮城県遠田郡美里町	裏山門(伝承)	皎善寺靈廟門	宮城県遠田郡美里町塔の越	B	菩提寺	昭和38年	藩主寄進	文書	市指定
角田要害	宮城県角田市	表門	長泉寺臥牛門	宮城県角田市角田長泉町	B	菩提寺	大正4年	—	—	市指定
白石城	宮城県白石市	厩口門	延命寺山門	宮城県白石市不澄ヶ池	B	—	明治7年	藩主寄進	文書	国登録
白石城	宮城県白石市	二の丸東口門(伝)	当信寺山門	宮城県白石市本町	B	その他	明治20年	社寺購入	言い伝え	国登録
白石城	宮城県白石市	大手門または厩門	耕竜寺山門(伝承)	宮城県名取市増田北谷	C	その他	明治45年	—	言い伝え	市指定
久保田城	秋田県秋田市	本丸裏門	鱗勝院山門	秋田県秋田市旭北栄町	B	—	明治19年以降	—	—	—
横手城	秋田県横手市	大手門遺材	秋田神社本殿か	秋田県横手市城町本丸	A	藩主祭神	明治12年	—	—	—
亀ヶ崎城	山形県酒田市	三の丸搦手門	円通寺山門	山形県酒田市吉田伊勢塚	C	—	明治初年	檀徒購入寄進	—	—
山形城	山形県山形市	書院か	宝光院本堂	山形県山形市八日町	B	—	江戸時代	—	—	県指定
山形城	山形県山形市	城門(伝承)	万松寺山門	山形県山形市平清水	C	寄進	—	藩主寄進	文書 棟札	—
長瀨陣屋	山形県東根市	大手門(推定)	禅会寺山門	山形県東根市長瀨	B	—	明治年間か	—	—	—
若松城	福島県会津若松市	本丸御三階	阿弥陀寺旧仮本堂	福島県会津若松市七日	B	戊辰その他	明治7年	檀徒購入寄進	文書	—
中村城	福島県相馬市	城門	正西寺山門	福島県相馬市中野北反	B	その他	明治5年	檀徒購入寄進	言い伝え	市指定
中村城	福島県相馬市	城門	長命寺山門	福島県相馬市岩子大迫	C	—	—	—	—	市指定
棚倉城	福島県東白川郡棚倉町	南門(伝承)	長久寺山門	福島県東白川郡棚倉町花園沢目	C	藩主創建	宝永4年(1707)頃	藩主寄進	言い伝え	—
笠間城	茨城県笠間市	八幡台櫓	真浄寺七面堂	茨城県笠間市相生	B	その他	明治3年	檀徒購入寄進	言い伝え	県指定
笠間城	茨城県笠間市	天守遺材	佐志能神社拝殿	茨城県笠間市笠間	A	藩主祭神	明治年間	—	—	—
古河城	茨城県古河市	乾門	福法寺山門	茨城県古河市中央	B	信仰	明治6年	檀徒購入寄進	言い伝え	市指定
佐野陣屋	栃木県佐野市	大手門	東光寺中門	栃木県佐野市寺中町	C	菩提寺	明治9年	—	—	市指定
高崎城	群馬県高崎市	書院	長松寺庫裏	群馬県高崎市赤坂町	B	—	—	—	—	—
忍城	埼玉県行田市	北谷門(黒門)	総願寺山門	埼玉県加須市不動岡	C	—	明治6年	—	—	市指定
関宿陣屋	千葉県野田市	本丸新御殿	実相寺客殿	千葉県野田市関宿町台	B	菩提寺	明治4年	—	—	—

城跡名	城跡所在地	移築前の名称	現在の呼称	移築先所在地	位置	関係	移築時期	入手方法	根拠	指定等
与板陣屋	新潟県長岡市	大手門	西本願寺与板別院表門	新潟県長岡市与板	B	藩主 発願	明治4年	—	—	市指定
与板陣屋	新潟県長岡市	切手門	恩行寺山門	新潟県長岡市与板	B	—	—	—	—	市指定
金沢城	石川県金沢市	二の丸唐門	尾山神社東神門(尾山神社裏門)	石川県金沢市尾山	A	藩主 祭神	昭和38年	—	文書	登録
金沢城	石川県金沢市	二の丸能舞台	中村神社拜殿	石川県金沢市中村	B	—	昭和42年	—	—	登録
小松城	石川県小松市	二の丸饅橋門	来生寺の寺門	石川県小松市園町	B	—	明治5年	—	—	県指定
福井城	福井県福井市	本丸御殿の一部	瑞源寺本堂	福井県福井市足羽	C	菩提 寺	万延元年(1860)	藩主寄進	文書	県指定
福井城	福井県福井市	御座の間	瑞源寺書院	福井県福井市足羽	C	菩提 寺	万延元年(1860)	藩主寄進	梁等の記述	市指定
丸岡城	福井県坂井市	城門(伝承)	蓮成寺山門	福井県あわら市前谷	C	無関係	明治年間	—	言い伝え	—
大野城	福井県大野市	鳩門	光明寺山門	福井県大野市犬山	C	無関係	明治18年頃か	藩主寄進	言い伝え	—
大野城	福井県大野市	不明門	伝越前大野城不開門(真乗寺山門)	福井県大野市中丁	C	その他	明治4年頃	藩主寄進	言い伝え	市指定
鯖江陣屋	福井県鯖江市	御用屋敷門(赤門)	万慶寺裏門	福井県鯖江市深江	B	菩提 寺	明治以降	藩主寄進	—	—
鯖江陣屋	福井県鯖江市	受福堂御門	鯖江藩受福堂御門(松阜神社の門)	福井県鯖江市旭町	B	藩主 祭神	明治16年	—	—	市指定
上田城	長野県上田市	藩主居館玄関	本陽寺玄関	長野県上田市中央	B	菩提 寺	明治23-29年	藩主寄進	写真	—
飯山城	長野県飯山市	大手門	信雙寺山門	長野県飯山市金箱	C	—	明治14年	檀徒購入寄進	文書	—
飯山城	長野県飯山市	本丸裏門(不明門)	妙専寺山門	長野県飯山市愛宕	B	—	—	—	—	—
小諸城	長野県小諸市	足柄門	光岳寺山門	長野県小諸市荒町	B	—	—	—	—	—
小諸城	長野県小諸市	黒門(一の門)	正眼院山門	長野県小諸市八満	C	—	明治年間	藩主寄進	文書	—
田野口陣屋	長野県佐久市	表御殿	時宗寺書院	長野県佐久市鳴瀬落合	C	—	—	—	—	—
田野口陣屋	長野県佐久市	東通用門	薬師寺山門	長野県佐久市原	C	—	—	—	—	—
高鳥城	長野県諏訪市	城門	温泉寺山門	長野県諏訪市湯の脇	C	信仰	明治年間	藩主寄進	—	市指定
高鳥城	長野県諏訪市	能舞台	温泉寺本堂	長野県諏訪市湯の脇	C	信仰	明治年間	藩主寄進	—	市指定
高鳥城	長野県諏訪市	城門	常光寺山門	長野県塩尻市方丘	C	—	—	—	—	—
飯田城	長野県飯田市	桜丸の門(不浄門)	経蔵寺山門	長野県飯田市上郷町上郷別府	C	—	宝暦年間(1751-1764)	檀徒購入寄進	文書 棟札	市指定
岩村城	岐阜県岩村市	土岐門	徳祥寺山門	岐阜県岩村市飯羽間	C	—	—	—	—	—
岩村城	岐阜県岩村市	城門	妙法寺山門	岐阜県岩村市江戸	B	—	—	—	—	—
今尾陣屋	岐阜県海津市	表門	西願寺山門	岐阜県海津市今尾	B	—	—	—	—	—
沼津城	静岡県沼津市	中庭門(推定)	光長寺辻の坊門	静岡県沼津市岡官	C	—	—	—	—	市指定
田中城	静岡県藤枝市	不浄門	旭伝院山門	静岡県焼津市保福島	C	無関係	明治年間	—	言い伝え	—
掛川城	静岡県掛川市	大手三の門	油山寺山門	静岡県袋井市村松	C	寄進	明治6年	藩主寄進	文書 棟札	国重文
掛川城	静岡県掛川市	露の門(富貴の門)	円満寺山門	静岡県掛川市掛川	B	—	明治年間	社寺購入	—	市指定
掛川城	静岡県掛川市	城門	龍雲寺山門	静岡県小笠郡菊川町西方	C	信仰	明治5年	—	言い伝え	—

城跡名	城跡所在地	移築前の名称	現在の呼称	移築先所在地	位置	関係	移築時期	入手方法	根拠	指定等
横須賀城	静岡県掛川市	二の丸不開門	撰要寺山門	静岡県掛川市川崎	B	菩提寺	明治年間	社寺購入	言い伝え	市指定
横須賀城	静岡県掛川市	書院	善福寺	静岡県掛川市大湖	B	その他	明治6年	—	文書	—
堀江陣屋	静岡県浜松市	表門	法泉寺山門	静岡県湖西市新所	C	信仰	明治10年	社寺購入	文書	市指定
吉田（豊橋）城	愛知県豊橋市	城門	本興寺山門	静岡県湖西市鷺津	C	—	延宝2年（1674）	藩主寄進	掲額の記述	市指定
吉田（豊橋）城	愛知県豊橋市	御殿（伝側室住居）	本興寺奥書院	静岡県湖西市鷺津	C	—	延宝2年（1674）	老中寄進	言い伝え	県指定
岡崎城	愛知県岡崎市	念佛堂赤門	謁播（あらわ）神社の門	愛知県岡崎市東阿知和町北山	C	—	—	—	—	—
重原陣屋	愛知県刈谷市	正門	願行寺山門（重原陣屋の正門）	愛知県刈谷市半城土町乙本郷	C	—	明治7年	檀徒購入寄進	その他	市指定
重原陣屋	愛知県刈谷市	玄関	十応寺玄関	愛知県刈谷市半城土町乙本郷	C	—	—	—	—	—
名古屋城	愛知県名古屋市	三の丸清水門（推定）	妙興寺総門	愛知県一宮市大和妙興寺	C	—	江戸時代	藩士寄進	文書棟札	市指定
名古屋城	愛知県名古屋市	本丸大手馬出門	興正寺東山門	愛知県名古屋市昭和区八事本	C	祈願所	宝永年間（1704-1710）	—	言い伝え	—
名古屋城	愛知県名古屋市	城門（伝承）	円乗寺山門	愛知県北名古屋市石橋大日	C	—	明治初年	—	言い伝え	—
名古屋城	愛知県名古屋市	城門	正福寺山門	愛知県一宮市大和苜安賀	C	—	江戸時代	檀徒購入寄進	—	市指定
犬山城	愛知県犬山市	内田門	瑞泉寺山門	愛知県犬山市犬山瑞泉寺	C	—	明治年間	—	言い伝え	—
犬山城	愛知県犬山市	松之丸門	浄蓮寺山門	愛知県一宮市千秋町穂積塚本	C	—	明治初年	檀徒購入寄進	文書	市指定
犬山城	愛知県犬山市	城門	運善寺山門	愛知県一宮市浅井大日比野	C	無関係	明治10年	檀徒購入寄進	文書	市指定
犬山城	愛知県犬山市	二の丸矢来門	専修院東門	愛知県丹羽郡扶桑町柏森西屋敷	C	—	明治9年	社寺購入	棟札	町指定
犬山城	愛知県犬山市	黒門	徳林寺山門	愛知県丹羽郡大口町余野寺前	C	—	明治9年	檀徒購入寄進	—	町指定
犬山城	愛知県犬山市	松の丸裏門（伝承）	常満寺山門	愛知県犬山市犬山古券	B	無関係	明治10年	社寺購入	言い伝え	国登録
長島城	三重県桑名市	大手門	旧長島城大手門（蓮正寺表門）	三重県桑名市長島町又木	B	—	明治9年	—	—	市指定
桑名城	三重県桑名市	城門（伝承）	了順寺山門	三重県桑名市大帽	B	—	—	—	—	—
桑名城	三重県桑名市	御殿の一部	浄泉坊山門	三重県三重郡朝日町小向	C	—	—	—	—	—
菰野陣屋	三重県三重郡菰野町	城門	金蔵寺山門	三重県三重郡菰野町小島	C	—	—	—	—	—
神戸城	三重県鈴鹿市	大手門	顕正寺山門	三重県四日市市西日野	C	—	明治9年	社寺購入	文書	市指定
神戸城	三重県鈴鹿市	太鼓櫓	蓮花寺鐘楼	三重県鈴鹿市東玉垣町	C	—	明治初期	檀徒購入	寄進棟札	市指定
亀山城	三重県亀山市	三重櫓遺材	本宗寺本堂	三重県亀山市市ヶ坂町	B	—	—	—	—	—
亀山城	三重県亀山市	二の丸御殿玄関と式台	遍照寺本堂	三重県亀山市西	B	—	—	—	—	—
松坂（松阪）城	三重県松阪市	城門	来迎寺裏門	三重県松阪市白粉	B	—	—	—	—	市指定
松坂（松阪）城	三重県松阪市	城門	轉輪寺裏門	三重県明和町明星	C	—	明治初期か	—	—	—
田丸城	三重県度会郡至城町	城門（伝承）	轉輪寺表門	三重県明和町明星	C	—	明治初期か	—	言い伝え	市指定
彦根城	滋賀県彦根市	城門（伝承）	法善寺山門	滋賀県米原市醒井	C	—	—	—	言い伝え	—
西大路陣屋	滋賀県蒲生郡日野町	表御殿	相国寺林光院本堂	京都市上京区今出川通り	C	無関係	大正8年	社寺購入	言い伝え	—

城跡名	城跡所在地	移築前の名称	現在の呼称	移築先所在地	位置	関係	移築時期	入手方法	根拠	指定等
西大路陣屋	滋賀県蒲生郡日野町	裏門	経王寺表門	滋賀県蒲生郡日野町西大路	B	—	—	—	—	—
西大路陣屋	滋賀県蒲生郡日野町	藩邸の一部	清源寺書院	滋賀県蒲生郡日野町西大路	B	寄進	文久元年(1861)	—	家紋入釘隠し	—
西大路陣屋	滋賀県蒲生郡日野町	藩邸	聖財寺本堂	滋賀県蒲生郡日野町西大路大石	B	—	—	—	言い伝え	—
西大路陣屋	滋賀県蒲生郡日野町	御門玄関破風	法雲寺本堂玄関	滋賀県蒲生郡日野町西大路水落	B	—	万延元年(1860)	—	文書	—
膳所城	滋賀県大津市	北大手門	篠津神社門	滋賀県大津市中庄	B	信仰	明治5年	藩主寄進	文書棟札	重文
膳所城	滋賀県大津市	犬走門	若宮八幡神社門	滋賀県大津市杉浦	B	—	—	—	—	—
膳所城	滋賀県大津市	本丸黒門	御霊神社門	滋賀県大津市石山鳥居町鳥居川	C	信仰	明治4年	藩主寄進	梁等の記述	—
膳所城	滋賀県大津市	米倉門	近津尾神社門	滋賀県大津市国分町	C	信仰	明治年間	藩主寄進	言い伝え	—
膳所城	滋賀県大津市	南大手門	鞭崎神社表門	滋賀県草津市矢橋町	C	信仰	明治初年	—	文書	重文
膳所城	滋賀県大津市	水門	新宮神社裏門	滋賀県草津市野路	C	無関係	—	—	—	—
膳所城	滋賀県大津市	本丸門	膳所神社表門	滋賀県大津市膳所	B	信仰	明治3年	—	—	重文
膳所城	滋賀県大津市	城門	膳所神社北門	滋賀県大津市膳所	B	信仰	大正元年	—	—	—
膳所城	滋賀県大津市	城門	膳所神社南門	滋賀県大津市膳所	B	信仰	—	—	—	—
亀山城	京都府亀岡市	城門	桂林寺山門	京都府亀岡市本梅平松中野垣内	C	—	—	—	—	—
亀山城	京都府亀岡市	城門	延福寺本坊表門	京都府亀岡市本梅町西加舎の場	C	—	—	—	—	—
亀山城	京都府亀岡市	城門	谷性寺境内門	京都府亀岡市宮前町猪倉土山	C	—	—	—	—	—
亀山城	京都府亀岡市	城門	文覚寺表門	京都府亀岡市保津町	C	—	—	—	—	—
園部城	京都府南丹市	太鼓櫓	安楽寺	京都府南丹市八木町北屋賀国府	C	—	明治4年	社寺購入	言い伝え	市指定
福知山城	京都府福知山市	二の丸銅門	正眼寺山門	京都府福知山市寺	B	—	—	—	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	鶯門	法鷲寺山門	京都府福知山市下鉗屋	B	—	—	—	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	城門	昭仙寺山門	京都府福知山市堀	C	—	—	—	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	本丸能舞台	一宮神社能舞台	京都府福知山市堀	C	信仰	明治7年	—	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	城門	明覚寺山門	京都府福知山市呉服	B	無関係	明治5年	藩主寄進	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	城門	観龍寺山門	京都府福知山市榎原口榎原	C	—	—	—	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	城門	観龍寺南門	京都府福知山市榎原口榎原	C	—	—	—	—	市指定
福知山城	京都府福知山市	城門	瑞林寺山門	京都府福知山市夜久野町板生	C	—	明治6-10年	—	—	市指定
麻田陣屋	大阪府豊中市	御殿玄関	報恩寺玄関	大阪府豊中市春日	B	無関係	明治15年	—	—	市指定
高槻城	大阪府高槻市	唐門(伝承)	永井神社唐門	大阪府高槻市野見	A	城内鎮守	—	—	言い伝え	市指定
狭山陣屋	大阪府大阪狭山市	大手門(伝承)	西本願寺別院御成門	大阪府堺市神明東	C	—	明治年間	—	文書	市指定
三田陣屋(三田藩御下屋敷)	兵庫県三田市	大手黒門	金心寺山門	兵庫県三田市天神	C	信仰	昭和38年	その他	言い伝え	—
篠山城	兵庫県丹波篠山市	城門(伝承)	金照寺山門	兵庫県丹波篠山市管	C	—	—	—	言い伝え	—

城跡名	城跡所在地	移築前の名称	現在の呼称	移築先所在地	位置	関係	移築時期	入手方法	根拠	指定等
柏原城	兵庫県丹波市	太鼓櫓	大歳神社太鼓櫓	兵庫県丹波市 柏原町南多田	B	—	明治初頭	—	—	市指定
明石城	兵庫県明石市	居屋敷曲輪切手門	月照寺山門	兵庫県明石市 人丸	B	信仰	明治6年	社寺購入	文書 棟札	市指定
龍野城	兵庫県たつの市	城門	光遍寺山門	兵庫県たつの市 揖保中臣	C	—	明治年間	—	言い伝え	—
龍野城	兵庫県たつの市	冠木門	浄栄寺門	兵庫県たつの市 揖保川町正條	C	—	明治初年	藩主寄進	言い伝え	—
龍野城	兵庫県たつの市	埋門	浄栄寺すかし門	兵庫県たつの市 揖保川町正條	C	—	明治初年	藩主寄進	言い伝え	—
龍野城	兵庫県たつの市	鋸坂門	蓮光寺山門	兵庫県揖保郡 太子町常全	C	—	明治10年頃 か	藩主寄進	言い伝え	—
龍野城	兵庫県たつの市	大手門	因念寺山門	兵庫県たつの市 揖保川町野田	C	その他	明治12年	社寺購入	文書	市指定
赤穂城	兵庫県赤穂市	塩屋門	花岳寺山門	兵庫県赤穂市 加里屋	B	菩提 寺	明治6年	社寺購入	文書	市指定
豊岡陣屋	兵庫県豊岡市	陣屋表門	福成寺山門	兵庫県豊岡市 出石町内	C	—	昭和52年	—	言い伝え	—
豊岡陣屋	兵庫県豊岡市	陣屋門	長松寺山門	兵庫県豊岡市 下鶴井	C	—	—	—	—	—
豊岡陣屋	兵庫県豊岡市	陣屋門	慈等寺山門	兵庫県豊岡市 三宅	C	—	—	—	—	—
洲本城	兵庫県洲本市	玄関および書院	洲本八幡神社金 天閣	兵庫県洲本市 山手	B	藩主 祭神	大正14年	町から	掲額の 記述	県指定
郡山城	奈良県大和郡山市	城門（伝承）	永慶寺山門	奈良県大和郡 山市永慶寺	B	菩提 寺	幕末	藩主寄進	言い伝え	市指定
小泉陣屋	奈良県大和郡山市	陣屋門	小泉神社表門	奈良県大和郡 山市小泉桐ノ内	B	—	明治5年	藩主寄進	—	—
柳本陣屋	奈良県天理市	表向御殿	榎原神宮文華殿	奈良県榎原市 久米	C	—	昭和42年	—	—	国重文
芝村陣屋	奈良県桜井市	南門	慶田寺山門	奈良県桜井市芝	B	—	—	—	—	—
櫛羅陣屋	奈良県御所市	御殿玄関	九品寺玄関	奈良県御所市 櫛原	C	—	明治初年	—	言い伝え	—
高取城	奈良県高市郡高取町	二の門	子嶋寺山門	奈良県高市郡 高取町観覚寺	B	—	明治年間	社寺購入	言い伝え	—
和歌山城	和歌山県和歌山市	本丸御殿台所	光恩寺庫裏	和歌山県大垣内	C	—	明治13年	—	文書	市指定
津山城	岡山県津山市	城門	中山神社神門	岡山県津山市 一宮	C	信仰	明治年間	—	その他	市指定
津山城	岡山県津山市	城門	大隅神社神門	岡山県津山市 上之	B	信仰	明治8年	寄付金で 購入	梁等の 記述	市指定
福山城	広島県福山市	能舞台	沼名前神社能舞 台	広島県福山市 鞆町後地	C	信仰	万治年間	藩主寄進	言い伝え	国重文
三原城	広島県三原市	御成門	安楽寺山門	広島県三原市 鷺浦須波	C	その他	明治10年	藩主寄進	棟札	市指定
萩城	山口県萩市	家老福原家書院	旧福原家書院 (志部岐神社社務 所)	山口県萩市堀内 二区の一	A	藩主 祭神	明治年間	信徒購入 寄進	言い伝え	市指定
長府（豊浦） 陣屋	山口県下関市	御殿玄関	覚苑寺庫裏	山口県下関市 長府安養寺	C	—	—	—	—	—
長府（豊浦） 陣屋	山口県下関市	書院	覚苑寺庫裏	山口県下関市 長府安養寺	C	—	—	—	—	—
清末陣屋	山口県下関市	表門	阿内八幡宮神門	山口県下関市 清末阿内	C	信仰	—	藩主寄進	言い伝え	—
清末陣屋	山口県下関市	御殿玄関	明円寺庫裏	山口県下関市 小月本町	C	—	—	—	—	—
清末陣屋	山口県下関市	御殿書院（伝承）	明円寺庫裏	山口県下関市 小月本町	C	—	—	—	言い伝え	—
多度津陣屋	香川県仲多度郡 多度津町	御殿一部	常楽寺	香川県九尾市 田村町	C	—	—	—	—	—
西条陣屋	愛媛県西条市	広敷門	大通寺山門	愛媛県西条市 神拝甲	B	—	—	—	—	—

城跡名	城跡所在地	移築前の名称	現在の呼称	移築先所在地	位置	関係	移築時期	入手方法	根拠	指定等
小松陣屋	愛媛県西条市	屋敷門	仏心寺山門	愛媛県西条市 小松町新屋敷甲	B	—	—	—	—	—
今治城	愛媛県今治市	外曲輪の辰の口門	乗禪寺山門 (慈照門)	愛媛県今治市 延喜甲	C	—	—	—	—	—
今治城	愛媛県今治市	城門（伝承）	延命寺山門	愛媛県今治市 阿方甲	C	—	—	—	言い伝え	—
福岡城	福岡県福岡市	本丸表門	崇福寺山門	福岡県福岡市 博多区千代	B	—	—	大正7年	—	県指定
秋月陣屋	福岡県朝倉市	大手門（黒門）	垂裕神社の門	福岡県朝倉市 大字野島	A	藩主 祭神	明治13年	藩士寄進	言い伝え	県指定
佐賀城	佐賀県佐賀市	大書院	竜泰寺本堂	佐賀県佐賀市 赤松	B	—	大正10年	—	—	—
佐賀城	佐賀県佐賀市	大書院	竜泰寺庫裏	佐賀県佐賀市 赤松	B	—	昭和3年	—	—	—
八代城	熊本県八代市	三の丸永蔵門	春光寺山門	熊本県八代市 古麓	C	—	—	—	—	市指定
八代城	熊本県八代市	三の丸番所	春光寺	熊本県八代市 古麓	C	—	—	—	—	市指定
日出城	大分県速見郡日出町	城門	龍泉寺山門	大分県速見郡 日出町日出	B	—	明治か大正	藩士寄進	—	—

【凡例】 本表の項目は、内田和伸 1998「近世城郭建築遺構の社寺への移築について」『ランドスケープ研究』第61巻5号 日本造園学会を取りまとめた際の情報に基づく。
「位置」のアルファベットは、以下の通りの意である。
A：城跡内 B：旧城下町内 C：旧城下町外
現在の名称が複数ある場合、文化財としての名称を優先して記載した。

福岡城から移築された城郭建築遺構の再移築について

大塚 紀宜（福岡市経済観光文化局 史跡整備活用課）

1. はじめに

福岡市は九州北部に位置し、九州最大の人口を有する政令指定都市として、また福岡県の県庁所在地として、商業・行政の拠点の機能を有する都市として発展を遂げてきた。

福岡市の面積は343.46km²、人口は1,612,392人（令和2年10月1日現在）¹⁾で、人口増加数、人口増加率も政令指定都市中で第1位である。市の財政規模は令和3年度一般会計当初予算が約1兆545億円、うち文化財関連予算は約8億6千万円である²⁾。

福岡市域での人々の営みは旧石器時代後期より継続していることが確認されている。特に縄文晩期以後、稲作が大陸より伝播して後には日本最古の農村と言われる板付遺跡や、最古の王墓とされる吉武高木遺跡などの特徴的な弥生時代の遺跡が存在する。西暦57年には奴国の王が後漢に使者を送り、その時に下賜された金印「漢委奴国王」が市内東区の志賀島から出土している。

古墳時代から古代にかけても大陸との交流は継続し、7世紀後半には外国との交渉・交流の窓口として筑紫館（後の鴻臚館）が博多湾に面した荒津の丘の上に設置されるが、その場所は後に福岡城となった場所であったことは奇遇と言えよう。

中世には港湾都市・博多が発展し、中国との貿易拠点として様々な物資の集積地となった。また2回の元の襲来もまた、博多が交易・交流の窓口であったことによるものであろう。このように、福岡は古来より大陸との交流の窓口として発展してきた町で

あり、関ヶ原以後に入国した黒田官兵衛（如水）・長政父子がこの地に筑前52万3千石の拠点とする城を築いたことにも妥当性が見出せる。

このように数多く遺存する市域の文化財に対して、調査・保護のため、昭和44年（1969）教育委員会に文化課が設置され、現在は経済観光文化局文化財活用部の下に4課（文化財活用課・史跡整備活用課・埋蔵文化財課・埋蔵文化財センター）が編成され、文化財の保護・活用を担当している。

2. 福岡城跡の概要および整備の概要

福岡城（図1）は福岡市街地のほぼ中心に位置し、南の背振山系から北に伸びる丘陵の先端部に築かれている。城郭の縄張りは丘陵の地形を生かした形で設定され、城の南側を堀切で断ち切り、頂部に天守台を置き、その周囲に本丸、二の丸、三の丸を配置する、梯郭式の縄張を作る平山城として築城される。城の西側は入海で、丘陵の造成土で埋め立てて三の丸西側を作り、その西側は草香江と呼ばれる自然の



図1 福岡城跡全景（南から）



図2 南丸多聞櫓

入海を、大堀という広い池状の堀に利用して西側の防御とした。城の東側はかつて鴻臚館の造営により造成された平坦面を活用しながら、丘陵を造成して谷部を埋めあげ、三の丸東側を作っていた。三の丸の周囲には幅50mの堀を巡らせ、東方向に幅50mの肥前堀と呼ばれる堀が那珂川まで約2kmの長さで続いており、堀と河川、海岸線で城下町を囲んだ大規模な惣構をもつ構造である。

本丸、二の丸、三の丸の範囲は東西約1km、南北約700mにわたり、面積は合計で約41万㎡に及ぶ³⁾。天守台頂部の標高は約36mで、本丸、二の丸、三の丸の順に階段状を呈しており、天守台からは市内を一望することができる。

現在、城内および北側堀、南側堀の一部及び堀石垣展示室を含む範囲が国史跡指定の範囲となっており、指定面積は480,424.90㎡である。土地所有者は令和3年3月現在、財務省、福岡市、福岡県・福岡市共有、及び都市再生機構である。

(1) 福岡城の変遷

福岡城の築城は慶長6年(1601)に着手された。関ヶ原の後で筑前国を拝領した福岡藩初代藩主黒田長政は入国当初、東区の名島城に入城するが、城下町の手狭さもあって程なく新たな城の計画に乗り出し、数カ所の候補地の中から那珂郡警固村福崎の地に築城を決定した。この時に城名を黒田氏の故地である備前国邑久郡福岡の名をとって福岡城としたのが福岡の地名の起源である。

築城は天守台付近から着手し、7年の歳月を経て慶長12年(1607)に完成したといわれている⁴⁾。天守閣の有無は不明だが、本丸には本丸御殿、二の丸には藩主嗣子の屋敷が作られ、三の丸は家老級の上級家臣の屋敷地であった。また、二の丸の南西部に位置する南丸は独立した郭で、三階櫓をはじめ多聞櫓(図2)で囲まれた防御性の高い郭を作り、また三の丸西部には小丘陵を造成して頂部には黒田孝高(官兵衛・如水)の隠居所である御鷹屋敷が作られた。

城内には47の櫓があったといわれ、その他に多数の門が設けられていた。一方、三代藩主光之の時代に三の丸に下屋敷が整備され、藩主の屋敷と藩政の中心となったため、本丸御殿は儀礼の場として性格を変えていき、本丸、二の丸の櫓は武具や物品の倉庫として機能することになった。

明治維新以後、廃藩置県によって福岡城から黒田家が退去した後、三の丸御殿は一時期県庁として使用されており、その後陸軍が城内に入ってから兵舎等で櫓建物を使用していたが、建物の老朽化等により多くの建物が明治期に解体された。現在城外に移築されたり城内に再移築されたりした建造物は明治末年から大正期にかけて移築されたもので、城内に現位置で遺存する建造物は南丸多聞櫓と下之橋御門のみとなった。(下之橋御門は二階櫓部分を撤去し、一層の門として遺存した。)

本丸は戦前には陸軍の衛戍病院が設置され、三の丸は陸軍第24連隊の建物や演習場として利用された一方、城の石垣は旧状を留めていた。

戦後、城内には昭和21年(1946)に引揚者の住宅が設置され(博多港は当時日本最大級の引揚港だった)、昭和23年(1948)には第3回国民体育大会の会場として平和台陸上競技場、サッカー・ラグビー場が、昭和25年(1950)には平和台野球場が設置され、昭和38年(1963)には国立中央病院が本丸から移転、昭和43年(1968)には高等裁判所が三の丸東側に作られるなど城内に様々な施設が作られた。

その一方で、昭和23年(1948)には総合公園舞鶴

公園として都市計画決定され、昭和32年（1957）には国史跡に指定（1982年追加指定）された。現在、福岡城跡の指定範囲は大部分が舞鶴公園として整備され、城内の施設も順次城外への移転が進んでいる⁵⁾。

（2）福岡城跡整備の経緯

昭和32年に国史跡指定を受けたことで、福岡城跡の整備については城内の諸施設の城外への移転、歴史的建造物の移築復元や石垣の保存修理が進められ、大学・短大や病院などの施設の移転が昭和40年代から行われた。また歴史的建造物の移築・再移築が昭和30年代から40年代を中心に行われた。

昭和62年（1987）に三の丸東側で鴻臚館跡が発見されたことを契機に、平成3年（1991）には『舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ）』が策定され、舞鶴公園を鴻臚館・福岡城跡を中心として整備する方針が確認された。

平成17年（2005）には『福岡城跡保存整備基本構想』が策定され、福岡城跡の保存整備、管理運営等の基本的な枠組みについて定められた。この構想を受けて平成24年（2012）には『国史跡福岡城跡保存管理計画』が策定され、史跡としての福岡城跡の保存管理の方針が具体的に定められた。これらの保存計画を受けて、平成26年（2014）には『福岡城跡整備基本計画』が策定され、福岡城跡の整備・活用を促進するための計画をとりまとめた⁶⁾。この中で、歴史的建造物の復元については真正性を確保できる建造物を復元整備の対象とする方針としている。

3. 再移築建造物の性格・価値・移築経緯・再移築経緯

（1）城内の歴史的建造物

一説には、福岡城内には47の櫓があったと言われている。平成6年（1994）に出された報告書では、櫓跡を含め46余の櫓を確認でき、非常に多くの建造物が城内に存在したという報告がある⁷⁾。城内の櫓の一覧を表1に記載し、櫓の遺存・移築状況を図3に示した。

福岡城は明治4年（1871）の廃藩置県以後、明治6年（1873）から陸軍が城内に入ってから駐屯地としての整備が行われ、古い城郭建物は解体が進められたものとみられる⁸⁾。当時作られた城内の鳥瞰図⁹⁾などの資料を検討すると、城内の櫓のうち明治後半まで遺存していたのは南丸多聞櫓、古時打櫓、天守櫓、鉄砲櫓、鉄物櫓、祈念櫓、月見櫓、潮見櫓、花見櫓などごく一部である。これらの櫓も大正年間までに破却あるいは移築され、多聞櫓以外の櫓は城内から一掃されている。また、城内の門も下之橋御門以外の門は全て移築あるいは解体され、下之橋御門も明治年間に1層に改築されたものと考えられている。

また、城内には櫓、門の他にも本丸、二の丸、三の丸に御殿が建築されており、三の丸には重臣の屋敷が立ち並んでいた。これらの御殿、重臣屋敷は明治初期に全て解体されている。

城外に移築された建物は、福岡城から北に300mの海岸沿いにあった黒田別邸の本丸裏御門と（伝）潮見櫓、武具櫓、福岡市博多区千代の崇福寺の本丸表御門と花見櫓、潮見櫓、崇福寺の末寺である北九州市八幡東区の大正寺の祈念櫓である。黒田別邸の本丸裏御門と武具櫓は太平洋戦争時の空襲で焼失し、崇福寺の本丸表御門は現在も移築先にある。（伝）潮見櫓と祈念櫓は城内に再移築され、花見櫓、潮見櫓は部材が保管されている。

（2）潮見櫓

「本当の」潮見櫓は、三の丸西側の北西隅に位置していた隅櫓である。北側と西側で堀に面しており、また北側の唐津街道から見える位置にあることから、城内の建物の中でも当時の人々が目にする多くの多い建物だったことは想像できる。名称の由来は、海が遠望できたからとも、海上監視を担っていたからとも言われているが、定かではない。櫓の表記には「潮見」「塩見」「汐見」ともある¹⁰⁾。

潮見櫓に関する記録は、三代藩主光之の時代まで遡る。光之死去の際、側近が「塩見矢倉の下に舟をつけ」て金銀財宝を盗んだという記録が文政13年

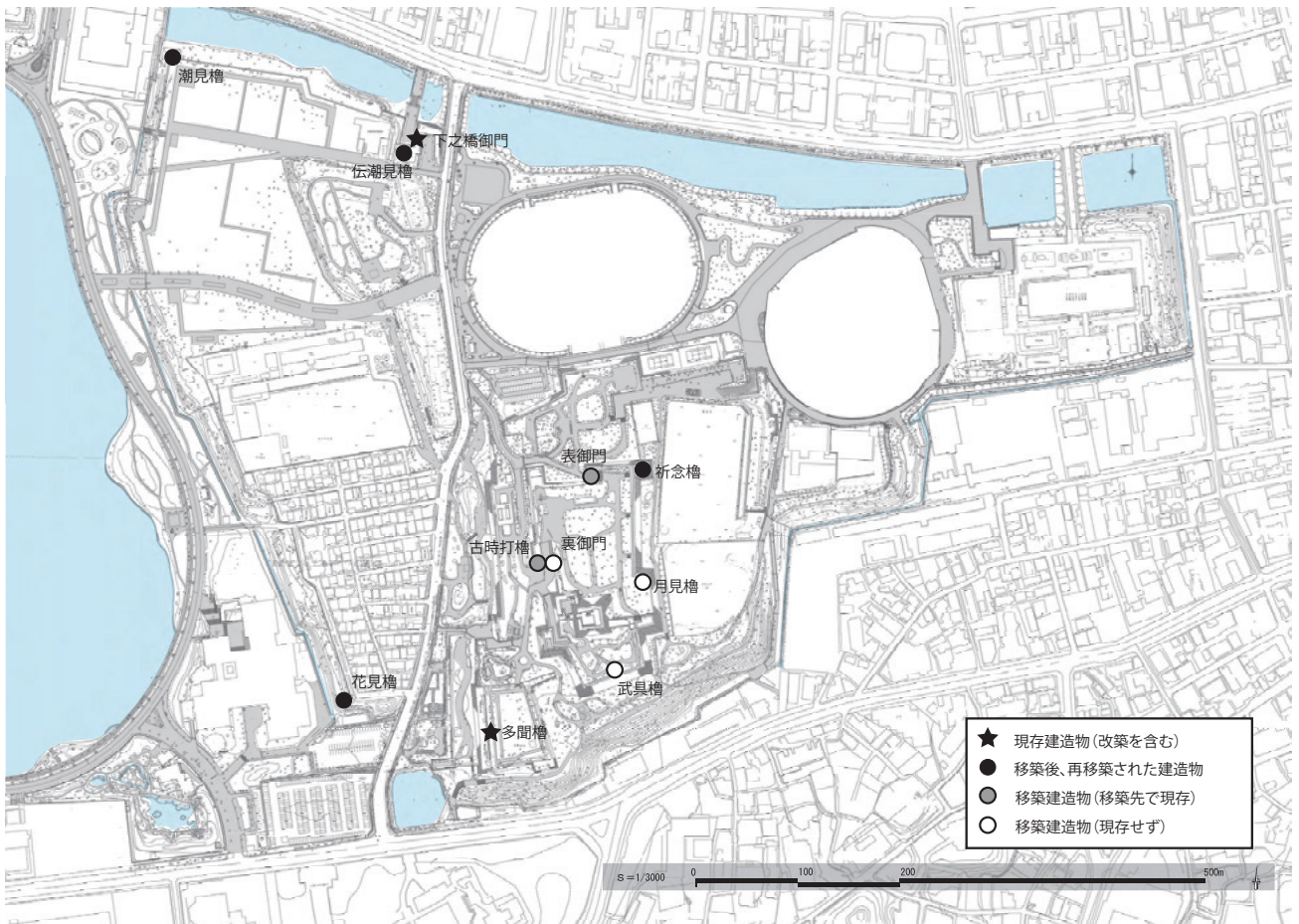


図3 福岡城の櫓の遺存・移築状況

(1830) に書かれた『買櫓雑話』の中にある¹¹⁾。令和2年に実施した潮見櫓復元に伴う石垣調査でも、使用されている石材の加工や積み方が城内の他の石垣と比較して古い段階に当たる可能性が指摘でき、櫓自体は築城時の早い段階で櫓が築かれたものと考えられる。また元禄12年(1699)の『御城内絵図』に二層の櫓が書かれており、17世紀から継続して三の丸北西隅に存在していたものとみられる。

江戸期後半期の普請・作事を記した『御要害作事ヶ所附』には安永3年(1774)に「潮見御櫓建修理」の記事があり、天明4年(1784)には「潮見御櫓家上之廻り野地より仕替え繕」の記録がある。絵図には二階建の櫓と付櫓が描かれており、崇福寺移築時の平面図にも櫓の東側と南側に付櫓が書かれている¹²⁾。

明治以後、潮見櫓の記録は一旦途絶えるが、櫓建物は存在していたとみられ、明治40年(1907)に崇

福寺が払い下げの申請を出している。崇福寺の願書には「旧福岡藩主黒田家代々在城の砌の遺物にして、旧藩内史民に於いては、余所乍ら殊の外なつかしく存じ居り候紀年物」として、黒田家のゆかりの建物であるので境内に移築したいとの趣旨が書かれている¹³⁾。

崇福寺は福岡市博多区千代にある仁治元年(1240)創建の臨濟宗の寺院で、慶長5年(1600)に現在地に移転し、その後黒田家の菩提寺として黒田孝高(如水)、長政父子ほか歴代の藩主の墓がある。また、名島城の遺構と伝えられる唐門(県指定)があり、黒田家と強いつながりを持つ寺である。崇福寺が盛んに城内の建物の移築を求めたのも、黒田家ゆかりの建物の保護を図る目的があったことが伺える。

潮見櫓に対する崇福寺の払い下げに対する記録は明治40年(1907)から翌明治41年(1908)にかけて残されており、「汐見櫓」「花見櫓」について払い下



図4 崇福寺仏殿（左）・拝殿



図5 潮見櫓跡（北から）

げ申請を行ったこと、またその時の「塩見櫓」平面のメモ図面、そして払い下げ費用として崇福寺が支払った27円15銭の受領証も残されている¹⁴⁾。この時点では、崇福寺に移築されたのは「汐見（塩見）櫓」「花見櫓」の2棟であることが明示されている¹⁵⁾。その後、ある時点から潮見櫓を移築した仏殿が「月見櫓」に誤解されて伝承されていく¹⁶⁾が、これについては祈念櫓の移築の際に再度説明したい。

結果として、潮見櫓は三の丸南西隅にあった花見櫓とともに、明治41年（1908）に払い下げを認められ、崇福寺へ移築される。払い下げの願書では「現形のまま」移築する記載があったが、移築された際に付櫓が取り除かれ、潮見櫓と花見櫓が連結した形でそれぞれ仏殿、拝殿として建築され、建物の原型を保持することはなかった（図4）。

昭和30年（1955）4月5日に崇福寺仏殿は県指定されるが、その指定名称は「崇福寺仏殿（旧福岡城月見櫓・花見櫓）」となっており、指定の時点では完全に潮見櫓の認識は消えている。

平成2年（1990）に福岡市が崇福寺より仏殿・拝殿を買取り、福岡城への移築・復元を目的に平成3年の解体作業を行なったが、この解体工事に伴う事前調査を行った時に、仏殿の小屋組から棟札が発見された。その棟札の記載にはこうある。

「今茲明治四十一年得信徒之浄財購舊福岡城塩見櫓再建之於仏殿之旧址安置」¹⁷⁾

明治42年12月の期日の棟札で、崇福寺移築時の記

録とされ、崇福寺仏殿が潮見櫓である確実な証拠である。崇福寺移築時の史料には潮見櫓の記載がありながら伝承で月見櫓とされ、指定までされた矛盾については、この棟札によって解決された。

こうして、潮見櫓と確定された崇福寺仏殿は、平成3年度に拝殿（花見櫓）とともに解体され、部材は市で保管している。潮見櫓の復元に向けて、部材の調査を平成8年度より断続的に行い、令和元年度に実施設計をとりまとめる一方、平成29年度から文化庁の復元検討委員会に復元案を提出、審議と指導を受け、令和3年度に復元案が了承された。

その一方で、本来潮見櫓が建てられていた三の丸西部の北西隅の部分も、櫓が崇福寺に移築後に大きく変化を受けてきた。三の丸西側は、明治期の陸軍第24連隊駐屯開始後、練兵場として使用された。明治28年（1895）の「福第24連隊鎮魂紀念祭之図」¹⁸⁾に描かれた三の丸西側は、下屋敷の庭の池が残されているものの、建物は全て除却されており、大きな広場になっている。堀に面した部分は木が茂っており、その中に潮見櫓とみられる2階建の櫓建物が見える。潮見櫓移築後も、終戦まで三の丸西部は練兵場として使用されている。

戦後、潮見櫓跡地（図5）を含む三の丸西部の北西側は昭和31年（1956）まで米軍の接收下におかれ（このために（伝）潮見櫓は故地に再移築することができなかった）、接收解除後は昭和38年（1963）に国立福岡中央病院が設置されていた（～平成6年）



図6 (伝) 潮見櫓

が¹⁹⁾、平成6年(1994)に建物が撤去され、平成12～14年度の整備工事を経て舞鶴公園三の丸西広場として整備されている。潮見櫓の一角は、旧来の土塁状の形状を留めながら、櫓石垣は埋没し、地表観察では櫓の痕跡は見出せない状況で長期間置かれていた。

平成3年(1991)の潮見櫓の確認以降、三の丸北西隅に潮見櫓を復元する計画が進められ、現地の調査を平成6年度、8年度、30年度に実施した。調査の結果、石垣の上部は石材が抜き取られていたものの、石垣の下部は比較的旧状を留めていることが確認された。この調査結果をもとに現地に遺存する石垣の状況について検討を重ね、石垣の復元案を取りまとめて建物の復元案とともに文化庁の復元検討委員会に提出、了承を受けた。令和2年度から令和3年度にかけて潮見櫓石垣の復元工事が実施され、石垣の発掘調査、石材の検討、石積みの修理、石垣上部の復元を行い、櫓石垣の復元整備を完了した。

(3) (伝) 潮見櫓

(伝) 潮見櫓(図6)は平成3年(1991)までは「潮見櫓」と称されていた櫓で、平成3年に崇福寺の仏殿が本物の潮見櫓であると確認された後、「(伝)」を付加して通称することにしたものである。現時点では、本来どの櫓だったのか確証はない。

(伝) 潮見櫓は大正年間に武具櫓、本丸表御門と同時期に黒田別邸に移築されたものとみられる²⁰⁾。

経緯を見ていくと、大正5年(1916)に福岡市が陸軍省に武具櫓・本丸裏御門とともに黒田別邸への払い下げを申請し、9月に移築されている。詳細には、大正5年2月5日に申請が出され、その中で「旧武具櫓及旧裏門及附属櫓」の「附属櫓」として福岡市が陸軍省に払い下げを申請し、大正5年9月29日落成式が行われている。

実はその前年(大正4年)に千代村長(当時)が本丸裏御門の払い下げを申請しており、黒田別邸への移築はこの崇福寺の申請を遮る形で申請、受領されたことになる(崇福寺はこの翌年(大正6年)に本丸表御門、祈念櫓、月見櫓の払い下げを申請する²¹⁾)。

(伝) 潮見櫓は黒田別邸が空襲で被災し、移築された他の武具櫓や本丸裏御門が焼失した際にも難を逃れたが、戦後は管理が行き届かず、荒れた状態で放置されていたようで、壁が崩落した様子を撮った写真が残されている²²⁾。

昭和26年(1951)、黒田別邸の敷地に検察庁が建築されるにあたり、黒田別邸の櫓の解体が決定された。この時、昭和24年(1949)に設立された福岡郷土博物館建設委員会が県、市と協議し、城内に移築し博物館として利用する案を取りまとめ、検察庁から同委員会へ寄贈されることになった。同年3月29日には「福岡城潮見櫓」の名称で県指定を受けており、これが福岡県指定文化財の第1号になっている。

福岡郷土博物館建設委員会は当初、この(伝) 潮見櫓をかつて潮見櫓が建てられていた旧地である三の丸西側北西隅に再建しようとしていたが、この場所が当時米軍のモータープールに使用されていたこともあり、現在建てられている下之橋御門南側の場所に移築することになった。本来、ここは櫓が存在していなかった場所で、城内の他の場所のほとんどが諸施設によって占有されている中での選地であったこと、また当時郷土博物館を建設する目的で、下之橋御門を中心に建築物を集中して移築する方向性があったことも、この再移築場所に影響したものとみられる。(伝) 潮見櫓の再移築は昭和30年(1955)

10月に決定され、昭和31年（1956）2月に竣工する。昭和32年（1957）3月に福岡城跡が国史跡に指定されたので、その前年のことであった²³⁾。

（伝）潮見櫓はその後、下之橋御門と並んで城の北側の大通りから見えること、城内には他に大型の建造物が不在であることなどから、福岡城を象徴する建物として、福岡城を紹介する数々の出版物などで紹介されるようになり、「潮見櫓」という名称も周知されていった。しかし先述の通り平成3年に崇福寺の仏殿が調査された際に潮見櫓の棟札が発見されたことで、これまで「潮見櫓」とされていたこの建物について、「本当はどこ櫓だったのか」ということが分からなくなったのである。

この（伝）潮見櫓について再検討してみると、裏御門の古写真に写っている古時打櫓²⁴⁾（図7）が（伝）潮見櫓の外観とよく似ており、大正5年（1916）の払い下げ申請の「旧裏門及附属櫓」は本丸裏御門の西側に隣接する古時打櫓を指しているのではないかという説が提示されている。現在では（伝）潮見櫓が古時打櫓である可能性が有力視されている。

移築先の黒田別邸は当時海岸に面しており、（伝）潮見櫓は海を眺められる場所に建てられていたことが当時の写真から分かっている。本来別の場所に建てられていた櫓が、黒田別邸に移築された後に「海が見える櫓」、すなわち「潮見櫓」と通称されるようになり、戦後城内への再移築や県指定の際に「潮見櫓」と誤解されてしまったという仮説も成り立つ



図7 裏御門・古時打櫓

のではないだろうか。

（4）祈念櫓

祈念櫓（図8）は本丸北東隅に位置していた2層の櫓である。伝承では、本丸の鬼門を守護する櫓とされ、祈念櫓で祈祷を行った記録が残されており、築城当初から現在の場所に櫓が存在していたことが確実である。櫓内には万延元年（1860）の棟札が残り、「當櫓新規立替 萬延元年申三月始 酉年十月成就」とあることから²⁵⁾、新規に建て替えを行ったこと、建て替えは翌文久元年（1861）10月に完成し、建物はこの状態で近代まで残ったとみられる。

祈念櫓も他の櫓と同様、近代以降は陸軍の管理下に置かれ、大正4（1915）年時点では本丸に残る建物として、正門、裏門と井戸3つ、月見櫓とともに祈念櫓の名前が挙げられている²⁶⁾。

大正6年（1917）に陸軍省に千代町長の名で本丸櫓（本丸表御門）・祈念櫓・月見櫓の払い下げが申請され、陸軍省は払い下げを許可して本丸表御門は翌年6月に崇福寺に移築された²⁷⁾。しかし、祈念櫓は崇福寺の末寺である北九州市八幡東区の大正寺に払い下げられ、大正寺の通玄閣（観音堂）として移築された²⁸⁾。大正寺は大正6年に創建された新寺院で、その整備のために祈念櫓の部材が使用された可能性もある。大正寺移築時の通玄閣の建物形状は二階建てで、1階と2階がほぼ同じ大きさで、外壁は縦板張という外観を呈し²⁹⁾、城内の他の建物と大きく雰囲気異なっており、城郭の櫓建物としては異



図8 祈念櫓

質な感じを受けるものであった。

なお、この祈念櫓の移築の際に、月見櫓も崇福寺に引き渡されたことになっている。この月見櫓が崇福寺の仏殿になったという伝承が生じ、平成3年(1991)の棟札の発見まで広く信じられてきた。実際には崇福寺仏殿が潮見櫓と判明した後となつては、月見櫓の移築先は不明になっている³⁰⁾。

祈念櫓は大正寺にあった昭和32年(1957)8月13日に「旧福岡城祈念櫓」として県指定文化財となり、昭和57年(1982)12月から昭和58年(1983)3月にかけて解体、昭和58年12月から昭和59年(1984)10月にかけて復元工事が行われ、城内の旧祈念櫓跡地に復元された。その際の建物の意匠は大正寺の建物形状のまま保存復元された。

ところが、祈念櫓を大正初期に北側から撮影した古写真がその後発見され³¹⁾、その写真によると櫓建物は城内の他の櫓と同様に外壁は下見板張り、白漆喰で、2階の窓は花頭窓になっている。建物の大きさも現在の建物よりも大きく、おそらく現在の櫓石垣の規模で櫓建物が建てられていたとみられる。

現在の祈念櫓の建物は、この写真の姿から大きく異なっている。この改変についての記録は見つかっておらず、改変の経緯について知る術はない。何れにしても現在知るところの祈念櫓の姿は、元々の祈念櫓の姿を保持していないことは確実である。

4. 移築建造物の性格・価値・移築経緯

本丸表御門は、本丸の北側にある2層の楼門で、古写真³²⁾によれば1層目の門扉は上半分が格子で下半分が板戸になっており、潜戸を備えている。2層目の櫓部分は白漆喰で突上戸3箇所と鉄砲狭間を設ける³³⁾。

表御門も大正6年(1917)に祈念櫓、月見櫓とともに千代町長より払い下げが申請され、同年6月に認可されており、崇福寺の山門(図9)として移築され、大正7年(1918)6月9日に上棟式が行われている。

現在残っている山門の規模は、1階桁行10.226m、



図9 崇福寺山門

梁間4.390m、2階桁行10.156m、梁間5.915m、平面積44.892㎡である。5本の柱を礎石上に建てて太い桁を支え、後背に4本の柱を建てて太い桁を支えており³⁴⁾、基本的な構造は現在残っている下之橋御門と共通している。

古写真にみる表御門の形状は、2層目は外壁は白漆喰で、窓は3箇所の突上戸であるが、現状の山門では2層目の庇より上のみ白漆喰とし、2層目下半分は下見板張りになっている。また、窓も2箇所の引戸に改められている。そして、表御門は両側を石垣で挟まれており、1層目の側面は石垣に沿って斜めに作られており、2層目の櫓には出入り口の下屋が設けられており、側面に片流れの庇が石垣まで伸びていたが、山門に建て替えられた際に側面は下見板張りの壁に作り変えられている。ただし、全体の大きさや構造については表御門をそのまま継承しているとみられる。

昭和30年（1955）4月5日に県文化財に指定され、現在でも引き続き崇福寺の山門として堂々とした姿を見せており、黒田家の菩提寺である崇福寺を象徴する福岡城ゆかりの建物として、また福岡市の文化財として市民に親しまれている存在である。

5. 移築・再移築時の課題について

（1）移築の契機

以上で、福岡城の建造物の移築、再移築の例について取り上げてみた。福岡城の建物については明治初年の時点で老朽化した建物が多かったことや、また早い段階で城内全体が陸軍の管理下に置かれていたために兵舎や衛戍病院の建築のため既存の施設が取り壊される状況であったことから、明治末年までに遺存していた建物が限られていたという状況があった。

このような中で、建物の移築の時期を見てみると、大きく2つの時期に移築時期が限られていることがわかる。最初の時期は明治41年（1908）頃で、この時期に崇福寺へ花見櫓、潮見櫓が移築されている。この移築に当たっては、崇福寺から「記念物」という言葉で建物の保存をはかる旨の願書が出ており、黒田家に縁の深い崇福寺やその檀家が福岡城の建物に特別な意味合いを持って建物の移築を企画したことが読み取れる。この移築時期の背景には、明治42年（1909）にやはり黒田家ゆかりの神社である光雲神社が福岡城の北西にある西公園に遷座され、これに合わせて黒田如水三百年祭が執り行われるなど³⁵⁾、黒田家を顕彰する動きが活発化したことがあろう。また、この時期は本丸の櫓や門がまだ兵舎などの用途で使用されており、払い下げの対象となる建物が練兵場の敷地の隅にあった潮見櫓、花見櫓しかなかったことも考えられる。

次の時期は大正4年（1915）から大正7年（1918）にかけてで、この時期に黒田別邸と崇福寺へ表御門、裏御門や武具櫓、（伝）潮見櫓、祈念櫓等が移築されている。この時期も、初代藩主黒田長政の没後300年を記念した黒田長政三百年祭が大正11年

（1922）に開催されており、これに合わせて黒田別邸と崇福寺の整備を進めるために城内の櫓や門を移築したということも、移築の動機としては十分考えられる。

また、（伝）潮見櫓の城内への再移築の時期についても時代背景を考慮してみると、（伝）潮見櫓が城内に再移築された昭和30年代を前後して、全国的に城郭を戦後の市街地復興のシンボルや観光の目玉として整備する動きが高まり、復興天守が盛んに作られた時期にあたる。福岡でも官財界などによる「福岡郷土博物館建設委員会」が作られ、福岡城内に郷土博物館を設置して活用する計画を立てており³⁶⁾、（伝）潮見櫓はその流れの中で城内に再移築されたものである。同時期に、もともと福岡城にはなかった「旧母里太兵衛邸長屋門」（図10）と「名島門」（図11）も（伝）潮見櫓に近接する場所に移築され



図10 旧母里太兵衛邸長屋門



図11 名島門

ている。郷土博物館構想自体は実現しなかったが、(伝)潮見櫓周辺は現在でも歴史的建造物が集中している地区として歴史的景観を呈している。

このように福岡城の建造物の移築、再移築においては、当時の社会背景に強く影響されたものであることが見いだせるのである。

(2) 伝承の不確実性

平成3年(1991)に崇福寺の仏殿が潮見櫓と判明するまでは昭和31年(1956)に福岡城に再移築された櫓が潮見櫓であると信じられ(現在の(伝)潮見櫓)、崇福寺仏殿は本丸にあった月見櫓であるとされてきた。

明治41年(1908)に移築された「本物の」潮見櫓が崇福寺の仏殿として移築された際には、記録には潮見櫓と明記されている。しかし昭和32年(1957)の県文化財の指定時には「月見櫓・花見櫓」と明記されている。上記でも述べたが、月見櫓は1918年に祈念櫓が崇福寺の末寺の大正寺に移築された際に、同時に崇福寺に払い下げられたと記録されており、またその帰趨がわからなくなっている建物である。潮見櫓と花見櫓が明治41年(1908)に崇福寺の仏殿と拝殿として移築され、これに引き続いて約10年後に月見櫓が崇福寺に移築されたことが、その後の伝承に影響を与え、「花見櫓と潮見櫓」の組み合わせがいつしか「花見櫓と月見櫓」に取り換えられて記憶され、伝承されたと推測できる。「花見」の語義には「月見」の方が「潮見」よりも親和性が強いことも取り換えられた一因とも考えられようか。

一方、(伝)潮見櫓は、移築時の記録や古写真の検討で、裏御門西側に隣接する古時打櫓である可能性が高いと考えられている。これが「潮見櫓」と誤解された背景には移築された黒田別邸の場所に起因するとみられる。黒田別邸は福岡城の北にあり、その敷地跡は現在では埋め立てが進み市街地に囲まれているが、明治から大正にかけては海岸に面した場所であった。潮見櫓はその敷地の海側に面した場所に建てられていた。(伝)潮見櫓が黒田別邸に移築された時、「本物の潮見櫓」はすでに崇福寺に移築

されていたこともあり、黒田別邸に出現した、海に面した二層の櫓建物が福岡城三の丸北西隅にあった、周囲を水濠に囲まれた潮見櫓のイメージを想起させ、海が見える櫓、すなわち「潮見櫓」と称されるようになったことが考えられる。また、一般の市民にとっては、城の奥にあって見る機会が少なかった古時打櫓よりも、濠の外側から直接見ることができた潮見櫓のイメージが強かったことも想像できる。

いずれにしろ、双方の櫓の名称が取り換えられてきた背景については、確固とした理由や契機があるものではないため、その原因を突き止めるのは極めて困難である。ただ、明治・大正期の歴史的事象に対する「伝承の不確実性」が生じうる点については改めて自覚する必要があるということである。

(3) 移築時の記録の不足・欠如

では、潮見櫓、(伝)潮見櫓、花見櫓などの帰属を明確にするための移築当時の記録が全く欠如していたのか、というと、そのような状況ではなく、払い下げの際の申請、認可の記録や、当時の新聞報道の記録などは相当数残されている。これらの記録が、県文化財の指定時や、その後の再移築時に有効に利用できなかった理由もまた、不明である。建物の由来について、関係者等による伝承を記録よりも優先した可能性についても考慮しなければいけない。

(4) 再移築先の土地利用について

(伝)潮見櫓は、昭和31年(1956)の城内への再移築時に、近世に潮見櫓が建っていた旧地が米軍施設のモータープールになっていたため、別の場所に移築せざるを得ない状況であった。(結果的には、この時に潮見櫓の旧地に再移築されていたなら、その後の潮見櫓の再移築の際に大きく影響が出ていたとみられる。)

また、潮見櫓と同時に崇福寺に払い下げられた花見櫓も、拝殿の解体後に部材を保管しており、再移築の可能性が高い建物であるが、本来花見櫓が建てられていた場所は現在、城内の住宅地のすぐそばに当たり、再移築には条件を整える必要がある。

このように城内の建物が移築された後には別の用途でその敷地が利用されていることが多いことが考えられ、城内への再移築の際に支障となることも考えられる。

6. 小結

福岡城跡に関連する現存の歴史的建造物は、南丸多聞櫓を除いていずれも移築や再移築を経て現在に至っているものばかりである。その過程で有形無形のさまざまな改変が加えられ、それによって数々の状況が生じている。移築によって建物の保存・活用をはかったり、再移築によって建造物を再現・復元する際の十分な調査、検討を行うことで、移築・再移築後の建造物の保存や活用がより効果的になることが見込まれる。

註

- 1) 福岡市 2022『令和2年国勢調査人口等基本集計結果概要(福岡市)』p.1
- 2) 福岡市経済観光文化局『令和3年度当初予算案等説明資料』(www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/83081/1/0310keizai_setumeisiryou.pdf?20210514133252) p.16
- 3) 福岡市教育委員会編 1981『史跡福岡城跡環境整備報告書』福岡市埋蔵文化財調査報告書77 pp.6-8
- 4) 貝原益軒 1709『筑前国続風土記』
- 5) 福岡市史編集委員会編 2013『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』
- 6) 中村啓太郎 2013「福岡城跡整備計画」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』pp.287-293
- 7) 福岡市教育委員会編 1994『福岡城の櫓』
- 8) 三木隆行 1996「福岡城物語」朝日新聞福岡本部編『福岡城物語』葦書房 pp.41-106
- 9) 明治29年(1896)「福岡衛戍歩兵第廿四聯隊全景」(文献4 pp.178-179所収)
- 10) 西田博 2013「V三の丸 1近世」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』p.147
- 11) 文献8 p.85
- 12) 福岡市教育委員会編 1990『福岡市の近世社寺建築』p.217
- 13) 日比野利信 2013「II福岡城の歴史 3近代の福岡城」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』p.46
- 14) 文献12 pp.201-206

- 15) 文献8 p.87
- 16) 石瀧豊美 2013「三の丸2近代 三の丸西部」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』p.197
- 17) 文献7 p.6
- 18) 文献7 p.40所収
- 19) 遠城明雄 2013「三の丸西部」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』pp.211-218
- 20) 高山英朗 2013「福岡城」『アクロス福岡文化誌7 福岡県の名城』pp.110-115
- 21) 三木隆行 2013「III本丸 2近代」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』pp.92-98
- 22) 文献7 p.42
- 23) 遠城明雄 2013「伝潮見櫓・旧母里太兵衛長屋門の城内移築」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』p.207
- 24) 文献7 p.50
- 25) 文献7 p.11
- 26) 文献21 p.95
- 27) 文献13 p.46
- 28) 文献21 pp.97-98
- 29) 文献12 p.169
- 30) 文献8 pp.85-91
- 31) 西日本新聞社編 1985『写真集 福岡100年』p.320
- 32) 文献5 p.72
- 33) 三木隆行 2013「III本丸 1近世」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』pp.71-72
- 34) 文献21 p.97
- 35) 文献13 p.52
- 36) 日比野利信 2013「II福岡城の歴史 4現代の福岡城」『新修福岡市史特別編 福岡城一築城から現代まで一』pp.54-68

図版出典

- 図4 福岡市教育委員会編 1994『福岡城の櫓』 p.43
図7 福岡市教育委員会編 1994『福岡城の櫓』 p.50

若松城本丸の復元整備と建造物の再移築について

近藤 真佐夫（会津若松市教育委員会）

1. はじめに

若松城跡は、福島県会津若松市に位置する。福島県は、3つの地域に分けられ、県中央部を中通り地方、太平洋側を浜通り地方、西側の新潟県側を会津地方と呼んでおり、それぞれで気候や風土、文化などが大きく異なっている。

会津若松市は会津地方の中心の都市で、江戸時代には会津藩23万石の城下町として栄えていた。文化的には新発田藩や村上藩などの参勤交代の街道が若松城下を通っていたことや阿賀川（阿賀野川）が会津地方から新潟に流れ、主要な物流の経路になっていたことなどから新潟との結びつきが深い。

若松城は、テレビドラマなどで明治元年の戊辰戦争での新政府軍との籠城戦や白虎隊士の少年による飯盛山での自刃などが放映されたことから、全国的にもよく知られるようになった。

文化財では、指定文化財の多くが江戸時代のものであるが、戊辰戦争で城下の大半が焼失したことにより、この時代の建造物はきわめて少ない。

このため今回報告する麟閣と御三階は、現存する数少ない江戸時代の建築物である。

会津若松市の人口は約12万人、令和3年度の予算規模が473億9300万円で、そのうち文化財関係の文化財保護費は1億5600万円である。

2. 若松城の概要と現状

(1) 若松城の沿革

若松城は、至徳元年（1384）に蘆名直盛によって

若松城の前身である黒川城が築城されたといわれる。蘆名氏の後に伊達政宗が入るものの、奥羽仕置により蒲生氏郷が入り文禄元年（1592）から城と城下の整備を開始し、翌2年には天守が完成するなど本格的近世城郭として改修された。これ以降、上杉景勝、蒲生秀行・忠郷、加藤嘉明が入り、寛永16年（1639）に加藤明成によって天守の改修や芝土居を石垣に変え、西と北の馬出を大形の出丸とするなど大改修が行われ、現在の若松城の形となった。

寛永20年に、出羽山形より三代将軍徳川家光の弟である保科正之が入り、以後保科・松平氏により治められるが、九代藩主松平容保の時に戊辰戦争があり、新政府軍との一ヶ月の籠城戦を行ったものの明治元年（1868）9月22日に降伏した（図1）。

明治7年には、すべての建物がなくなり、その後払い下げを受けた松平家から若松市が借り受け公園としていた。

昭和2年に若松市の所有となり、昭和9年には三の丸の一部を除き国史跡に指定されたが、昭和24年



図1 若松城古写真 天守東面

には本丸内に県営の競輪場が誘致され、その造成工
事により本丸内にあった遺構の大部分が失われた。
競輪場が撤去された昭和32年から整備などが本格化
した。

(2) 若松城の構造

城は、東側の背炙り山系から延びる舌状台地の
先端に本丸を置き、その東側に二の丸と三の丸を配
した梯郭式の平山城で、さらに本丸の北側と西側には
馬出（出丸）が置かれている（図2）。

現存する天守台は、文禄期に氏郷により築かれた
もので、発掘調査でも同時代の石垣が数多く確認さ
れたとともに、金箔瓦や桐文の瓦が出土しており織
豊系の城郭として整備されたと考えられる。

(3) 移築・復元の考え方と現状

1) 移築・復元の考え方

若松城跡では、整備の時代設定を城郭として機能

していた最終段階である江戸時代末期としている。
これは現存する石垣などの遺構や古写真を基に再建
された天守などと外観の意匠において整合性がとれ
るためである。さらに明治の取り壊しの際に城外に
移築された建物で、現存するものは原則的に再移築
を含め復元し保存することとしている¹⁾。

2) 整備の経過と現状

整備の中で移築や復元については、昭和40年に天
守、走長屋、鉄門などを外観復元し、平成2年に茶
室麟閣の移築と露地の復元、平成13年に干飯櫓と南
走長屋を復元した。さらに平成23年には、天守など
の屋根瓦を干飯櫓などと同じ江戸時代末期に葺かれ
ていた赤瓦に葺き替えた。

現在、本丸に後述の城下の寺院に移築された御三
階を新たに復元する方針で進めている（図3、4）。

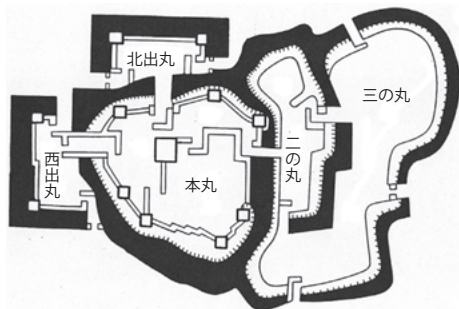


図2 若松城の構造

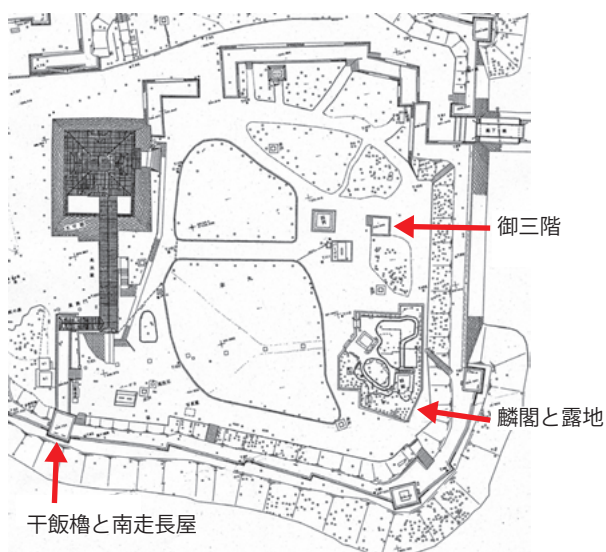


図3 若松城跡本丸の現況

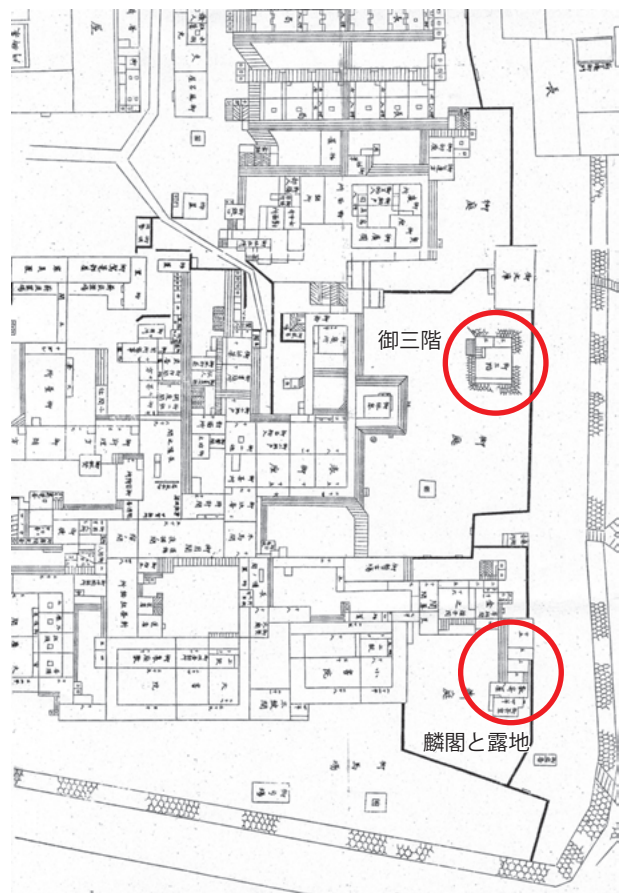


図4 往時周辺の建物配置

3. 移築時の時代背景

(1) 移築時の時代背景と移築に関わった人々

戊辰戦争の降伏の後、新政府は民政局を設置して旧会津藩領を監督下に置き、城地は陸軍省の所管となった。

開城とともに、藩主は謹慎所である城下の寺に移り、10月19日には東京へ送られて幽閉謹慎となった。藩士も、開城翌日に兵は集められ猪苗代と塩川（現在の喜多方市）に送られ、翌年1月に猪苗代にいた兵は東京、塩川にいた兵は越後高田に送られ、そこで謹慎となった。その後、多くの藩士とその家族は斗南（現青森県むつ市）に移った。

このため開城直後から明治初期の城下には、会津藩士は治安維持のために残されたわずかな藩士のみで、藩主や藩士が移築には関わることは出来ず、それにかかわったのが商人であった。

戊辰戦争では、城だけでなく城下の建物の多くが焼失した。商家も例外ではなく戦火や略奪を受けたが、商人がその困難のなか若松城の建物の移築を行った。

麟閣を移築した森川善兵衛は、自分と関係のある建物を移築し、相次兵衛も阿弥陀寺と何らかの関係があったと考えられるが、この他にも商人たちは、直接関係のない初代藩主保科正之の墓とそれを祀る土津神社、2代藩主以降の藩主とその家族の墓所である院内御廟、藩主の別邸である御薬園なども買い取り旧藩主に献上している。

このことから、商人は積極的に藩や藩主関係のものを残そうとしていたと考えられ、当時の庶民の考え方を知るうえで興味深い。

(2) 開城直後の若松城の建物

城内にあった建物は、図1に示す若松城天守の古写真で見られるように砲撃によってかなり破損していたと考えられるが、焼失することなく開城を迎えている。

当時の回想録では、籠城戦の時に本丸御殿は負傷者の病院として使用されており、そこに多数の砲弾

が落ち建物内で負傷する者が多かったことが知られる。そのため本丸はじめ城内にあった建物は相当破損していたと推定される。

開城翌年の明治2年には、表向にある大書院、小書院、広間などの建物は県庁の庁舎として使用することになっていたのでため修理された。しかし、この他の何棟かは移築されたものの、残された多くの建物は修理もされず放置された状況であった²⁾。

明治4年に、北出丸の東西両隅櫓が壊され、明治6年に本丸にあった県庁が移転したことによって、これまで若松城は存城の方針であったが、明治6年12月に県令から国に建物が相当傷んでいることと、旧会津藩士が青森県から戻って来ておりその者に悲愴感を与えること、さらに維持経費が安く済むために残る建物の破却を願う文書が国に出され、翌年1月に取り壊しが決定している。

明治7年に城内の建物の入札が行われ、落札が決定した後の4月20日から20日間城内で博覧会が開催された。その終了後に天守、櫓、門などすべての建物が取り壊されて石垣などが残るだけとなった。

この入札にかかる記録では、県庁に使用された建物以外に殿舎の記載がないため、本丸にあった建物はこれ以前に城外への移築や取り壊されたと考えられる。

4. 移築された建物の概要と価値

(1) 麟閣

1) 概要

この茶室は、千利休の自刃の後に子の少庵が蒲生氏郷に預けられたことから、少庵が氏郷の意を受けて露地と少庵好みの茶室を建てたと伝えられている。往時は、本丸南東隅の表向のもっとも奥まった場所に位置しており、絵図や文書には数寄屋と記載されている。

城内にあった時の様子は、文化6年（1809）に編纂された『新編会津風土記』³⁾の記載には、「蒲生氏郷は茶を好み、本丸の東南の隅の屋敷続きに小亭をつくり自ら庭石を配置して数寄屋とした。今二百余



1 塀に囲まれた麟閣と露地



3 調査で確認した手水鉢



4 調査で確認した階段石



2 麟閣全景



5 蹲踞の現況



6 階段石の現況

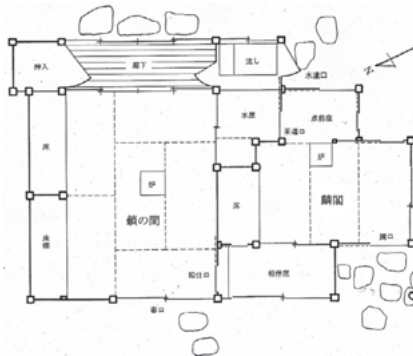


7 麟閣の床柱



8 発掘で確認した麟閣隣接遺構

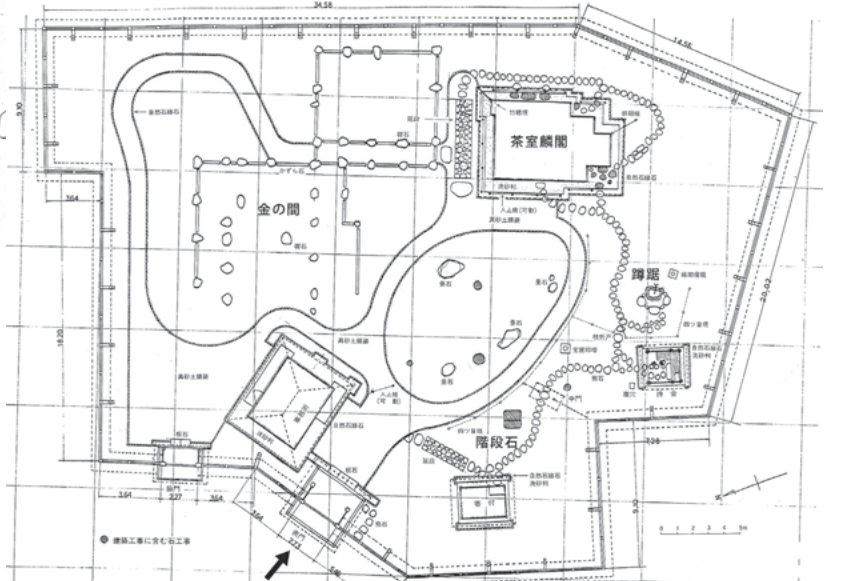
9 絵図の遺構配置



10 麟閣平面図



11 建物の平面表示



12 麟閣と露地の整備

図5 麟閣と露地

年が経つが古風で優雅な建物が俗世間から離れるように建っている。」とある。

このように、城内には古風で優雅な数寄屋があり、藩士はその建物が蒲生氏郷により造られたと認識していたことがわかる。

明治2年に城内から城下の菓種商の森川家に移築され、平成2年に若松城の旧来の地に再移築された(図5)。

麟閣は、三畳台目席の北面に床と床棚を備え、中央南寄りに炉が切られ、西側に相伴席が付いている。その北側に桁行2間、梁間2間で東面に半間の廊下が付く六畳間の「鎖の間」が付属した建物である⁴⁾。

現在の建物は、麟閣と鎖の間が接続して一つの茅葺の建物となり、規模は桁行7.585m、梁行4.982mで、正面桁行2間、背面を桁行3間、梁間4間である。

2) 価値

このように麟閣は、少庵によって建てられたとの伝承をもつものの、その造りは武家茶道の形態であった。そのため茶室は、江戸時代の初期から中期に現在の姿の建物が建てられたと考えられる。

会津の茶道は、初代藩主保科正之の頃から石州流が主流で、三代藩主松平正容は特に石州流怡溪派を取り入れ、以後若松城下でも主流となり現在まで続く。

若松城でも、この藩主の時の貞享3年(1686)に本丸御殿が大改修されており、この時に麟閣が建築されたことが推察される。さらにその形態は、重要文化財の燕庵に似た平面形で、東北において中央の茶室平面を持つ数少ない建物として注目されている⁵⁾。

(2) 御三階

1) 概要

明治2年に七日町の阿弥陀寺に、本丸御殿の内玄関とともに移築され、内玄関は御三階の入口として取り付けられている(図6)。

御三階は、中奥のもっとも奥まった場所にある庭の石垣上に独立して建つ三階建ての建物であり、庭を挟んで藩士のプライベート空間である御休息や表御座などの建物と対面する位置にある。

現況の建物は、三階建て(阿弥陀寺で曳家の際に

中二階に床が張られ四階となった)で、南北棟の寄棟造で、現在は棧瓦葺であるが当初は檜皮葺または柿葺であった。現在は北を正面とし、ここに本丸御殿から移築されたと伝えられる唐破風造の玄関を付けている。

規模は、一階が桁行3間、梁間2.4間(京間6.5尺・1.97m)で、内部は13畳の畳敷きである。現状では東面中央にのみ窓が付けられているが、北面や南面にも三本溝の鴨居・中敷居の痕跡があり、窓があったことがわかる。二階は、推定寸法が桁行2.5間、梁間2間で、内部は6畳の畳敷きと階段室が板敷となっている。現在東面と西面が窓になっているが、当初は階段の上部以外に窓があったと考えられた。三階は、推定寸法が桁行2間、梁間1.6間で、内部は畳敷きで階段室以外に窓があった。

建物の特徴としては、全体的に木細い部材が使われ、特に三階では面皮材が用いられている。各階とも反りのない水平な軒回りである。構造面では一・二・三階に通柱がなく、各階を積み上げた形式で、垂直方向に柱の通りを揃えていない点に特長がある⁶⁾。

当時の利用状況をみると、七代藩主の文政元年(1818)3月21日に、城内の土居の桜が見事に満開となったので、藩主自身が御三階に登り花見をして、その後重臣を呼び出し、この場所で共に桜の花を肴に酒を飲んだ記事⁷⁾があり、建物は、藩主自身が眺望を楽しむなど娯楽や歓談の場所であったと推察される。

2) 価値

御三階は、若松城で唯一現存する建物で、当初のオリジナル材が残る。

城郭の楼閣建物としては、天守や櫓などもあるが、それらとこのような数寄屋造りの楼閣は性格や用途を異にする。同様な建物は、江戸時代には多くの城に存在していたが、現在ではこの若松城の御三階、江戸城からの移築といわれる三溪園にある聴秋閣など十例に満たなく、その多くが二階建てであるが、三階建てという極めて特異な建物といえる⁸⁾。

さらに、その用途が文献で確認できることも重要である。



1 阿弥陀寺全景



2 明治 38 年頃の阿弥陀寺と御三階



6 昭和 33 年に復元された基礎石垣



3 御三階現況 (左：北面・右：南面と東面)



4 明治 25 年の御三階



5 御三階内部 (上三階・下二階)

図 6 御三階

5. 移築の経緯と移転先の概要

若松城にあった建物が移築されたと伝えられる寺社がいくつかあるが、この麟閣と御三階がわずかにその経緯がわかる。

(1) 麟閣

1) 森川家への移築の経緯

明治 2 年に森川善兵衛 (宗久) が 15 両で買い取っている。この森川家は城下の富裕な薬種商で、代々茶の湯が盛んな家で宗久も皆伝を許されており、指月庵宗久として当時を代表する茶人であった。宗久は、武士が中心であった怡溪派の茶道を民間に普及させる活動をしていたことから、自らの家へ移築したものと考えられる。

森川善兵衛が、その経緯を書いた「麟閣自在鉤之記」⁹⁾では、再建しようとしたが柱は朽ち貫も折れていて、古材を用いて再建することは不可能であることがわかり、朽ちた材は新しいものに変え、松の床柱だけを生かして、寸分違わないように再建したとある。

再移築の際の建物調査でも、旧材は床柱 1 本のみであるが移築以降は屋根以外には手が加えられていないことが知られた。また、上棟式に用いる幣束が発見され「明治五年建前」と墨書があったことから再建の時期が明らかとなった。

2) 移築先の概要と活用

移築後は、森川家で利用されながら守り続けられていたが、その由緒が少庵ゆかりであるとともに若

松城から移築された茶室ということから、全国から茶道家や建築家から注目される建物となっていたが、個人宅にあったことから市民でも知らない人も多かった。

3) 若松城への再移築の経緯

昭和50年代後半になると、市内の文化人が麟閣は個人所有であるため今後の保存を危惧するようになり、また所有者も若松城内の旧位置に移築して一般に公開するのが望ましいという考えがあった。

若松城では、昭和40年の天守等の外観復元以降に建物の復元の計画を進めていたが、文化庁からは発掘調査等に基づく保存状況の確認と、整備計画の策定が求められていた。そのため、昭和59年から本丸の遺構確認のための発掘調査を行っていた。その調査で麟閣の旧位置がほぼ確認されたことから、平成2年に市制施行90周年記念事業の一環として、茶室の移築復元と周囲の庭園整備を実施した。

4) 本来位置復旧後の建物の利用

現在は、本丸の南東隅を堀で区画して建物とともに露地が復元公開されている。そこには建物の説明とともに、少庵と千家茶道のつながりを知ることが出来る説明板も付けているが、基本的には城内における山里丸の雰囲気味わえるような空間としている。

そのことから、見学者には抹茶の提供を行うとともに、地元の茶道会によって千少庵の月命日である毎月7日に茶会の月釜を行っている。

また、この麟閣と本丸広場を会場として毎年大茶会を開催し、市民や観光客に少庵や麟閣が現在の茶道に大きくかかわることをPRしている。

(2) 御三階

1) 移転の経緯

移築先の阿弥陀寺は城下の西の入口にあたり会津から越後に続く街道沿いに位置するため、戊辰戦争の戦火を受け多くの周辺人家が焼失した。この寺の建物もほぼすべてが失われたため、本堂の代わりとして御三階は移築したと伝えられている。

御三階は明治2年に相田次兵衛が15両で買い取

り、材木を甲賀町口にあった生産局へ運んでおき、5月中に七日町の阿弥陀寺に45両三年賦で移築された。建物の調査でも、建築材の大部分に旧材が使用されており時期を置かず再建されたことがわかっている。相田次兵衛は城下の甲賀町や博労町の町役人を務める有力商人と考えられ、この寺の檀家などの関係者だったとも考えられる。

2) 移転先の概要

阿弥陀寺は、江戸時代に特に松平家との深い関係はなかったと思われる。新政府は戊辰戦争で戦死した藩士の埋葬場所を当初罪人塚としていたが、会津藩関係者が寺への埋葬を強く望んだことから、そこから近いという理由で、この寺に戦没者1300名の遺骸の改葬が許された。これ以降、旧藩主の松平容保も明治6年4月に、戦後はじめて戦死者の七回忌供養のため御三階を訪れるなど、藩士にとって重要な寺となった。

御三階は、当初北側の街道沿いに建っていたが、昭和37年に本堂が建てられたことから曳家され現地に移された。この曳家により建物が90度回転し、それまで正面であった東面が南面となり、そこに付いていた玄関が、曳家後正面となったに北面に付けられた。

若松城からの移築と寺内での移動によって外観では、本来は階段室以外に窓がある開放的な数寄屋風の建物であったものが、移築によって窓の半数程度が漆喰でふさがれ壁となり、屋根も檜皮葺または柿葺から棧瓦葺きとなった。

建物内部では、本堂と廊下で接続されたため一階の壁と階段が改造され、二階と三階の間にあった空間に床が張られて天井の低い中二階が造られている。

3) 建物の利用

阿弥陀寺は、JR只見線七日町駅前にあり、この周辺には大正から昭和初期の建造物が数多く残り、さらに寺には御三階だけではなく、他の戊辰戦争関係の遺跡もあることから多くの観光客が訪れている。それに加えてこの建物は、移築されてから150

年以上も経過することから地域のシンボリックな存在となっており、住民からの愛着は深い。

建物自体は、本堂が完成してから寺の子供たちの勉強部屋や物置として使用されて来た。このため長らく公開されてこなかったが、近年は、期間を限って一階内部を外から見るようなイベントなども開催されているが、構造上の問題等もあり内部の利活用等はされていない。

6. 保存活用上の課題

(1) 麟閣

茶室と露地の移築復元であるため、周囲を本来なかった塀で区画して閉鎖空間をつくっている。そのため来訪者が当時からのものだと誤解させるつくりとなっている。今後は、塀の撤去を含めて本丸御殿の一つであることを理解出来るような整備が必要と考えられる。

再移築と露地復元では、遺構の保存と隣接する建物跡の平面表示のため約50cm盛土して整備した。そのため手水鉢は地表面が上がったことにより蹲踞として整備されたが、復元していない小書院の石段石は意味不明の人工的な石造物となっている。

整備面の高さでは、この場所が閉鎖空間であることから感じられないが、部分的には80cm程度の盛土された部分もあり整備地盤が高くなっている。

本丸全体では、この場所がもっとも高いため他の遺構の復元や平面表示の際など、周囲の塀が撤去される時には高さの調整が必要となる。

活用としては、平成11年に県指定文化財に指定された茶室であることから限定されたものになると考えられるが、外から見るだけではなくもっと建物自体の活用も考えていく必要がある。

(2) 御三階

若松城跡整備の一つとして、当初は本丸への移築を検討していたが、本丸で新規に復元する方針になった。移築された建物は、本来あった場所に戻し保存することが望ましいと考えるが、この御三階は阿弥陀寺に移築されてから150年以上も経ち、寺は

もちろん地域におけるシンボリックな存在となっていることから、近隣の人からは現在地での保存が望まれた。

また、移築と復元の方針検討において、建築の専門家からも次の二つの方向性が示された。

一つは、現在でも当初材が使用されており、移築をすればオリジナル材がきわめて少なくなり建物の価値が失われるとの考え方、もう一つはオリジナル材が1本でも使用されれば移築とし、使用しない当初材は保存するとの考え方であった。

今回は復元としたため、現在地に建物が残ることから、指定文化財の建物として保護措置をとることが急務と考える。

7. 移築に関わる評価・文化的意義

若松城の移築は、他の地域と大きく違って藩主や藩士ではなく、商人が積極的に係わって城や藩主関係のものを残そうとしていることが大きな特徴であり、当時の城下の住民の考え方や社会情勢を知ることが出来る。

移築の考え方では、麟閣は明確な位置や規模の確認はなく、オリジナル材も1本に過ぎないが若松城へ移築されたが、御三階はほぼオリジナル材であるものの、移築するとその材が失われて建物の価値がなくなるとして移築せず現在地で保存し、城内では新規に復元する方向となった。

しかし、現在の場所で保存し、本来の位置に復元した場合、将来的に所有者が残された建物を保存管理できなくなった時の対処が課題になる。戻すべき場所がなくなるのである。これは、史跡等の整備と建物の保存を考える上で非常に重要な問題と考えられる。建物の保存は、所有者がその価値を理解し修理等に補助制度があっても、永久的な保存には経済的負担が発生し、それを要因とする毀損も危惧されるところである。

幸いにも麟閣が若松城で保存されているが、御三階は現時点では周辺住民からの愛着により保護されているが、所有者にはこれからも恒常的に維持経費

の負担が発生していく。今後の保存のためには、活用して多くの方に価値を知ってもらいながら、維持経費の捻出する方法を研究するとともに、文化財として一定の網をかけての保護が急務である。

本来位置への移築や復元は、訪れる人に史跡を理解していただく手段として大変有効である。事業者はじめ一般的には、建物を移築や復元するだけと考えがちであるが、建物は周辺の環境・景観があつてこそ本来の意図を伝えることが出来、移築する意味がある。このため、麟閣の整備のように本丸の山里丸を復元することと、発掘資料を含めて往時にあつたものを残し活用することが重要と考える。

註

- 1) 会津若松市 1997 『史跡若松城跡総合整備計画書』
- 2)・5)・9) 松崎 建 2003 「会津乱世日記(2)」『会津史談』87号 会津史談会。麟閣と御三階の経緯も本書による。
- 3) 長坂金雄 1960 『新編会津風土記』第1巻 雄山閣
- 4) 会津若松市 1991 『史跡若松城跡本丸庭園内 茶室(麟閣)移築修理工事報告書』
- 6) 東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻保存修理(建築学)研究室 2009 『会津 御三階建造物調査報告』
- 7) 会津若松市 2006 『会津藩七代藩主松平容衆年譜』会津若松市史・資料編IV
- 8) 櫻井敏雄・松岡利郎 1976 「城郭における楼閣建築について」『近畿大学工学部研究報告 第11号』、櫻井敏雄・松岡利郎 2006 「城郭・陣屋内の楼閣建築再考 - 数寄屋建築の構成に関する研究」『近畿大学工学部研究報告』第42号

図版出典

- 図1 会津若松市教育委員会蔵
図2・5-3・4・8 会津若松市教育委員会 1993『史跡若松城跡本丸遺構確認調査報告書』
図4・5-9 加藤長四郎 1915 「会津鶴ヶ城御本丸之図」(初版は1905発行)
図5-10 註4文献
図5-12 会津若松市 1990 『史跡若松城跡本丸庭園茶室「麟閣」露地庭整備工事報告書』
図6-2 佐瀬三餘 1905 『若松市名鑑』 晴耕書房
図6-4 西会津町史刊行委員会 2009 『西会津町史』2巻 近代・現代
図6-5 註6文献

名古屋城二之丸庭園の移築再建

—陸軍管理時代に散逸した茶室と名勝庭園の整備について—

鈴木 昌哉 (名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所)

1. はじめに

名古屋市は、本州中央部の濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面し、面積は326.43km²、緩やかな東高西低の地勢となっている。市域の北から南にかけては庄内川・矢田川が、東から南にかけては山崎川・天白川・扇川が流れ、伊勢湾にそそぐ。また、市の中心部には、名古屋城築城の際に運河として開削された堀川が、丘陵地の西裾に沿って南北に通じている。地形は、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積地の、大きく3つに分かれている。明治4年(1871)に行われた廃藩置県で、新政府が名古屋県(翌5年に愛知県と改称)を置き、明治11年(1878)、名古屋区として初めて独立行政区となり、明治22年

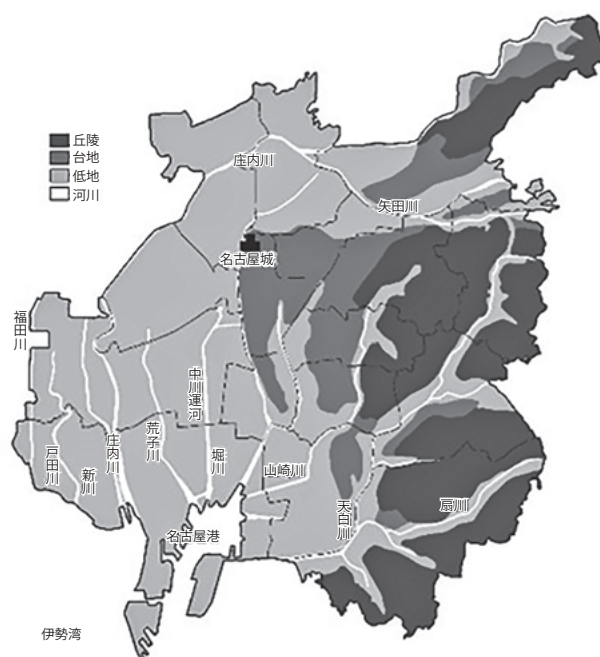


図1 名古屋市の地形区分



図2 名古屋城跡全景

(1889)の市制施行で、名古屋市は人口約15万7,000人でスタートした。現在は、2,325,987人の政令指定都市である¹⁾。また、市の財政規模は、令和3年度の一般会計当初予算が1兆3,194億円である²⁾。

2. 本来的遺構の概要と現状

名古屋城は、江戸期を通じて栄華を誇った尾張徳川家の居城であり、現在も地域文化の拠点として重要な役割を担っている。昭和7年(1932)に史跡指定を受け、「史蹟 名古屋城」となったのち、昭和10年(1935)に一部追加指定されている。昭和27年(1952)に特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城

跡」となったが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから二之丸地区等は未告示エリアとなっている。

特別史跡名古屋城跡は一部の堀や虎口など失われた部分はあるものの、往時の縄張を比較的よく残しており、武家屋敷が建ち並んでいた三之丸内(特別史跡指定地外)についても現在は官庁街となっているが碁盤目状の町割はその形状を残している(図3)。

これらの史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承すると共に、その価値を正確に伝え魅力の向上を図るため、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」

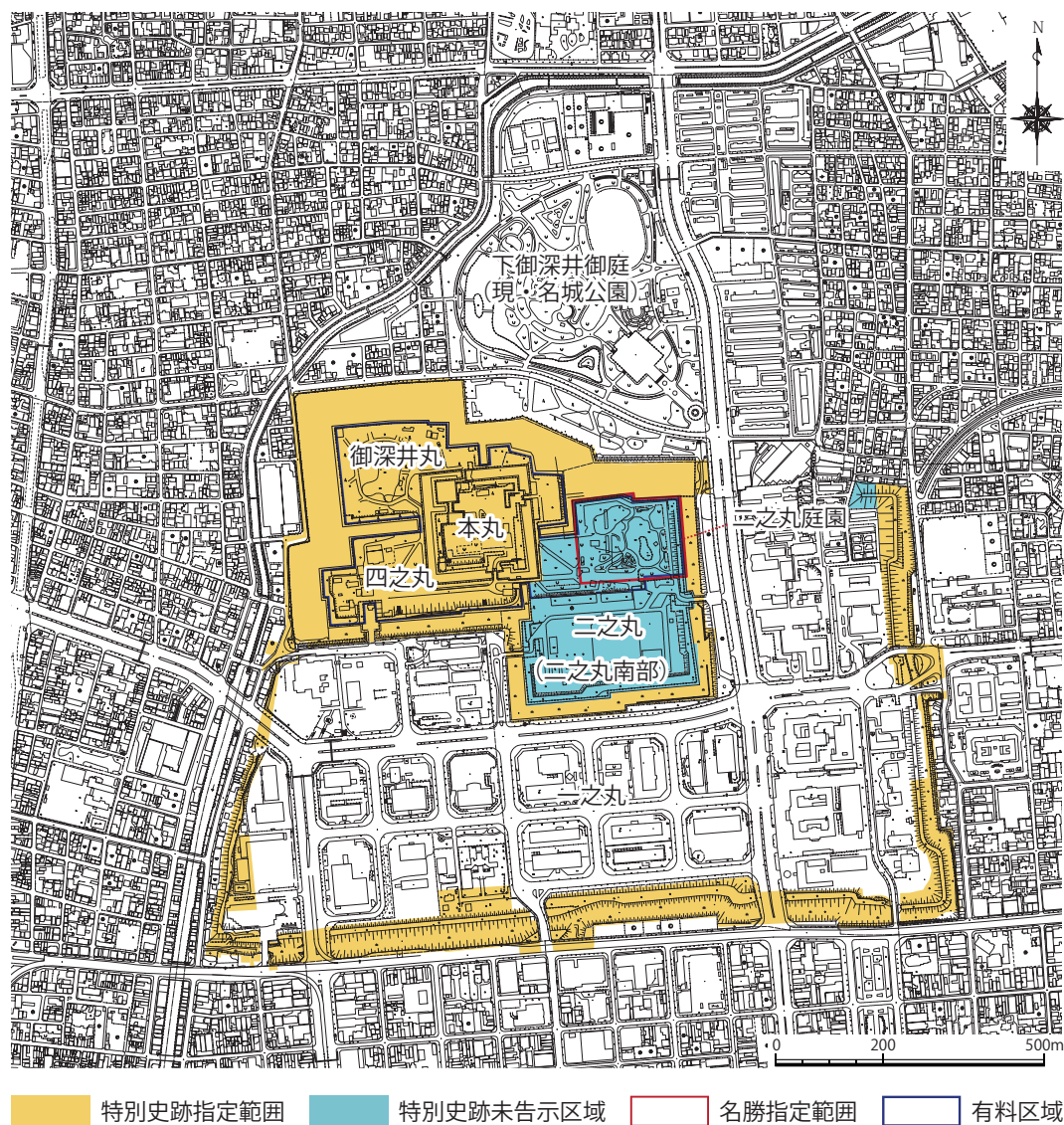


図3 特別史跡指定範囲

を平成30年（2018）5月に策定および公表した。

この計画では特別史跡名古屋城跡の本質的価値を①御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡、②現存する遺構や詳細な史資料により築城期からの変遷をたどることができる城跡、③現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡の3つに整理し、今後の保存活用の基本方針として「近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す」を目標に掲げた。

これらに基づき、構成要素ごとに保存、活用、整備、運営体制の方向性を定めている³⁾。

名古屋城二之丸庭園（以下、二之丸庭園という。）は、地区区分上の二之丸（北）に位置し、歴代藩主の居館及び藩政の中心であった二之丸御殿の北側に、初代藩主義直によって造営された。義直が家康への感謝を示すために木曾の溪谷美として中庭の一部に再現したと言われている。

二之丸御殿が竣工した元和3年（1617）以降、権現山や御祠堂（聖堂）を配し、築城の際に余った石を用いて、中庭には木曾の寝覚め床をうつし二之丸庭園も完成した。

享保以後はたびたび改修され、広い庭内には、池

や築山、その後地割を拡大するなどしながら、文政期の十代藩主^{なりとも}齊朝時代に最も隆盛を迎えた（図4）。

しかしながら、明治6年（1873）に名古屋城が陸軍省所管になると、二之丸御殿が除却された跡地に兵舎が建設され、茶室の余芳や風信を含め庭園の構成要素となっていた庭石や燈籠等が民間に売り払われるなど、二之丸庭園は大きく変容した。終戦以降は、名古屋大学の学舎として使用された時期を経て、公園整備され、昭和53年（1978）から現在の姿になっている。

昭和28年（1953年）には、戦後往時の姿を残している部分を中心として、文化財保護法に基づき、名勝指定を受けた⁴⁾。

その後平成25年に「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」を策定し、同計画に定めた方針に基づき、保存整備事業を実施している。こうした取組の成果と継続により、日本における大名庭園文化の保存と継承において極めて重要な意義を有すると評価され、平成29年に名古屋城二之丸庭園の全域とこれと一体を成した二之丸御殿跡の一部が名勝に追加指定された（図5）。

現在は、追加された区域を含む「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」を作成しており、間もなく完成する。



図4 御城御庭絵図（名古屋市蓬左文庫所蔵）

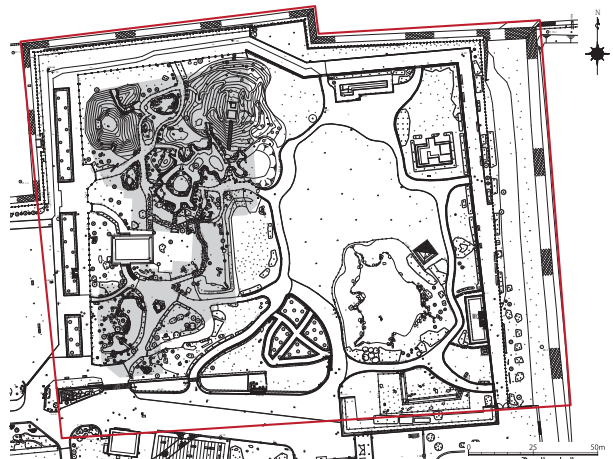


図5 名勝指定範囲（グレー塗部は旧指定範囲）

3. 移築建物の本来的遺構における価値

明治維新後、二之丸庭園内の建造物は全て破壊されており、民間に売却された2棟の茶亭（御茶屋）だけが「余芳」「風信」として現存する。

北御庭園地の東に建築された御茶屋の「余芳」については、北池周辺に複数配置された茶亭（御茶屋）の一つであり、正確な建築年代は定かではないが、文献の調査研究によれば文政6年～10年（1823～1827）頃に、尾張徳川家十代藩主^{なりとも}齊朝が行った二之丸庭園の改造にともなって設けられた茶席の一つであると考えられる（図7・8）。「余芳」の西側は起伏を持たせながら園池護岸へと下る地形となっており、四畳半の中に二畳の上段を設け、上段の床の間、東面に付書院を設けていることから、南西面

に開口部を設けて北池周辺の豪壮な岩組や築山を眺められるように配置されたと考えられる（図6）。

「余芳」を移築再建する場所は、昭和28年に名勝に指定された「北御庭」に整備区分上含まれている。二之丸庭園の建築群の歴史的・文化的価値の理解と継承のうえで、また、庭園の魅力を高めるうえで、不可欠な建造物と位置付けられ、現在作成を進めている「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」においても移築再建する整備方針を定めている（図11）。

江戸期の部材の多くが現存し、発掘調査により礎石や手水組の一部と想定される遺構も確認できており、往時の位置への移築再建は、二之丸庭園及び名古屋城の本質的価値を後世に伝えるうえで重要な意義がある。

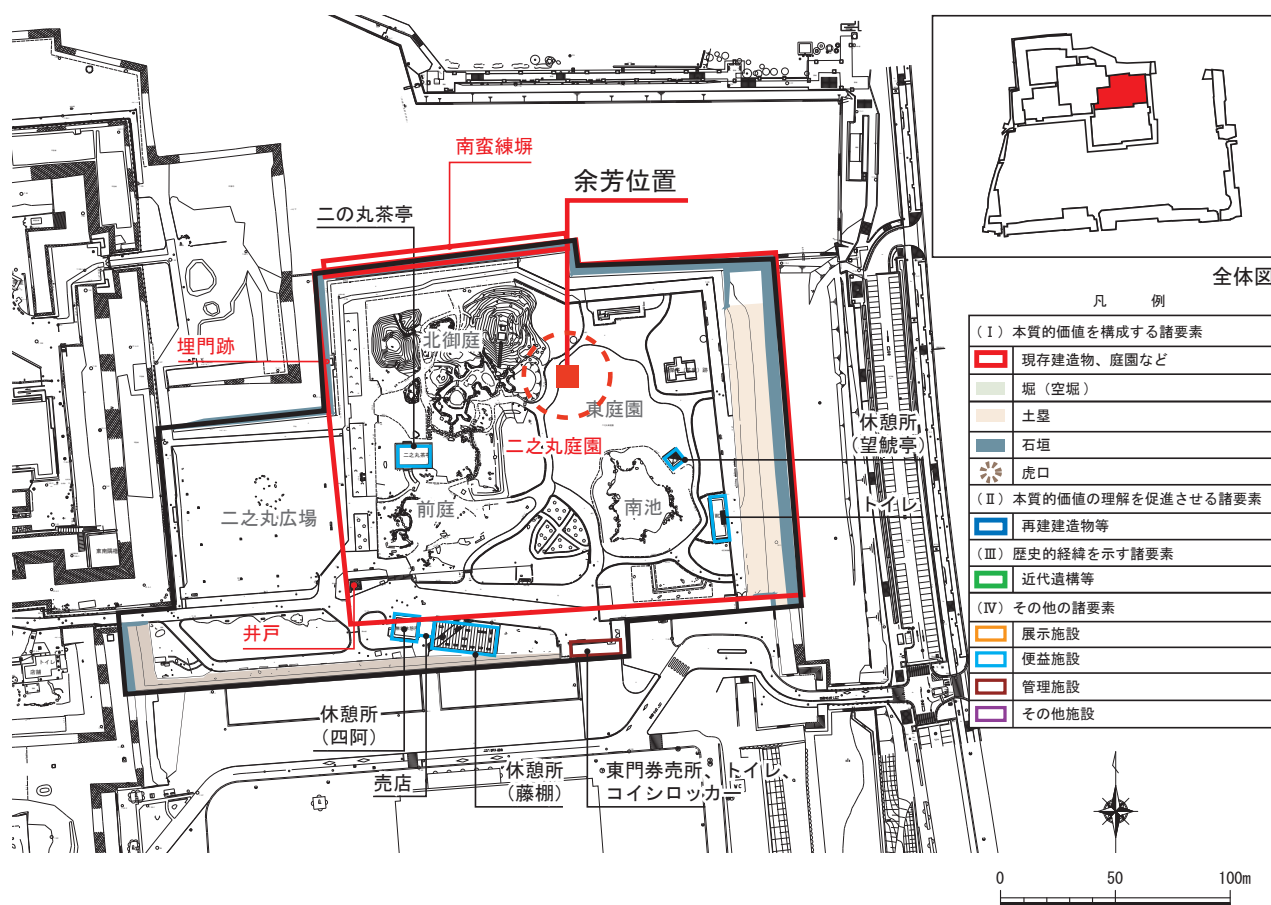


図6 御茶屋「余芳」の位置

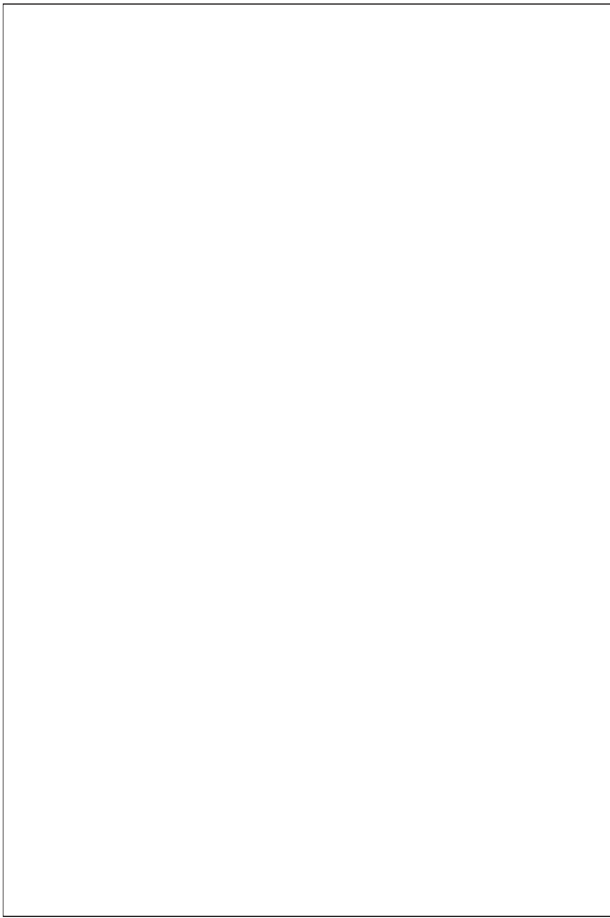


図7 余芳古写真：「二之丸庭園の御茶屋」
(徳川林政史研究所所蔵)

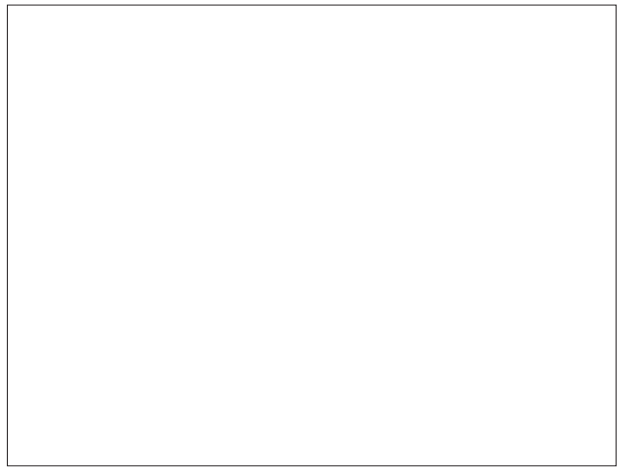


図9 二之丸庭園風信亭 (徳川林政史研究所所蔵)

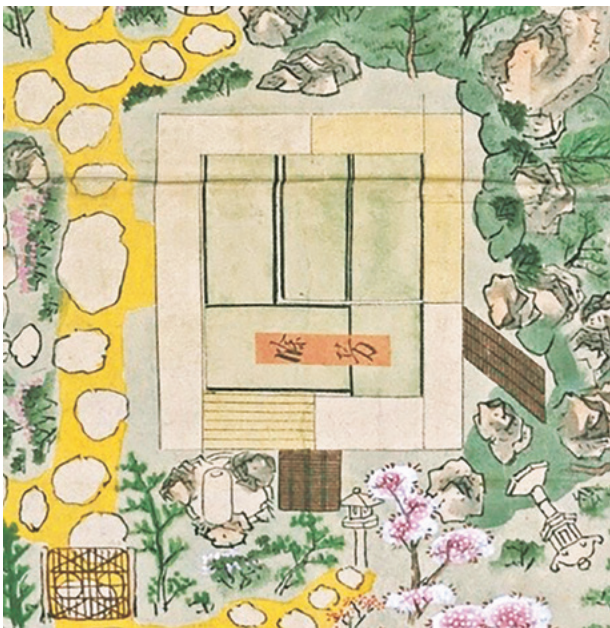


図8 御城御庭絵図における余芳、北が上
(名古屋市蓬左文庫所蔵、部分)

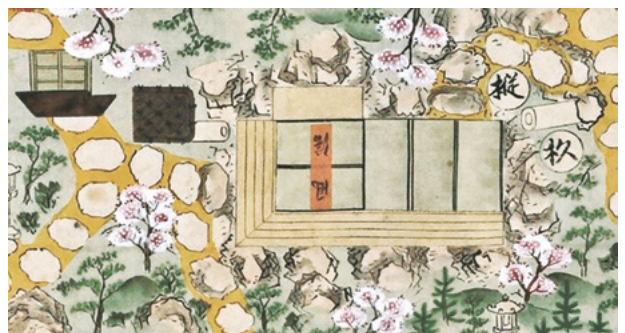


図10 御城御庭絵図における風信亭、北が上
(名古屋市蓬左文庫所蔵、部分)

4. 移築の経緯

(1) 明治期の移築

明治維新後、余芳が民間に売却されたのは明治4年(1871)と考えられてる。

その後、余芳の部材は暫くの間売却先で保管されていたが、明治25年(1892)に同家の別業に「余芳亭」として移築された。その当時の模様は、『清水池園林泉帖』(大矢梅太郎編著、昭和15年発行、私家本)に詳しく記されている。別業は、尾張藩の家老竹腰山城守の屋敷跡に営まれ、その敷地は一千坪に及ぶ広大なもので、『尾張名所図会』に亀尾清水の名をとどめ、この清水は城下の一名蹟であったという。

「余芳亭」は東溪を臨むように懸造りで建てられ、溪の東端には清水の湧き出る古池、北側の崖頭には遠望がきく東屋が建ち、西園は松の緑に楚々とした景色、西北にはまた小さな溪、溪の上はまた林の趣であったという(図12)。

この移築時には、玄関・水屋・板の間が増築された。

(2) 昭和期の移築

昭和14年(1939)に林園の中央部を南北に縦断する形で都市計画道路が開通したことにより「余芳亭」は同敷地内に再度移築された。玄関廻りを改修し、便所を増築しているが内部の意匠、縁側の手摺の意匠などは殆ど改変を加えずに再移築されたと考えら



図12 東庭より余芳亭を臨む
(『清水池園林泉帖』より転載)

れる(図13)。

昭和48年(1973)に名古屋市指定文化財となった後、「余芳」は平成23年(2011)に名古屋市に寄贈され現在はその解体部材を城内に保管している。

名古屋市指定に際する指定理由には、「蓬左文庫蔵「御城御庭絵図」によると「余芳」と記入のある亭が二之丸権現山の東南に描かれており、四畳半一室と一部に濡縁のある平面である。現状の二畳と板間の水屋、縁側は移築に際して付加したものと認められる。名古屋城二之丸建造物はすべて廃絶している際、わずかに残る庭園内御茶屋の一つであって、多少後世の改変はあるが、貴重な遺構である」とある。

5. 移築先の概要・利用状況

解体部材に3種類の番付が発見されたことにより、建築当初、最初の移築(明治25年)、2回目の移築(昭和14年)の変遷が判明した。明治25年の番付では、「改」の文字が見られ、建物の方角を180度回転している。昭和14年番付は北側に増築された玄関と便所の部分の番付となる。明治25年の移築時に上段の間を無くして使用していたことが写真からも伺える(図17)。図中、赤破線の範囲が余芳遺構部分を示す。昭和14年の再移築では、敷地の制約からか、懸造りの構成は踏襲されなかった。

6. 移築再建の課題への対応

民間所有となっていた余芳については、平成22年



図13 余芳亭東側外観(昭和61年撮影)

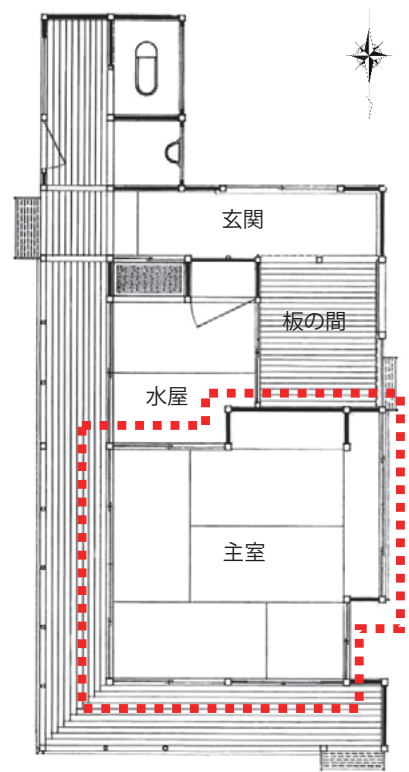
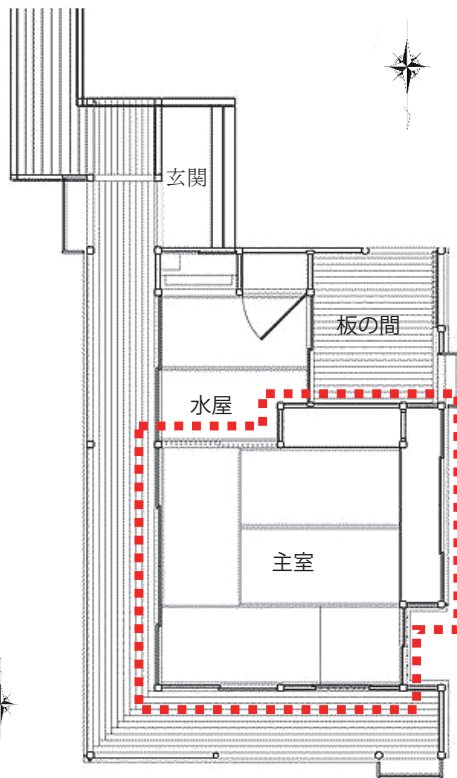
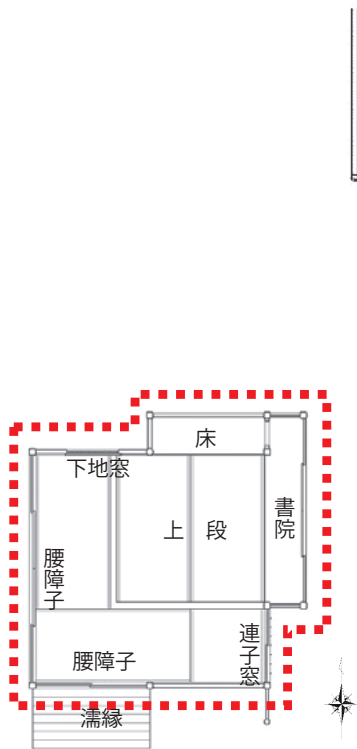


図 14 二之丸庭園時代の復原平面図

図 15 明治 25 年移築時の推定平面図

図 16 昭和 14 年移築時の平面図
(文化財指定時)



図 17 余芳亭内部 (『清水池園林泉帖』より転載)

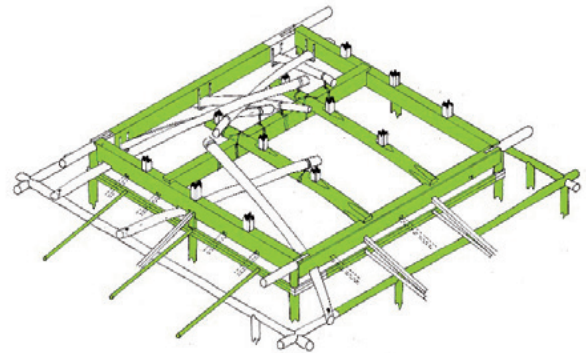


図 19 梁と栱木の架構図 (再建図)



図 18 令和 3 年度仮組調査の様子

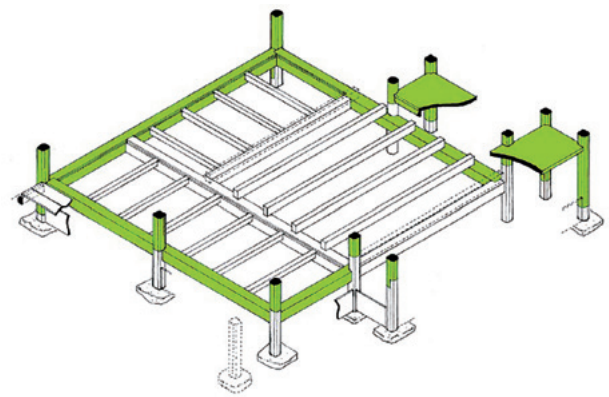


図 20 床組の架構図 (再建図)

度に解体工事を行い、寄付受納を受けた後、平成26年度より再建に向けた検討に着手し、史資料調査、部材痕跡調査、移築再建検討等を継続的に行ってきた。

余芳の移築再建にあたっての根拠資料としては、江戸期の解体部材のほか、発掘調査、古写真、古絵図等がある。そのため、再建検討を行うために、それぞれの資料から得られる情報を整理し、優先順位に基づき最も適切な条件の検討を行った。

(1) 既存部材調査

平成30年度と令和3年度に痕跡・仮組調査を行った(図18)。柱は当初材がすべて残存するが、柱脚部はすべて切断及び根継が有り、柱頭部は当初の仕

口残存材が有る。室内の造作材(敷居・鴨居・落掛・天井板、廻縁・書院地板等)は当初材が残存で、床組の足固め材は多数当初材で、一部後補材であることが分かった。主屋の軒桁、妻梁、中梁、小屋梁は当初材であるが、軒桁は別位置に転用され、2本の内、1本は両端が切断されている。下屋の軒桁は当初材が2本、但し何れも片方が切断されている。小屋束は、当初材の棟束が4本残存で、上端が切縮められている。下屋の軒廻り材は、比較的古材が残っているが、当初材かは不明である。上屋の軒廻り材は、瓦葺きに改変されているため残存していない。図19、20の着色材は調査の結果判明した当初材を示している。

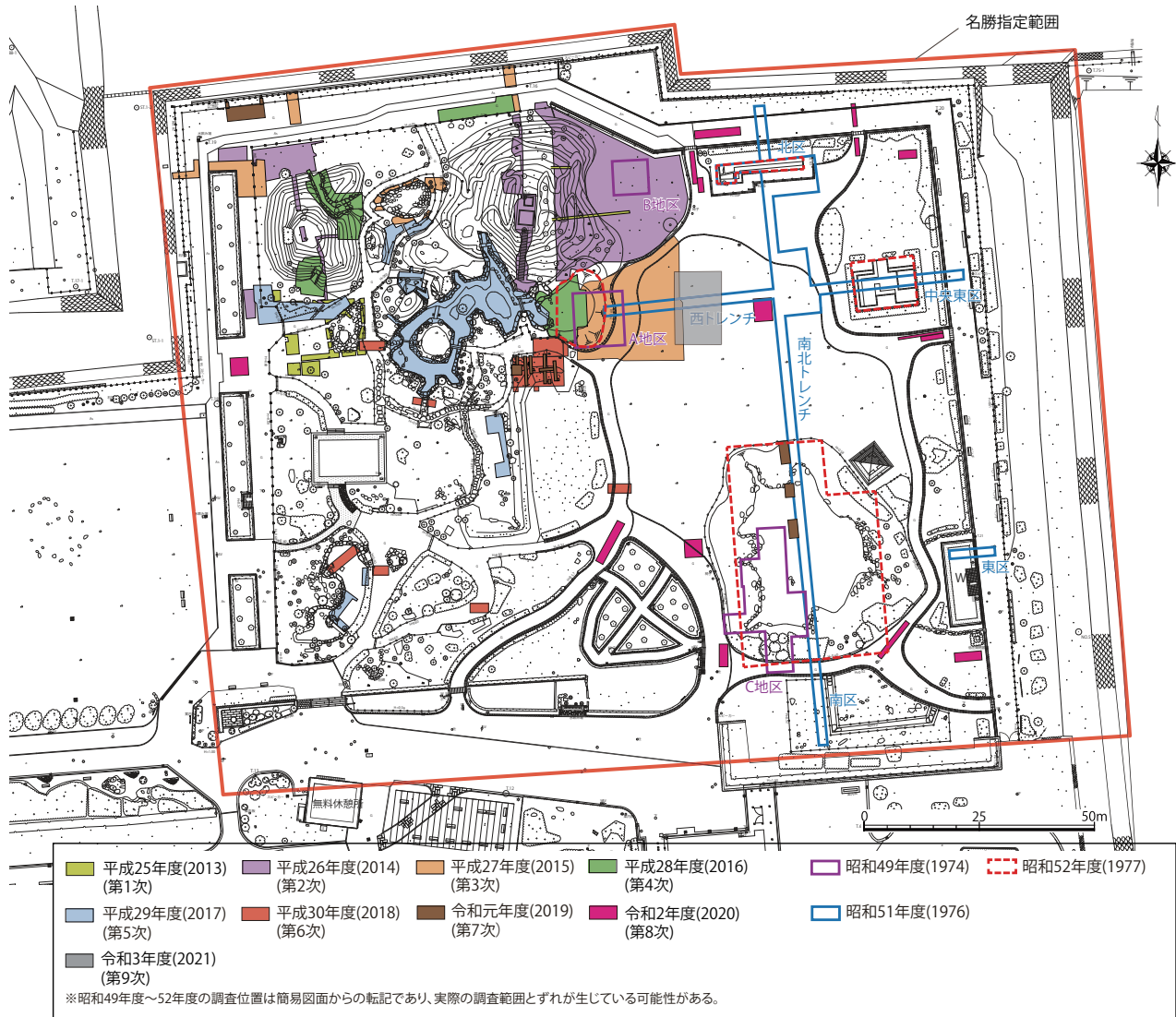


図21 発掘調査実施位置図

(2) 発掘調査

平成25年度から実施している二之丸庭園の発掘調査では、権現山に建てられた建物跡や鳥居基礎、園路飛石、築山の園路、多春園・山下御席・余芳といった御茶屋跡、奥御文庫基礎、園路の延段、池にかかる橋の橋台、庭園を区切る塀の礎石などが確認されている。余芳周辺の発掘調査は平成27年度（2015）に行った（図21）。調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出した。兵舎の遺構として残存しているのは、床面付近から基礎部のレンガ積みとその下部の基礎構造のみである。調査区北部では、東西方向に延びる石敷き廊下と出入口部を確認した。この石敷き廊下の下から、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した。東西約110cm、南北約80cmの内面全体に赤い三和土を厚さ5mmほど塗り重ねている。この構造物は余芳の手水組跡と考えられる。

手水組跡の北側では長さ約40cm、幅約30cmの長方形の石を確認し、余芳建物の礎石である蓋然性が高いと考えた（図22）。



図22 礎石と手水組の遺構

(3) 古写真調査

明治維新後に陸軍の手にわたる以前の二之丸庭園内の茶席を写した写真は、尾張徳川家十四代慶勝が撮影した2点のみが徳川林政史研究所に伝わる。うち1点は風信を写したものであることが表題に明記されているが、もう1点の写真は「二之丸御庭の御茶屋」という表題が付されており、余芳を写した可能性のある写真はこの1点のみである（図7）。そこで、慶勝が写真を撮影した当時二之丸庭園に存在した可能性のある茶席を列挙し、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）（図8）から推定できる間取りや周辺の状態を写真と比較した。この絵図は、景観年代が尾張徳川家十代齊朝による御庭の改造が行われた文政年間以降であること、茶席等の間取りをすべて記載していること等により写真との比較検討にもっとも適している。ただし御城御庭絵図制作以降にも若干の変更が加えられたことが他の絵図から確認できるため、他の絵図も適宜参照した。検討の結果、絵図上では余芳の南側には手水と灯籠が描かれ、位置関係も写真とおおむね一致し、同絵図や部材から確認できる建物の規模や構造も、古写真から得られる所見と矛盾しないことから、余芳をほぼ真南から撮影したのものであると考えた。

古写真解析においては、画像の解像度と濃淡を調整した上で、写真から読み取れる意匠上の特徴を再建検討の参考とした。特に、屋根の主要寸法については古写真の解析から算出を行った。

また、発掘調査で明らかになった礎石の上に余芳の南西角の柱を配した配置計画をもとに、古写真の撮影位置についての検証を行った（図23）。その結果、写真撮影の焦点を南東柱よりわずかに左側と推察すると、古写真の見え方はほぼ配置計画通りであることが確認できた（図24）。

(4) 余芳整備の考え方

根拠資料の調査・検討により、各部の寸法については当初材の痕跡を最優先とし、その他不明な仕様等については古写真、古絵図、類例建物を参考に決定した。再建地盤高さについては、往時の余芳が建っ

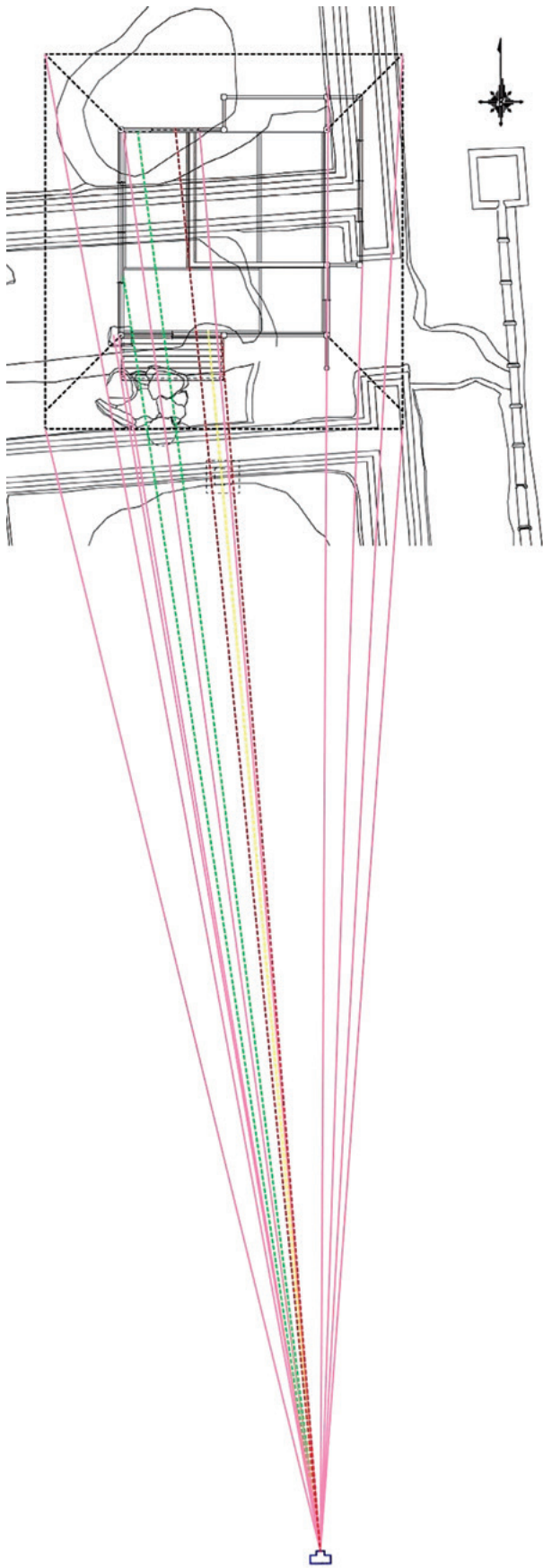


図23 古写真の検証

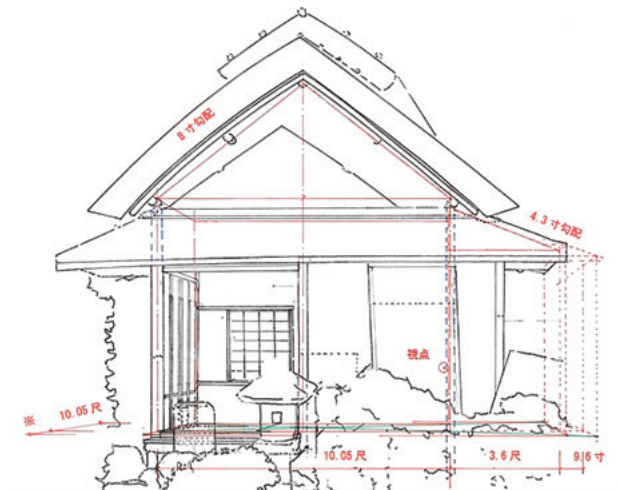


図24 余芳古写真トレースに寸法書入れ

ていた地盤高さよりも、明治期に建設された兵舎の遺構の高さが高いことが発掘調査によって明らかになっている。どちらも貴重な遺構であり二之丸庭園の重要な構成要素であることから、近世・近代の遺構から保護層を設けた地盤を余芳の建築地盤として設定することとした（図25）。建物部分については、名古屋市指定文化財である「余芳亭」の部材を用いた再建であることから、文化財の価値を損ねることが無いよう、可能な限り江戸期の当初材を再使用するために繕い等を施して再建を行う方針とした。また、「二之丸庭園整備計画」においては、尾張の庭園文化を体感できるよう外観の鑑賞に加え内部も見学できるような活用方針も定めている。そのため、構造の安全性の確保のために、耐震診断等を行い補強が必要であれば適切な補強方法を検討するほか、活用策を踏まえた電源の確保、消防設備の設置、市街地における茅葺屋根への法的対応も必要となる。

7. 移築に関わる評価・文化的意義

余芳は明治期、昭和期の二度に渡る移築において一部増築や改築を伴ったものの主たる軸組構造に大きな改変がなされなかったため、江戸期の部材の多くが現存しており、往時の間取りもかなり正確に把握することができている。

発掘調査においては礎石や手水組の遺構と思われる石造物の一部が検出され、これら状況は古絵図や

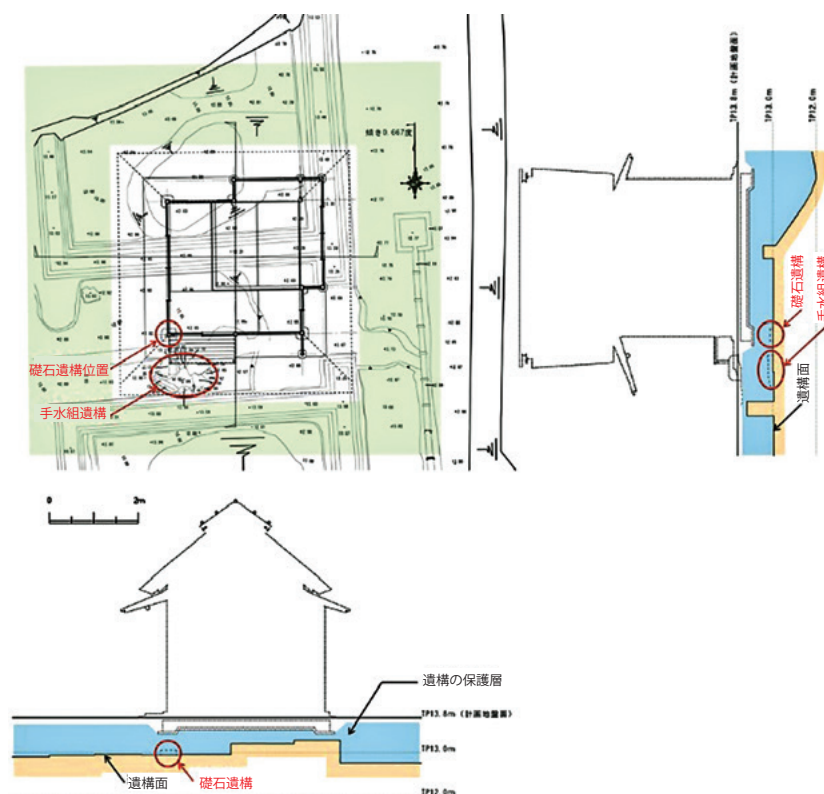


図25 再建地盤高さの考え方

古写真から得られる情報ともよく符合していることから、建物位置についても特定でき、往時の二之丸庭園において、どのように御茶屋が建てられていたのか、精度の高い移築再建が実現でき得る貴重な事例であると考えている。

また、移築先で瓦葺きに改変され失われた小屋組や、すでに散逸してしまった石造物については、古絵図や古写真から得られる情報を丁寧に検証し、類例からの情報を参考にすることで、往時のあったであろう姿に近づけることは可能であると考えます。

二之丸庭園は尾張藩の歴代の藩主が公私に渡り過ごした場所であり、藩主やその客人等が御庭の散策を楽しむ折には余芳から北池周辺の豪壮な岩組や築山を眺められていたのではないかと想像し、当時の暮らしに想いを馳せることもできるのではないかと。

このように考えると、余芳の移築再建は、今後進めていく二之丸庭園の復元整備をより豊かなものにする重要な要素であり、尾張の庭園文化や名古屋城の本質的価値を後世に伝え、その魅力を来場者に伝

えるうえで重要な意義がある事業であると考えている。

註

- 1) 統計でみた名古屋スケッチ <https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000011301.html>等。
- 2) 令和3年度予算のあらまし
- 3) 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 2018 『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 pp.12-13
- 4) 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 2013 『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』 pp.17-27

参考文献

- 1) 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 2022 『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』 pp.10-113

三溪園における移設石造物・移築建造物と その意義について

小野 健吉 (大阪観光大学)

1. はじめに

近代数寄者らが古代寺院跡等から礎石や石造物を自らの邸宅や別荘の庭園に移設した事例が明治・大正時代に多く見られる。これは、こうした礎石・石造物等を収集してそれを仲間内で互いに見せ合う好事家的な骨とう品趣味と見る事が可能であるとともに、庭園に歴史性を加えるという意図を見て取ることも可能であろう。今もそれらが園内にある庭園としては、たとえば東大寺の塔礎石がある依水園(奈良市)や藤田邸跡庭園・旧太閤園¹⁾(大阪市)、飛鳥時代の石造物「出水酒船石」が園内の一角にたたずむ碧雲荘(京都市)などが知られる。もちろん石塔・石仏・燈籠・手水鉢といった古石造物を他所から庭園に持ち込む事例となれば、近世から現代にいたるまで枚挙にいとまがない。一方、江戸時代以前の古建築を園内に移築した事例も、解体移築が比較的容易な茶室やランドマーク的な役割を担う塔などを中心に見られる。庭景を形成するために移築される塔では、藤田邸跡庭園の多宝塔²⁾、椿山荘(東京都豊島区)の三重塔(圓通閣)³⁾や冬花庵(兵庫県宝塚市)の三重塔⁴⁾などがその事例として知られる。

三溪園(横浜市)では、移設石造物としては伝東大寺礎石や伝光明皇后使用「辰巳の手洗石」といった古代(伝古代)の石造物のほか、中世の層塔や宝篋印塔あるいは近世の見立物手水鉢などがあり、移築建造物としては、旧燈明寺三重塔や臨春閣(旧紀州藩巖手御殿)をはじめ戦後に移築された旧矢筥原

家住宅など10棟が園内の適所に配されている。移築建造物がこれほど多く、しかもそれらが庭景の不可欠な要素として見事に機能している点で、三溪園は他の庭園の追随を許さない。本稿では、三溪園の移設石造物・移築建造物を整理したうえで、庭園におけるそれらの意義についても考えてみたい。

2. 三溪園

原富太郎が横浜市本牧三之谷に造営した三溪園(図1)は、平成19年(2007)2月6日に名勝に指定された。以下に、「国指定文化財データベース」に載せられた詳細解説を転載し、その概要とする。

横浜市東南部に所在する三溪園は、丘陵と谷で形成される変化に富んだ地形を持ち、面積は約18haに及ぶ。三溪園を造営した原富太郎(1868-1939)は近代横浜随一の実業家で、三溪と号し、数寄者としても知られた。三溪園の敷地の一部は、富太郎の妻の祖父で幕末から明治時代にかけての横浜の豪商原善三郎(1827-1899)が明治初頭に入手していたもので、三溪は明治32年(1899)の家督相続後、土地を買足しながら、自らの構想で三溪園の造営を開始。同35年には鶴翔閣を新築し、旧天瑞寺寿塔覆堂や茶室寒月庵等の移築に着手している。同38年には配下の庭師を庭園視察のため関西方面に派遣しており、この時期、造園工事は佳境に入っていたものと見られる。現在の外苑部分が一定の整備を終えたのは同39年のことで、同年5月から三溪の意向により一般に公



図1 三溪園平面図（『三溪園パンフレット』）

開された。この時期、私園である三溪園の公開は画期的な試みとして特筆される。開園後も古建築の移築などの造営は続き、明治40年には、旧東慶寺仏殿を鎌倉から移築するとともに、川崎の小向などからの梅林の移植を終えている。同42年には三溪園に居を移し、大正3年（1914）には旧燈明寺の三重塔を大池西の丘陵上に移築して全園のランドマークとし、外苑を完成させた。同4年には、私的空間としての内苑の造営に着手。池や溪流の整備を進めながら、同5年には天授院、同6年には紀州藩巖出御殿の遺構と伝える臨春閣、同7年

には月華殿と春草廬の移築を行い、同9年には白雲邸を新築するなど、着々と整備を進めた。内苑の造営は大正11年の聴秋閣の移築をもって完了し、翌年にはお披露目の大師会茶会を開催している。内苑の移築建物の配置やそれらの建物とよく調和した周辺の修景もまた三溪の構想によるもので、数寄者としての三溪の美意識が窺える。

三溪園は関東大震災、太平洋戦争という受難の時期を経た後、昭和28年以後、原家から財団法人三溪園保勝会に段階的に寄贈された。外苑では、昭和35年（1960）に旧矢筧原家住宅、同62年に旧

燈明寺本堂が移築され、さらに平成12年（2000）には鶴翔閣が修復された。また、内苑には平成元年に、来訪者への三溪の事績の紹介等を目的とした三溪記念館が建設された。なお、三溪園の諸建物のうち臨春閣など10棟が重要文化財に、鶴翔閣など3棟が横浜市指定有形文化財に指定されている。

三溪園は、外苑と内苑からなる本来の地割と優れた庭園景観を保持している。代表的な庭園景観としては、対岸の丘上に旧燈明寺三重塔を仰ぐ大池、背後に緑の丘陵を負い前面の池水にその姿を映す臨春閣、緑陰濃い溪流と優美な姿の聴秋閣の絶妙の対比などがある。さらに、歩行に伴う庭園景観の変化も高く評価できる。また、海浜の埋立により、かつてあった松風閣跡周辺の高所からの海への眺望は失われたものの、庭園内部から視覚的に周辺の環境の変化をうかがわせるものがほぼ遮断されており、この点も大都市に所在する大庭園としては稀有の特色である。

本庭園は、近世以前の象徴主義から脱却した近代の自然主義に基づく風景式庭園として傑出した規模・構造・意匠を持ち、保存状態も良好で、学術上・芸術上・観賞上の価値は極めて高い。また、当初の原富太郎（三溪）の構想どおり広く公開され、多数の来訪者に活用されている点も高く評価できる。よって、名勝に指定し、保護を図ろうとするものである。

3. 移設石造物と移築建造物

(1) 移設石造物

園内には移設されたものを含め多数の石造物がある。報告書⁵⁾に記載の56件のうち移設されたと見られる主要なものの概要を以下に示す。なお、三溪園に移設された時期については、ほぼ不明である。また、それぞれ移設後の場所の移動の可能性もある。

1) 伝東大寺礎石（奈良時代）

自然石上面を削って径93cmの円形の柱座を作り出し、座の中央に出柄を設ける。奈良東大寺の建物礎

石であったと伝える。春草廬前所在。

2) 「辰巳の手洗石」（鎌倉時代）

長さ170cm・幅90cm・高さ45cmの概略直方体の石材に楕円形の穴を穿った石造物で、寺院等で用いられた水槽かと推測される。奈良の法華寺にあったもので、光明皇后使用との伝承があるが、鎌倉時代の制作と推定される。天寿院前所在。

3) 宝篋印塔（鎌倉時代）

典型的な関西形式の宝篋印塔で、総高277cm。塔身には金剛界四仏（阿闍如来・宝生如来・阿弥陀如来・不空成就如来）種子を彫り、蓋が上下二石からなる。天寿院裏山所在。

4) 十三重塔（鎌倉時代）

塔身の通減状態は整うが、軒先の厚みが不揃いであるため、一部に鎌倉時代の材を残して補修・調整されたものと推定される。聴秋閣前所在。

5) 伝奈良秋篠寺燈籠（室町時代）

円形の反花の上に中節のある円柱の竿を立て、八角の中台・大面取り八角の火袋・八角の笠・受花付きの宝珠を重ねる。奈良秋篠寺のものと伝える。旧天瑞寺寿塔覆堂後方所在。

6) 瓢箪手洗鉢（安土桃山時代）

径94cm、高さ31cmの円盤形で、側面に瓢箪唐草を浮き彫りする。豊臣秀吉愛用で、藤堂高虎に譲られて伊賀上野城にあったものと伝える。臨春閣縁先所在。

(2) 移築建造物

他所から三溪園に移築した建造物としては、10棟が知られる。以下に来歴等とその概要を示す⁶⁾。

1) 旧燈明寺三重塔（重要文化財／室町時代）

京都府木津川市（旧相楽郡加茂町）の燈明寺にあった三重塔。燈明寺は、天平7年（735）創建と伝える古刹で、三重塔は室町時代の特徴を有し、康生3年（1457）頃に復旧再建されたものと推定される。大正3年（1914）に三溪園に移築された。

2) 旧燈明寺本堂（重要文化財／室町時代）

三重塔と同じく京都府木津川市にあった燈明寺の本堂。様式や手法から室町時代の建築と推定される。

昭和22年（1947）の台風で被害を受け解体保存されていた部材を寄贈され、昭和62年（1987）に三溪園に移築。

3) 旧矢筈原家住宅（重要文化財／江戸時代）

岐阜県高山市（旧大野郡莊川村）にあった宝暦年間（1750頃）の建築と伝える大規模な上層農家建築。ダム建設によって敷地が水没することとなったことから、当時の所有者 矢筈原昱氏から寄贈を受け、昭和35年（1960）に移築。

4) 旧東慶寺仏殿（重要文化財／室町時代）

弘安8年（1285）創建の鎌倉の東慶寺の仏殿であった建物。室町時代の仏殿の形式を持ち、永正6年（1509）の東慶寺火災後の再建と推定される。明治40年（1907）に三溪園に移築。

5) 臨春閣（重要文化財／江戸時代）

慶安2年（1649）に紀州藩の別荘 巖出御殿として紀の川畔に造営され、宝暦14年（1764）まで現地で存続。その後、大阪春日出新田の飯野氏別邸に移され、清海氏に所有が移っていた。この建物を、原三溪が明治39年（1906）に譲り受け、大正6年（1917）に三溪園内に移築。建物は3棟からなり、第一屋と第二屋の位置関係は巖出御殿当時のままと見られるが、第三屋はもともと第一屋の背後にあった。

6) 春草廬（重要文化財／江戸時代）

織田有楽斎の作と伝える茶室で、宇治の三室戸寺金藏院にあって九窓亭と称していた。大正7年（1918）に月華殿とともに移築。なお、「春草廬」は、もともと臨春閣があった大阪の春日出新田の庭内にあった茶室の名で、この茶室は臨春閣とともに三溪園に移築されたが、現在は東京国立博物館に移されている。

7) 月華殿（重要文化財／江戸時代）

徳川家康による伏見城の諸大名伺候の控室であったとされる建物。元和6年（1620）の伏見城取り壊しの際に宇治の茶匠 上林三入に譲られ、上林家から三室戸寺金藏院に贈られて客殿として用いられていた。大正7年（1918）に、同じく三室戸寺金藏院にあった九窓亭（現在の春草廬）とともに移築。

8) 聴秋閣（重要文化財／江戸時代）

元和9年（1623）、徳川家光の上洛時に佐久間将監に命じて二条城内に造営させた楼閣建築と伝える。その後、稲葉正成の江戸屋敷に移され、さらに明治14年（1881）に二条邸に移築されていた。大正11年（1922）に原三溪に譲られて三溪園内に移築。

9) 旧天瑞寺寿塔覆堂

（重要文化財／安土桃山時代）

天正20年（1592）に豊臣秀吉が京都の大徳寺内天瑞寺に母の長寿を祝って建てた寿塔の覆屋。天正十九年の墨書銘がある。天瑞寺の廃滅に伴って瑞光院に移され、さらに大徳寺黄梅院に移されたのち、明治35年（1902）に移築された。

10) 天授院（重要文化財／室町時代）

鎌倉の建長寺の近くにあった心平寺の跡に建てていた地蔵堂で、形式手法から室町時代末期のものとして推定される。大正5年（1916）に移築され、原家の持仏堂として用いられた。

4. 移設石造物と移築建造物の意義

（1）移設石造物への敬意

三溪園内の石造物の中には近代の制作と見られるものもあるが、奈良時代の伝東大寺礎石（図2）をはじめ、鎌倉～江戸時代の制作になるものも多い。明治以降の近代庭園では、数寄者の手になるものをはじめ多くの庭園で古い石造物を移設することが流行した。それらは、庭園内の適所に据えられて庭景の見どころとなった。三溪園は、その広大な面積に比して、必ずしも石造物が多いわけではないが、石造物をどこに置くかについては、原三溪みずからが熟慮したことは想像に難くない。伝東大寺礎石や「辰巳の手洗石」については、そのままの形状で適所に設置したもので、そこにはこうした古い石造物の歴史性に対する敬意も感じられる。藤田邸跡庭園となっている旧藤田傳三郎邸の庭園では、東大寺の塔礎石の柱座に水穴をあけて手水鉢としており（図3）、古い石造物も珍奇な造園資材の一つとして扱うといった姿勢が垣間見えるのとは対照的であ



図2 伝東大寺礎石（財団法人三溪園保勝会提供）



図3 旧藤田邸跡庭園の東大寺塔礎石

る。三溪園の石造物の中には、中世の五輪塔の水輪や地輪に水穴を穿った手水鉢、京都五条大橋の橋脚石材を用いた手水鉢などもあるが、これらは見立物手水鉢として流通していたものを購入したものであろう。

（2）庭園構成要素としての移築建造物

三溪園の移築建造物で特記すべきは、特色ある地形を持つ場所や巧みに造園・修景された空間に立地し、周囲の景観と極めてよく馴染んでいることである。これは、施主の原三溪が自ら絵筆をとるほどに美術の豊かな素養を備えていたことによる。これらについては、以前に「三溪園に見る原富太郎（三溪）の思想・造園理念・意匠」⁷⁾に取りまとめたことがある。繰り返しにはなるが、その概要をあらためて示しておきたい。

まず、地形を最大限に活かして移設建造物の姿を際立たせたのが旧燈明寺三重塔である（図4）。三



図4 大池越しに望む山上の旧燈明寺三重塔

溪園は、明治34年（1901）頃から造営が開始され、翌年には原家の本邸となって庭園の整備も着々と進められる。明治39年に「遊覧御随意」の看板を掲げて市民に公開された後も古建築移築を含む整備は続けられ、大正3年（1914）に園内山上への旧燈明寺三重塔の移築を完了する。「塔のある風景」は原三溪の念願であったと思われ、その位置は熟考に熟考を重ねて決定されたものであろう。それだけに、景観に溶け込んだ姿は抜群で、外苑はもとより内苑からも望めるランドマークとして三溪園の要をなしている。大池が水鏡となって山の上の塔を映し出すことも、計算の内であったに違いない。

一方、移築建造物周辺の造園・修景が際立つ例としては、内苑の臨春閣（図5）と聴秋閣（図6）がある。臨春閣は、内苑の中心部にあり、緑濃い丘陵を背負う場所に造成された平坦地に建ち、前面に池を穿つ。周辺の修景に合わせて3棟の配置を変えて移築された臨春閣は、御殿建築としての使い勝手はもちろんのこと、庭園内の景物として、またその前面の池や遠く外苑の三重塔までも望む視点場として、文字通り内苑の要をなす。臨春閣の西方に位置する聴秋閣の脇には、溪流が心地よい音を響かせながら流れ下る。あたかもこの溪流沿いを選んで建てたかに見える楼閣であるが、溪流もまた人工であり、建物や溪流を構成要素とするこの一帯すべてが、地形を活かしつつ造形された空間なのである。聴秋閣とその前の溪流一帯の空間については、実業家で数



図5 臨春閣



図6 聴秋閣

寄者としても知られた野崎幻庵が大正12年（1923）4月の大師会茶会の新聞記事の中で、「山を下らむとするに當り、水聲や、緩やかなる邊りに停みて其風致を望むに、巨巖溪流を挟み、渥々淥々の響きを傳へて心耳洗はしむるの景、殆ど天然に任せたるの觀あり、寔にや山、水を得ざれば生動せず、石、樹を得ざれば蒼潤ならず、（中略）鈍翁も余も共に造庭の妙を賞するや、三溪稍得意の色を湛へて、数年来慘憺の苦心を語る」⁸⁾と記すように、原三溪にとっても渾身かつ会心の造園・修景であったと言えよう。

三溪園の移築建造物には、戦後の旧燈明寺本堂や旧矢筥原家住宅も含め、本来の所在地では良好な状態での保存が難しかった物件が多い。三溪園への移築はその救済という一面も持っていたわけで、この意義は忘れてはなるまい。もちろん、三溪園が移築建造物を構成要素とする自然主義風景式庭園として見事な空間を達成したことの庭園史上の意義も大きい。これは、好事家の域をはるかに超えた原三溪の感性と造形力によるもので、移築建築物にとっては新たな生命が吹き込まれたとの見方も可能であろう。

5. おわりに

三溪園は、他所から移設された石造物が適所に配され、多くの移築建造物が庭景を形成するという他に類例のない庭園である。こうした在り方は、近代

の富裕な数寄者らによる庭園造りの流れの中に位置付けうるが、傑出した出来栄を誇るのは、原三溪の財力、芸術的造形力、自然や古文化に対する敬意のなせるところであろう。さればこそ、太平洋戦争での被災からも多くの人の力で復興され、現在も横浜市民をはじめ多くの来訪者に愛でられ続けているのである。公益財団法人三溪園保勝会の運営により、国指定名勝として、確実な保存はもちろん、多様な活用が今後も継続されることを願う次第である。

註

- 1) 関西財界の雄 藤田傳三郎が明治後半から造営を開始し、大正5年（1916）に完成した藤田邸、通称「網島御殿」の本邸と東邸にあたる。
- 2) 藤田平太郎所有時の大正5年（1916）に、高野山光台院から移築。
- 3) 藤田平太郎所有時の大正14年（1925）に、広島県賀茂郡の篁山竹林寺から移築。室町時代末期。
- 4) 冬花庵は日本画家・橋本関雪の別邸。三重塔は三重県伊賀市の浄瑠璃寺にあったもの。
- 5) 横浜市文化財現況調査団編『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査概報（五）—』横浜市教育委員会社会教育部文化財保護課1984
- 6) 財団法人三溪園保勝会編『三溪園』財団法人三溪園保勝会1989
- 7) 小野健吉「三溪園に見る原富太郎(三溪)の思想・造園理念・意匠」『造園雑誌』53巻5号1990
- 8) 野崎幻庵「於横浜郊外三溪園」新聞記事(中外商業新報)1923年4月24日

建造物の移築に伴う周辺整備と庭園の移転

—昭和期に活躍した森蘊の業績を通して—

エマニュエル・マレス（京都産業大学）

1. はじめに

(1) 移築と庭園

日本では、建造物の移築や古材の再利用などはごく普通に行われることである。古代の法隆寺伝法堂や唐招提寺講堂などから、現代の民家再生に至るまで事例を羅列しだしたらキリがない。とにかく、建物を解体し、材料を移動させ、他所で組みなおすことができるのは木造建築の特徴の一つであると言える。

しかし、単独で建物を移築することが可能でも、その周辺の環境は基本的に移動不可能である。実際に、建造物の移築がよくみられても、庭園の移転は極めて稀である。京都の圓徳院庭園や妙満寺庭園、奈良の法華寺庭園など「移築」や「うつし」の伝承がないわけではないが、いずれも資料不足で伝承の域をでない。

日本庭園史において、醍醐寺三宝院庭園の藤戸石のように、当時の「天下人が所有する石」として繰り返し京都の名庭で移設された庭石の事例はある。近代に流通した社寺の礎石（伽藍石）もその好例。しかし、庭石や庭木などは技術的に動かさせたとしても、庭園を構成するすべての要素（築地塀のような構造物、土壌、地形、水、周辺の景色、気候など）は移動不可能である。

「庭屋一如」と言われるように、本来ならば建造物と庭園は切り離せないものであるが、実際には保護や再利用などを目的で庭園内にある建物だけが解体され、移築先で新たな庭がつけられることが多い。

本稿では、昭和期に活躍した日本庭園の歴史家であり、作庭家でもあった^{もりおさむ}森蘊（1905-1988）の業績を通して、建造物の移築に伴う周辺の整備（作庭）や庭園の移転復元、庭石の移設などについて考察を深めることにする。

なお、本稿では便宜上「移築」は建造物、「移転」は庭園、「移設」は庭石や庭木などの材料の移動という意味を込めて使い分けることにした。

(2) 森蘊の業績

森蘊は現代の日本庭園史学の基盤を築いた人物である。徹底的な文献資料の分析に加え、現地の厳密な測量と発掘調査の成果を取り入れたことによって学問としての日本庭園史の発展、または歴史的な庭園の保護に大いに寄与した。

一方で、森は生涯をつうじて積極的に作庭活動を続け、その数全国で約70庭園に及ぶ。こうして彼は歴史家として、また作庭家としても、建造物の移築に伴う周辺の整備（作庭）や庭園の移転復元などに携わるようになった。

2019年に発行された『森蘊研究報告書 昭和の作庭記—森蘊の業績と日本庭園史の作成』に明細な年表が掲載されている¹⁾。その中から建造物の移築に伴う周辺の整備（作庭）や庭園の移転復元に関連する庭園は9つを数えた（表1）。

まず、その9つの庭園が奈良県に位置していることが注目に値する。森は1952年に奈良文化財研究所の建造物室長になってから晩年までの36年間奈良を中心に活躍したので、奈良県内の文化財や史跡の環境整備をはじめ、寺院や民間などの作庭事例が多い。

表1 森蘊が関わった建造物の移築に伴う周辺整備と庭園の移転復元

和暦	西暦	庭園名	所在地	種類	施工
昭和32	1957	東大寺 龍蔵院庭園	奈良市雑司町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	花豊造園
昭和33	1958	法華寺「仔犬の庭」	奈良市法華寺町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	徳村造園
昭和39	1964	唐招提寺 御影堂庭園	奈良市五条町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	徳村造園
昭和41	1966	唐招提寺 三暎庵茶室露地	奈良市五条町	建造物の移築に伴う周辺整備／ 庭園の移転復元	徳村造園
昭和42	1967	橿原神宮 文華殿庭園	橿原市久米町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	徳村造園
昭和44	1969	郡山城跡 市民文化会館庭園	大和郡山市城内町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	不明
昭和44	1969	唐招提寺 東室庭園	奈良市五条町	移転復元	徳村造園
昭和45	1970	高宮勝邸庭園	天理市柳本町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	小山潔・古川三盛
昭和60	1985	法華寺東室庭園	奈良市法華寺町	建造物の移築に伴う周辺整備（作庭）	小山潔・木村光治・ 小山照夫・森下悟司

本項をまとめるに当たって、主な参考文献になったのは1973年に出版された『庭ひとすじ』²⁾である。森の自伝のような本で、森のそれまでの研究成果と作庭の活動がわかりやすくまとめられている。その中で、建造物の移築に伴う周辺の整備や庭園の移転の事例を紹介し、また奈良で作庭活動を始めた時の心構え、自分なりの作庭理念を解説している。

「奈良には古い寺が多い。こういう古刹に庭園を造る場合、モダン・アート（前衛的造型）をとってつけるわけにはいかない。そこで考えぬいたあげく、藤原時代（平安時代後期）の『作庭記』を近代的に解釈しようと決心した」ということから、森は奈良盆地という歴史的風土を強く意識していたことがわかる³⁾。当時、東院庭園や平城京左京三条二坊宮跡庭園などがまだ発見されておらず、奈良時代の庭園の様相はあまり知られていなかった。そこで、森は日本庭園の最古の造園書『作庭記』を参考書として選んだ。しかし、最古だから選んだだけではない。森は日本庭園史上「三つの頂点を見出すことができる」と述べ、その「第一期は「作庭記」という不滅の金字塔を打ち立てた藤原時代」と位置付けた⁴⁾。森は日本庭園の原点であり、また絶頂でもあった寝殿造庭園を参考にしながら奈良で新しい庭を設計した。言い換えれば、過去に学びながら昭和期にふさわしい新しい日本庭園の姿を探ろうとしたが、「『作

庭記』を近代的に解釈する」というのは具体的にどういふことだろうか。「外見は前衛的であっても、結局帰するところの理論は『作庭記』の内容に高らかに唱えられる自然順応精神であること、中には現在残っていない作庭記流庭園の復興的作品と見るべきものに含まれてくるのである」という⁵⁾。こうして、森によると「自然順応精神」が『作庭記』の根本理念であるが、それを「復興」する必要があるということから、一度失われた感覚であるとも示唆している。

歴史家として、森は自分の目の前に映る庭園や遺構の姿よりも、そこに隠された過去の面影、造営当時の地形や地物の形状、作者や作庭意図、庭園の実態や実用などを研究対象とした。つまり、古庭園の原点に戻ろうと「復元的考察」「復元的研究」「復元整備」を進めた。作庭家としても、森は長年の研究成果に基づいて「復興的作品」を試みた。「復元」「復興」などと言葉が変わっても、森の研究と作庭に通底するのは、過去の失われた庭園を蘇らせようとする姿勢なのではないだろうか。

こうして「復元」をライフワークとした森は、建造物の移築に伴う周辺の整備や庭園の移転をどのように考えていたのだろうか。移築と移転というのは、ある建物や庭を一度解体して新しい場所で「復元」させる移動方法である。しかし、移動先で何を「復

表2 本稿で採り上げる庭園のグループ分け

興福寺旧一乗院の移築に伴う周辺整備	
1957年	東大寺 龍蔵院庭園
1964年	唐招提寺 御影堂庭園
旧織田屋形（柳本陣屋）の移築に伴う周辺整備	
1967年	檀原神宮 文華殿庭園
1970年	高宮勝邸庭園
法華寺境内に移築された建造物の周辺整備	
1958年	法華寺 「仔犬の庭」
1985年	法華寺 東室庭園
庭園の移転・石材の移設	
1966年	唐招提寺 三暁庵茶室露地
1969年	唐招提寺 東室庭園

元」するのだろうか。そもそも、環境が変われば「復元」と言えるのだろうか。

本稿では、森が関わった移築や移転の事業を分類して、8つの庭園を紹介する（表2）。年代順ではなく、移築された建物や移転された庭園の4つのグループに分類した。まずは、興福寺旧一乗院と旧織田屋形の移築に伴って新しくつくられた庭園。それから法華寺の境内に移築された住宅建築に合わせてつくられた庭園。最後に、京都から唐招提寺境内に移転復元された庭園を紹介する。

2. 興福寺旧一乗院の移築に伴う 周辺整備

旧一乗院とは、奈良市登大路町に位置していた興福寺の別当坊であった。「南都一乗院宮」とも呼ばれ、格式の高い門跡寺院として知られていたが、明治期の廃仏毀釈運動により廃寺となった。その後は奈良県庁や奈良地方裁判所の庁舎として利用された。

旧一乗院の主な建造物は次第に解体され、芳徳寺、東大寺龍蔵院、唐招提寺などと奈良市内の寺院などに移築された。ここでは、東大寺龍蔵院と唐招提寺へ移築された建造物の周辺を、森がどのように整備したのかを検討する。

(1) 東大寺 龍蔵院庭園

龍蔵院は大仏殿の北東に位置する、東大寺子院のひとつである。明治時代に一度取り壊されたが、戦後間もなく再建された。建物の一部は興福寺旧一乗院から移築されたもので、庭園は1957年に森が新しくつくった（図1）。

作庭前に、元興寺から多量の庭石を受け取り、また東大寺食堂の礎石を確保することができた。このような古材を活かしながら、森は建物を囲むように東から滝の石組、流れ、そして南に池を設けた。

「（前略）内側から見る地形は庭園と建築との相互関係とともに、どことなく修学院離宮下御茶屋の寿月観前庭のあたりに似かよっていて、好ましい条件だと思った。そこで設計図の完成をちょっと待ってもらって、橋本聖準師一家の人たちをさそい、一日初夏の修学院離宮から円通寺あたりを見学しながら、その現地についてあれこれと解説をし、いっばう東北隅から小滝を落とし、遣水を南から西へまわし、小池をたたえ、山腹山麓には枯山水的の石組みをという私の構想を説明し、ほぼ同意を得ることができた」と森が作庭に至るまでの経緯を思い出している⁶⁾。

庭に面している主な建物が興福寺旧一乗院から移築されたことや、庭石が元興寺から移設されたことなどを特に考慮に入れていない。森の計画は旧一乗院の「復元」ではなく、龍蔵院という寺院・場所に

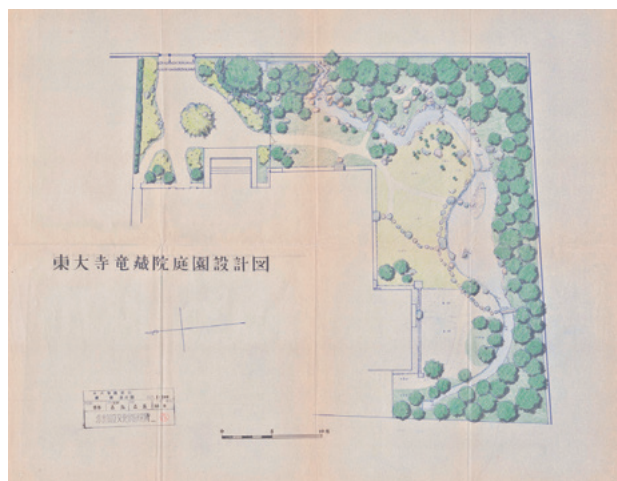


図1 森蘊による東大寺龍蔵院庭園設計図

ふさわしい庭をつくることであった。しかし、その新しい庭は京都の江戸初期の庭、修学院離宮の中御茶屋に見られるような軽快な流れと、円通寺庭園に見られるような周辺の自然環境との一体化をイメージしてつくられたことはまた興味深い。

さらに、北東から南西へと流れる水や、池の中央にある玉石を敷き詰めた中島と立石などは、平安時代の寝殿造庭園を彷彿させるデザインである。「はじめは作庭記流にと心がけて設計もし、施工も指導したが、池辺から池底につづく州浜の感じは、偶然にもちょうどそのころ平城宮跡の北方から見つかった玉石敷きとそっくりなつくりになった。また池中の立石は平泉毛越寺大泉池中の僧石を思い浮かべながら立てた。⁷⁾」長年の日本庭園史研究を踏まえ、森は理想としていた平安時代の寝殿造庭園や浄土庭園、また近世の王朝風の庭園、つまり「作庭記流」の庭園を参考にして龍蔵院の新しい庭園をつくりあげた(図2)。

残された記録を見る限り、森は移築された建物について一切触れていないのでどこまで意識していたかは明確ではないが、興福寺旧一乗院は摂関家の子弟や近衛家の門主などが入室する格式の高い門跡寺院であったことから、この庭園は移築に伴う「復元」ではなく「復興的作品」であるとも言えよう。

(2) 唐招提寺 御影堂庭園

1964年に奈良地方裁判所の新築に伴い、興福寺旧一乗院の宸殿と僧正門の2棟が唐招提寺の能満院の跡地に移築され、御影堂と改名された。建造物は慶



図2 東大寺龍蔵院庭園工事中(橋本聖圓撮影)

安2年(1649)築、宸殿(主屋)と対屋からなる寝殿造り風の建物であり、国の重要文化財に指定されている。移築の際に建物そのものは特に改造されなかったようだが、その名称と用途が大きく変わった。現在の御影堂には唐招提寺の開基・鑑真和上坐像(国宝)が奉安され、また東山魁夷によって新しく描かれた扉絵、襖絵、障壁画が収められている。周辺の庭園は森による新作である。

唐招提寺の御影堂庭園をつくるに先立って、森は1960年に(移築前の)興福寺旧一乗院の地形測量を実施し、その成果を古絵図と照合しながら「復元的考察」を行った⁸⁾。また建造物の解体後に行われた発掘調査にも立ち会い、造営当初の姿を明らかにしようとした。明治以降に庭園が大きく改造されたので、すべてを解明することはできなかったが、宸殿の前面(南庭)には平庭、背面(北庭)には池庭、そして南東には遣水があったことを確認することができた(図3)。この事前調査の成果は、その後のできた御影堂庭園に大きな影響を与えたと思われる。

「宸殿の前庭は古式にならって、左近橋、右近梅が植えられているだけで、そのほかには行事の支障になるような石も木もまったく使用されていない。

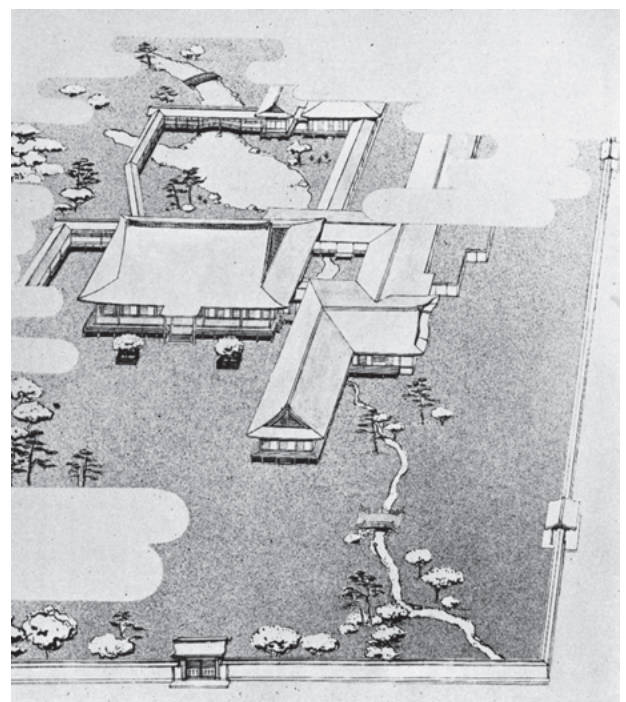


図3 「一乗院推定復原景観図」

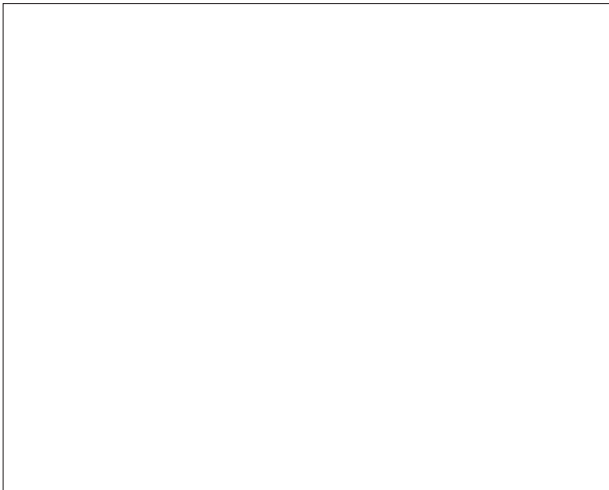


図4 唐招提寺御影堂の南庭

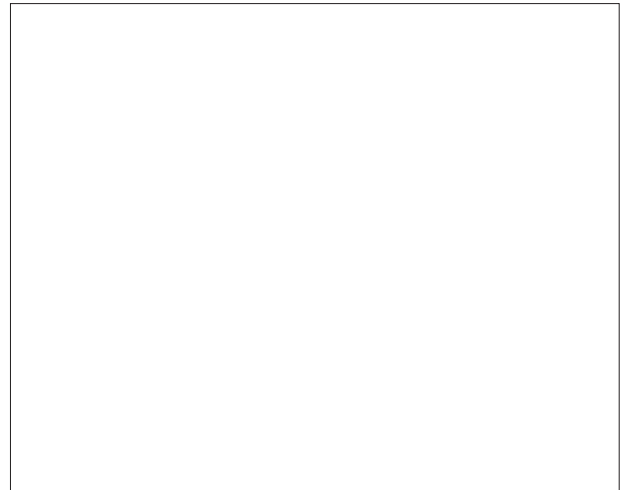


図5 唐招提寺御影堂の敷石道

ただ宸殿の西南前方の1.5mほどの高さの松林だけは風致的取り扱いを兼ねて残し、そのまわりには大柄だが優雅な石組みを行ない、庭と仕切った。(中略)宸殿と一緒に一乗院跡から移築された東南方表入り口である僧正門から玄関までの間は、方形の切り石を四半敷きに両側をかずら石で押さえた敷石道で、殿上東側には仁和寺流の立葎風板塀を利用したという⁹⁾(図4、5)。唐招提寺では、森は前面の平庭を再生することができ、そこに平安時代以降に利用された「桜」ではなく、あえて古風の「梅」を植えた。しかし、背面の池や南東の遣水は結局復元できなかった。現在は宸殿の西側に切り石でつくられた矩形の蓮池と花壇があるが、それは唐招提寺で有名なハスやハギを育てるための措置であり、旧一乗院庭園とは無関係である。

唐招提寺の御影堂庭園の場合、森は移築前の庭園を調査したので「復元」、もしくは「再現」は不可能ではなかったが、結局は南庭以外、新しい場所(唐招提寺)と用途(御影堂)に合わせて整備をすることになった。南庭においても「西南前方の1.5mほどの高さの松林だけは風致的取り扱いを兼ねて残し」ということから、移築先の地形や環境に配慮していることがわかる。こうして、森は移築前の庭を意識しながらも移築後の環境に合わせて新しい庭をつくった。

3. 旧織田屋形(柳生陣屋)の移築に伴う周辺整備

旧織田屋形とは、天理市柳本町に位置していた織田有楽斎の五男・尚長(1596-1637)を藩祖とする柳本藩の屋敷であった。現存する主な建造物は天保15年(1844)に再建され、大名居館の貴重な遺構である。明治以降は長らく小学校として使用されていたが、1967年に小学校の新築に伴い、御殿が解体され、主な建物は檀原神宮や個人宅などに移築された。ここでは、檀原神宮と高宮邸に移築された建造物の周辺を、森がどのように整備したのかを検討する。

(1) 檀原神宮 文華殿

旧織田屋形のうち、大書院と玄関が檀原神宮の境内に移築された後、国の重要文化財に指定された。檀原神宮では「文華殿」と新しく命名され、文化施設や結婚式場などとして利用されるようになった。

建造物の移築後に奈良県文化財保存課を通じて、森に作庭の依頼が届いた。つまり、建造物の移築とその周辺の整備がまったく別の事業であったと思われる。

「文華殿が将来、文化的雅宴、芸術的集会などの場として利用されることを考えると、その玄関へ自家用車やバスなどのを着けるようになるだろう。(中略)書院南庭は、文華殿園中もっとも重要な区域である。(中略)低い築山を二個造り、(中略)猷

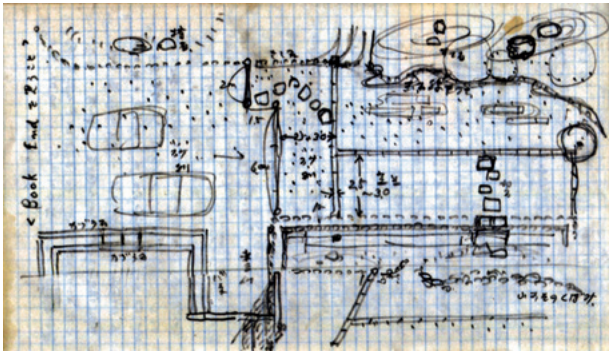


図6 森蘊による檀原神宮 文華殿庭園のスケッチ



図7 檀原神宮 文華殿（竣工当時の絵葉書写真）



図8 高宮邸の旧織田屋形建物の座敷（著者撮影）



図9 高宮邸庭園（著者撮影）

納された大振りの富士石二個を配し、（中略）山裾には（中略）苔を伏せて枯山水を形成し“雲にそびゆる”深山という見立てで、丹波石で雲形に輪郭をとった。」¹⁰⁾

この場合、森は旧織田屋形という大名の居館を意識することなく、すべて新しい場所（檀原神宮）と新しい用途（文化施設）に合わせて、新しい庭を設計した。玄関の前は車やバスが近くまで入れるように砂利を敷き、また書院の前は「雲形」を設けたという。そのテーマを詳しく解説していないが「雲にそびゆる」というのは、神武天皇が即位したとされる紀元節祭に歌われていた唱歌「紀元節」の引用であることから、この庭園では神武東遷をイメージしていると言える（図6、7）。

移築される前の旧織田屋形は小学校として利用されていたから、その周辺は校庭として整備され、江戸時代の痕跡は残っていなかったからだろうか。いずれにせよ、この旧織田屋形の場合、森は移築され

た大名居館の過去にとらわれず、檀原神宮の文華殿という新しい施設に合わせて庭園を考えようとしたことが明らかである¹¹⁾。

(2) 高宮邸

檀原神宮の文華殿庭園ができた3年後の1970年に森は、高宮邸庭園をつくることになった。高宮邸というのは、天理柳本町の高宮勝医院長の住宅である。現在の天理市立柳本小学校の南、つまり旧織田屋形のすぐ近くに位置する。3,000㎡ほどある敷地の奥（西）に旧織田屋形から移築された1棟の建物（書院か）があり、その手前（東）には新築の住宅が並ぶ。この場合、森はそれぞれの建物の性質に合わせて、異なった趣の庭をつくった。

「奥の座敷の南庭では、（中略）地形の盛り上がり順に応じた五個の捨石を配置し、苔に埋もれた小庭を風雅な四つ目垣で囲い、古建築との調和をはかった。（中略）そのほかの建物の周辺の空間をほとんどすべて枯山水的手法で統一し、（中略）巡遊鑑賞

できるようにしたのである。」¹²⁾

橿原神宮文華殿と高宮邸には同じ旧織田屋形の建物の一部が移築されているが、その周辺環境を整備するに当たって、森は異なったアプローチを選択したことが興味深い（図8、9）。

橿原神宮においては、移築された建物の歴史とその性質にとらわれず、神社の文化施設という新しい場所と用途に応じて庭を設計したのに対して、高宮邸では建造物に合わせて風致を添えた。旧織田屋形から移築された座敷の前庭は竹垣で囲み、その小さな空間に築山、梅、捨て石、蹲踞、などの伝統的な庭をつくった。旧織田屋形の古い庭園の姿がわからないのでいわゆる「復元」ではないが、江戸時代の庭園を意識した「復興的作品」であると言える。そして鉄筋コンクリートの新住宅の前は平庭とし、前面に芝生を敷いた近代的で明るい庭を設けた。

4. 法華寺境内に移築された建造物の 周辺整備

法華寺とは、平城宮跡の東に位置する尼門跡寺院である。奈良時代に総国分尼寺として開山されたが、戦国時代に荒廃した。慶長年間（1596-1615）に豊臣秀頼の寄進により復興され、また寛文年間（1661-1672）に後水尾上皇の皇女で近衛信尋の息女の高麗尼によって寺域が整えられ、京都御所から客殿と庭園が移築されたと伝わっている。国の名勝に指定されたこの池庭に関しては、仙洞御所の「うつし」との伝承があるが、それを「移し」と読むべきなのか、もしくは「写し」と解釈するべきなのか、明らかではない。ここでは、森がつくった「仔犬の庭」と東室庭園に焦点を当てる¹³⁾。

（1）法華寺「仔犬の庭」

1958年、法華寺門跡の開祖光明皇后の1200年祭に向けて、伽藍や客殿の修理が行われた。森は名勝庭園（当時は県指定）の整備を指導し、客殿（県指定文化財）の北西に境内の中から移築された「座敷」と、その続きに増築された茶室の前に新しい庭をつくった。移築前の「座敷」の歴史は明らかではないが、

移築後は当時の住職、久我高照門跡の住まいとなり、茶室と合わせて「庫裏」と呼ばれるようになった。1958年は戌年であったということと、法華寺の「お守り犬」に因んで森はこの庫裏前の庭を「仔犬の庭」と命名した。

「開祖光明皇后の1200年祭（中略）に合わすべく客殿も装いを新たにし、（中略）庭園に関してもその面目を一新させるべきなのは当然のことであって、県文化財指定を受けている池庭を整備し、庫裏の南側、新茶室への露地もこの際作りかえてほしいというご依頼を受けた。」¹⁴⁾

法華寺の「昭和の大修理」に合わせて、森は庭園を「一新させるべき」であったという。しかし、それは既存の文化財を修理して「綺麗にする」という意味なのか、それとも手を加えながら「一変させる」というニュアンスなのか、明らかではない。いずれにせよ、仔犬の庭の場合、森は移築された場所（文化財庭園の北側）とその用途（住職の新しい住まい・茶室の庭）に合わせて庭園の構想を練った（図10）。

「尼門跡の居室と茶室の南庭とは、すべて芝生とし、戸外室として、ときには野点の場所にも利用できるようにした。現在古池に流れ込んでいる水を、柵に呼び込んで濾過し、うまくやり水に利用することができれば申し分がない。」¹⁵⁾

じつは、仔犬の庭は後に名勝法華寺庭園の指定範囲内に収まる。森による「比丘尼御所の庭園としての主庭との取り合わせ」により、文化財としての副次的な価値も認められつつあるという。こうして、仔犬の庭は新しい環境にうまく溶け込んで、時間とともに同化しつつあるとも言えよう。

（2）法華寺 東室庭園

法華寺の東室と呼ばれる建物は、大阪府の中田家隠居から移築された近代の和風住宅である。移築前の建物に関する資料は見つかっていないので、詳細は明らかではないが、建物の材料はそのまま法華寺に移動され、復元されたようである。一方で、庭園の材料（庭石・庭木など）は一緒に移設されなかったようで、森が1985年に建造物の移築後に、新しい

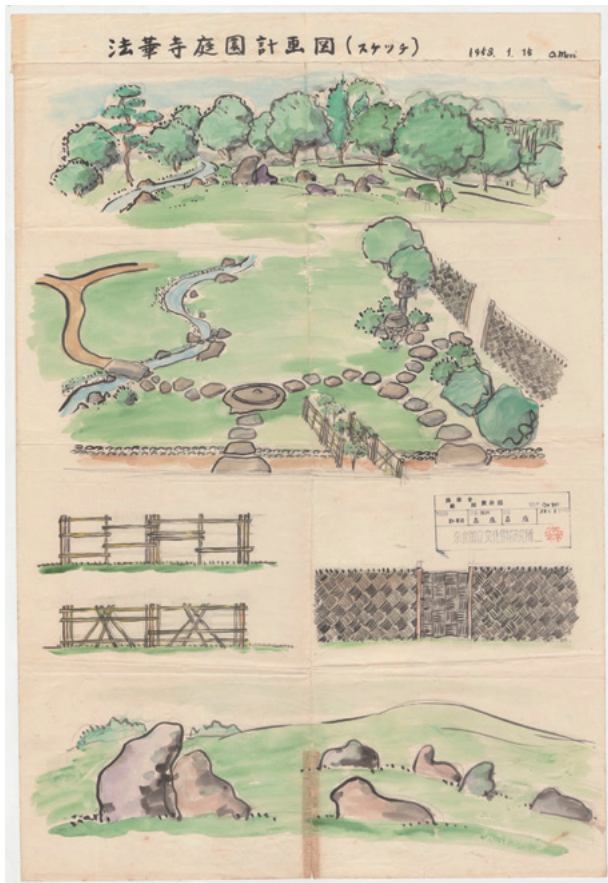


図10 森蘊による法華寺庭園設計図

材料を使いながら、新しい庭をつくった。

東室庭園は移築された建物の南に広がる枯山水である。中央の野筋に石組みを配置し、周囲に洗いジャミを敷いて回遊できるような園路が設けられた。建物の東側にある縁先手水鉢もその時に設置されたものである(図11)。

結局、仔犬の庭と東室庭園は、移築された建物に合わせてつくられた新しい庭園であるが、作庭をするに当たって庭石や庭木などの材料の移設がなかったようで、森がすべて移築先の新しい場所と用途に合わせて設計した。

5. 京都から唐招提寺境内に移転復元された庭園

先述したように、森は1964年に唐招提寺の境内に移築された興福寺旧一乗院の宸殿と僧正門の周辺を整備した。その際は建造物のみが移築され、庭園は移築先で新しい材料を使いながらつくられた。しか

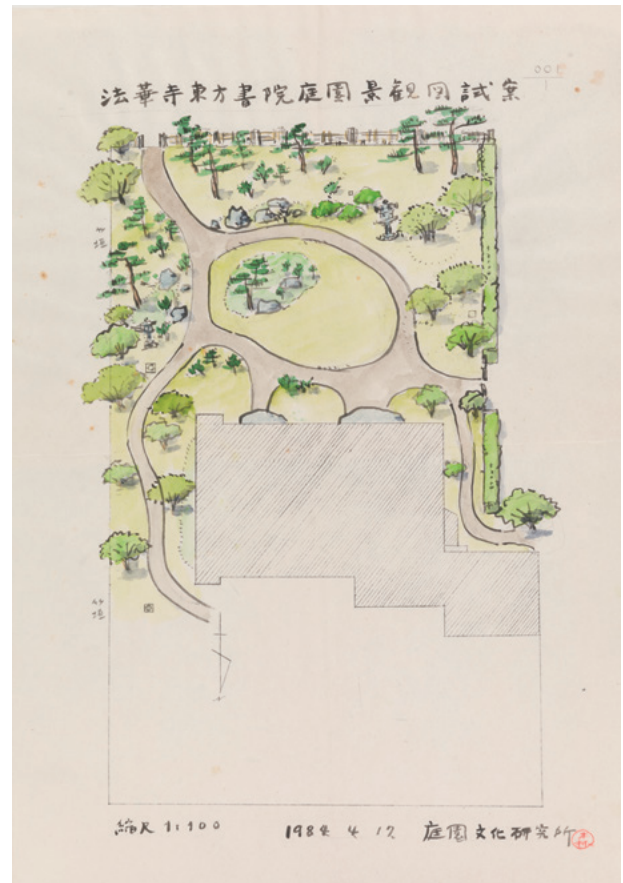


図11 法華寺東方書院庭園(東室庭園)景観図(法華寺蔵)

し、その数年後に森は2つの庭園そのものを唐招提寺に移転した。導入でも指摘したように、建造物の移築は一般的であっても、庭園の移転は極めて珍しいので、これらは貴重な事例になる。

森の自伝『庭ひとすじ』の中に「古庭園の発掘と復元」という章がある。そこで、森は庭園の移転に関する自分なりの考え方を明確に提示している。

「庭園の移転と一口にいっても、石さえ運搬すればそれでよいと考えたら大きな誤りである。もとの敷地とほぼ同大のきっちりとした敷地に、もとのままの相互間隔において、立ち姿も完全に復元されるのでなければ、本当の意味の移転復元とはいえない。」¹⁶⁾ 言い換えれば、森にとって庭園の移転というのは「移動」だけではなく、「復元」でもあった。移築先で「完全に復元」するために、精密な調査と記録が必要であるという。こうして、森は強いこだわりがあったことが窺えるが、敷地の大きさと石材の立ち姿についてしか言及していない。石は日本庭

園の骨格をなすとよく言われるように、石材は非常に重要な役割を果たしているが、それが庭園のすべてではない。門や壁の建造物や植物なども庭園の重要な構成要素であるのに、森にとって庭園の移転は石の移転に要約されるようである。唐招提寺に残っている2つの事例をとおして、森が指導した庭園の「移転復原」を見てみよう。

(1) 唐招提寺 三暎庵茶室露地

1966年、京都から唐招提寺に茶室とその庭（露地）が唐招提寺に移築された。もとは京都の公家の建物の一部であったようだが、後に下鴨の蕪庵という中華料理店の所有となった。唐招提寺御影堂の東側の林の中に建物と庭園がともに移築・移転され、三暎庵と命名された。この移築・移転の事業について、森は次のように語っている。

「蕪庵は京都下鴨から移築された藪内流の由緒ある席で、ここに配置されている腰掛や、飛石などはすべてもともと蕪庵に付属していたものばかりである。いうならば、場所こそ変わっているが、蕪庵の移転復元と見ても良い。¹⁷⁾」(図12)

森が残した記録を読む限り、唐招提寺の三暎庵露地は京都下鴨の蕪庵露地の「移転復元」であるが、移転前と移転後の記録は残していないので詳細は明らかではない。唐招提寺に移築前の写真が数枚保管されているが、それだけで全体像を把握することは難しく、敷地の大きさ、建物の配置や庭石との相互関係、木材の種類と位置などはわからない。本来、移転復元するためには事前の調査や精密な測量図などが必要であると思われるが、そのような資料が残っていないので、今や科学的根拠に基づく調査ができない。

(2) 唐招提寺 東室庭園

1969年、京都市上京区の妙蓮寺玉龍院庭園が唐招提寺の東室の前に移転された。この場合は建造物が移築されず、庭園のみの移転になった¹⁸⁾。

京都の妙蓮寺玉龍院は戦後から保育園の経営をはじめていたが、1968年に増築が必要となり、座敷とその前に広がる庭園を取り壊すことになった。しか

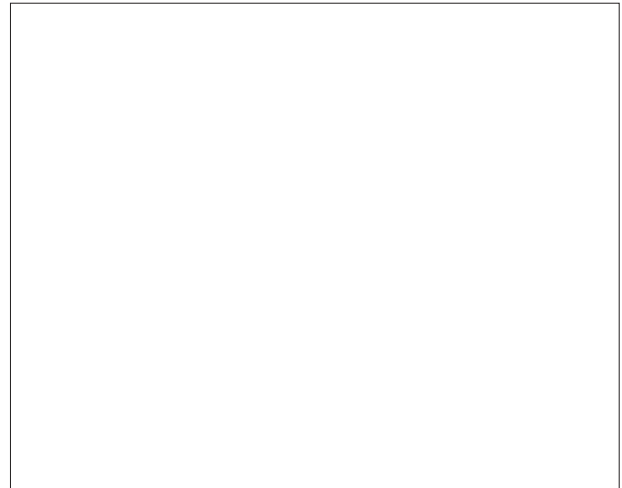


図12 唐招提寺三暎庵露地（奈良文化財研究所蔵）

し、これは保存すべき歴史的な庭園だと森が評価し、唐招提寺の森本孝順長老との協議の結果、奈良に移転することになった。

森が唐招提寺の東室庭園を選んだ理由は2つあるという。まずは、妙蓮寺玉龍院と同大の敷地であったこと。玉龍院で庭園は座敷の南西に面していたが、移転先の東室では建物の北東に面している。移転によって庭園の方位角は変わったが、長方形のL字型は活かされている。次に、唐招提寺の境内全体が国の史跡であり、東室は重要文化財として指定されていることから、その庭園は文化財の一部として保護されていくという点も重要な理由であった。

「地形の勾配と方位角とだけは少し違うが、(中略) 個々の石の間隔とか方向とか傾き加減などは、「寸分違わぬ」という言葉をあてはめてよい¹⁹⁾」。移転をするに当たって、森は敷地と地形、そして石の配置に細心の注意を払ったという。植栽に関して、在来の樹木を伐採したものもあれば、活かしたものもある。また「妙蓮寺椿」の苗木も移築先の庭で植えたというが、それは移転前の庭にあったものかどうか明らかではない。

妙蓮寺玉龍院庭園の場合、森は移転前と移転後について厳密な測量図を残しているため、移築後の庭園と比較することができる。移転前の図面(平面図・断面図)には15個の景石が精密に描かれ、それぞれに番号をつけた(図13)。移築先では、その記録に

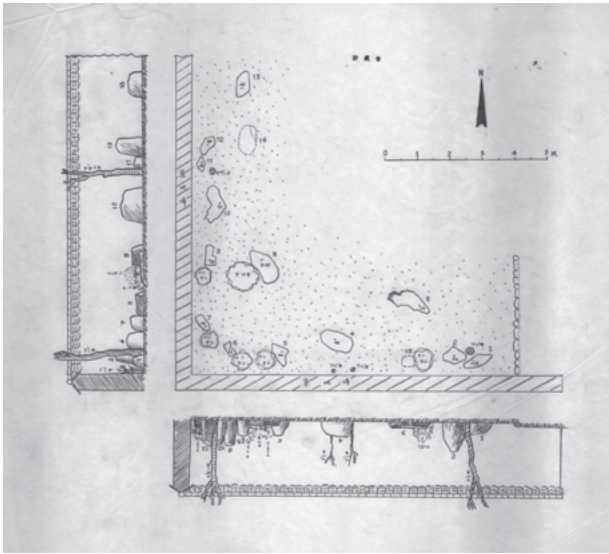


図13 移転前の妙蓮寺玉龍院庭園図面

基づいて石を正確に移転復元したことを確認することができる。

森は敷地や地形、また庭石の配置に細心の注意を払い、できるだけ忠実に移転復元した。しかし、移転前の妙蓮寺玉龍院庭園の図面と古写真を見比べると、森が図面に記録していない（そして移転していない）要素もいくつもあることに驚く。図14を見ればわかるように、森は座敷前の飛び石や景石の間に立つ石灯籠などのような石材を図面から省略している。移築をする際には必ず取捨選択する必要があると思われるが、森はそれらの要素について何も言及していない。その飛び石や石灯籠などは後世の改造によって追加された要素なので、移転するべきものではないと判断したのだろうか。それとも、移転先の庭にはふさわしくないと判断したのだろうか。残念ながら、その意図は明らかではない。

結局、森は庭園の構成要素を自由に取捨選択し、移転先で再構成した。こうして、庭園の移転は立地の変更だけでなく、形態の再構成という造営時の遺構としての価値の変更に繋がった。また、移転前の庭が江戸初期の座観式庭園であり、その座敷と密接な関係があったと思われるが、移築後は「東室」という鎌倉時代の建物で、障子などではなく、仏教建築の開き戸が付いているので、庭の鑑賞法も大きく



図14 移転前・妙蓮寺 玉龍院庭園

変わった。こうして、移転することによって庭は大きく変わったが、従来の庭園の材料（景石のみ）とそのイメージが継承されたことには意義があり、移転後の庭園は森の作品とみなすことができよう。

唐招提寺の三暁庵露地と東室の庭園は森の自伝『庭ひとすじ』で紹介しているが、それぞれは異なる章で紹介されていることは興味深い。1966年に移転された燕庵露地（三暁庵露地）は「昭和の作庭記」という章の中に描かれている。つまり、森の「作庭活動」の一事例として片付けられている。それに対して、1969年に移転された妙蓮寺玉龍院庭園（東室庭園）は「古庭園の発掘と復元」という章の中で描写され、南宗寺庭園、法金剛院庭園、和歌山城紅葉溪庭園など、歴史的な庭園の発掘と復元と並ぶ。まったく同じ「移転復原」であるというのであれば、森はなぜ分けたのだろうか。それは元々の庭園の歴史的な価値が違ふとみなしたからか。それとも、異なった方法で「移転復原」をしたからか。断言することはできないが、同じ「移転復原」の事業でも、燕庵露地の移転は作庭家（作者）としての森の業績に分離され、妙蓮寺玉龍院庭園の移転は歴史家（学者）としての森の業績に分離されていることから、森の二つの側面を浮き彫りにしているとも言える。

6. おわりに

本項では、昭和期に活躍した歴史家であり、作庭家であった森蘊の業績に焦点を当てながら、建造物

の移築に伴う周辺整備（作庭）と庭園の移転（石材の移設）をめぐる諸問題について検討した。

建造物だけを移築をした場合、森は移築前の歴史を意識しながら「復興的作品」という王朝風、もしくは古風な庭をつくることもあったが、必ず移築後の場所（地形・歴史・周辺環境等）とその用途（使い方）に合わせて構想を練った。

庭園そのものを移転した場合も、森はいつも「移転復原」という言葉を利用しているが、実際には移転前の記録が残っていなかったり、または移転する素材を自由に取捨選択し、移築先で再構成することによって庭園に付加価値を与えた。

以上の事例に隔たりがあるが、森は常に地形と石材（庭石）を最も重視していたと言える。日本庭園史の研究を進めるなかで、森は植物よりも石と地形に重点をおいてきた。植物は時とともに変化するので、過去の意匠や作風などの特徴を読みとるための参考にならないからだという。実際に、森蘊が残した多くの歴史的な庭園の実測図をみれば、建築物と石材と地形（等高線）が細かく描かれているが、植物が記録されているものが少ない。それは、森が目的としていた歴史的な庭園の「復元的研究」をするためには効果的な方法であった。庭園の本質的な価値は造営当初の「オリジナル」の形にあるという考え方に基づいた研究である。しかし、その場合は時代の積み重ねをどう考えるべきなのか。移築や移転をどう考えるべきなのか。

結局、様々な事例を分析した結果、一つの明確な方法論を提示することはできなかったが、建造物の移築と庭園の移転は「復元（復原）」「整備」「古材の再利用」「作庭」などの諸問題と深く結びついていることがわかった。概念としては明らかに異なっている現場では整備と作庭、整備と復元、復元と古材の再利用などの境界線が非常に曖昧で、完全に分別することが不可能である。建築史学においてすでに研究されてきた諸問題ではあるが、時代によってその解釈が変わるので、今後は体系的に研究する必要があると思われる²⁰⁾。

註

- 1) エマニュエル・マレス（編）2019『森蘊研究報告書 昭和の作庭記—森蘊の業績と日本庭園史の作成』綴水社 pp.219-234
- 2) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社
- 3) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.174
- 4) 森蘊 1964『日本の庭園』吉川弘文館 p.144
- 5) 森蘊 1960『日本の庭』朝日新聞社 p.131
- 6) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.182
- 7) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.183
- 8) 森蘊 1962『寝殿造庭園の立地的考察』奈良文化財研究所 pp.64-66
- 9) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 pp.179-180
- 10) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.195
- 11) 檀原神宮文華殿庭園は2016年に牧岡生一によって復元整備された。詳細は『檀原神宮文華殿庭園 復元整備の概要』（森蘊庭園研究室）を参照。2022年現在、文華殿は保存修理工事のため公開されていません。
- 12) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.205
- 13) 法華寺の庭園に関しては、『名勝法華寺庭園 保存活用計画』（2020年、光明宗 法華寺）と、『奈良市における庭園の総合調査』（2022年、奈良文化財研究所）を参照。
- 14) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.184
- 15) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.185
- 16) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.137
- 17) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 p.180
- 18) 詳細は下記の論文を参照。エマニュエル・マレス 2017年「妙蓮寺玉龍院庭園から唐招提寺東室庭園への庭園移転 - 森蘊による庭園遺構の移転復元 -」日本庭園学会誌31号（pp.29-36）
- 19) 森蘊 1973『庭ひとすじ』学生社 pp. 139-140
- 20) 海野聡（編）2019『文化遺産と〈復元学〉』吉川弘文館

図版出典

図2 橋本聖圓氏撮影

図3 森蘊 1962『寝殿造庭園の立地的考察』奈良文化財研究所

図6・7 牧岡一生 2016『檀原神宮文華殿庭園 復元整備の概要』森蘊庭園研究室

図11 法華寺蔵

* その他、キャプションに記載のない写真、図面は全て、奈良文化財研究所蔵

奈良市内の近代庭園における古材利用

内田 和伸（奈良文化財研究所）

1. はじめに

奈良文化財研究所では奈良市教育委員会文化財課との連携研究において、平成25年度から30年度まで奈良市内全域で近世以前から昭和30年代に造営された未指定の庭園について悉皆的な分布状況と保存状況の調査を行い、その報告書が2022年3月に公開された。その調査の中で、近代庭園を中心に建造物の移築や伽藍石をはじめとする遺跡由来の石造物が見受けられたので概要を転載する。

移築された建造物や移設された石造物は元の遺跡等歴史的環境の構成要素であるため、拙稿¹⁾において近代奈良における数寄者高橋箒庵の伽藍石蒐集と遺跡保護について論じたことがある。今回は奈良市内の庭園での移築建造物や遺材、移設石造物について報告する。各庭園の詳細については、『奈良市の庭園総合調査報告書』2022、奈文研を参照されたい。

2. 近代数寄者の建築観²⁾

近代数寄者の建築に対する美意識の特徴として「上品・優美・高尚」が熊倉功夫氏によって指摘されているが、由緒ある古社寺建築の古材の利用もその価値観の具現に必要なものであった。そして、建築部材としての古材への愛着は信仰という側面を払拭し、古材は一つの道具となっていく。それは仏像台座の蓮弁の一片を茶道の菓子器に用いた仏教美術³⁾に対する数寄者の態度と同じであると言える。以下、若干の例をあげよう。

建築を好んだ井上馨（世外）（以下、（ ）内は号）が建てた磯別荘の大広間の床柱には両国の橋杭の古材を用いたのが早い事例で、明治19年（1886）である。

高橋箒庵が東京赤坂に茶室一木庵を建てたのは一ツ木通りの上にあったことだけでなく、根津嘉一郎（青山）から興福寺の丸柱の古材を入手でき、大正9年（1920）にそれを床柱にできたことによる。

原富太郎（三溪）による三溪園の茶室蓮華院は、平等院鳳凰堂の古材を柱に再利用して大正6年（1917）に建てられ、その庭先には東大寺の伽藍石が据えられたのである。

近代数寄者には様々なタイプの建築を集める網羅主義的嗜好があると言われる。実際、広大な三溪園の場合は古建築の部材を再利用するのではなく、仏教建築、書院建築、数寄屋建築といった様式の異なる古建築が多数移築されている。また、近代数寄者は田舎家にも心を寄せ、三井財閥の益田孝（鈍翁）は品川御殿山の土足庵、小田原の観壽荘、強羅の白雲洞など多くの田舎家を建てている。そもそも草庵茶室は茅葺の田舎家であったが、数寄者は大きな農家の母屋をそのまま利用することもあったのである。

3. 奈良市内の近代庭園における建築古材利用

奈良市内の住宅や寺院の茶室などにも奈良の古寺の部材を一部組み込んだり、古建築を移築したりする事例が見られる。古材利用の事例をいくつかみてみよう。

河瀬家住宅は武家の邸宅で、主屋は安政3年（1856）



図1 N家離れの床柱



図3 観鹿荘の土塀の古瓦



図2 N家離れの地袋



図4 法華寺へ移築された古民家

に改修され、昭和17年（1942）の母屋改修の際には古美術商柳生彦蔵の指導で改修されている。その改修部の座敷の床柱には東大寺転害門の地垂木が巧みに組み込まれている。南側の敷地の表門は東大寺正倉院の西隣にあった子院薬師院（江戸時代後期）の門を移築したものと伝えられ、その中の栄西堂の茶室の床柱には法隆寺の古材、屋根には元興寺の古瓦が使われている。

N家の南の離れの床柱にも法隆寺の古材は用いられており、焼き印がある（図1）。なお、地袋の襖には朝鮮王朝の官服の胸の刺繍を貼りこんでいる（図2）。

観鹿荘は、骨董商大閑堂の玉井久次郎の別荘で、東大寺の塔頭惣持院の建物を移築したことに始まり、主屋の「天平の間」の床柱には古材を用いたり、土塀には古瓦の瓦当が見えるように埋め込んでいる

（図3）。

西方寺では茶室空庵付属の露台脇の土塀に鬼瓦や軒丸瓦を埋め込んでいる。

老舗料理旅館菊水楼では、表門と庭門は奈良市忍辱山町の円成寺から移築されたものであるという。

奈良町の小山家では、東大寺の天平古材を用いて作ったと東大寺別当大僧正公俊が記す座卓（槍鉋仕上げ）が伝わる。

法華寺の本堂北東には、昭和46年（1971）に月ヶ瀬にあった江戸時代中期の庄屋の居宅（茅葺屋根）を移築し、光月亭（旧東谷家住宅、県指定有形文化財）としている（図4）。昭和48年（1973）に隣接して設けられた茶室慶久庵を本席とし、光月亭は大寄せの待合として一体的な利用をしている⁴⁾。法華寺境内の整備に尽力したのが久我高照門跡で、やや新しいが、数寄者の田舎家好みと見ることができる。



図5 東大寺龍松院の伽藍石



図6 東大寺東南院の伽藍石

4. 奈良市内庭園の伽藍石

伽藍石とは廃寺廃社の建物の礎石を庭園に用いたもので、一般的には桃山時代から露地で使われ始めたといわれており、江戸時代には園路の分岐での踏分石としての用途が定型化していた。東大寺に近い名勝依水園の明治期に作庭された後園には東大寺の大きな礎石が要所に配置されているように、明治から大正時代になると近代数寄者らが庭園内に礎石を多く用いるようになった。近現代庭園の中には庭伽藍と呼ばれる礎石に似せた庭園用石材も据えられ、見分けが難しい場合もあるが、造り出しの側面下部が内側に削りこんでいるものや薄く仕上げているものは庭伽藍が多い。

今回の調査では東大寺など歴史の長い寺院の塔頭等で同寺のものと思われる伽藍石が多く用いられており、奈良の町家などでも伽藍石が用いられているものが確認できた。

東大寺を見ると、宝蔵院では池に張り出す書院の束を支える池中の岩島として、また、岬の景石として用いられている。龍松院でも池中に張り出す東屋の柱を支える岩島（図5）、護岸の景石、園路近くの捨石等に用いられている。東南院では池の護岸石に数石、縁束石および沓脱石として一石を用いている（図6）。H院では茶室の躡り口の踏み石（一番石）や落し石（二番石）に造り出しのある礎石やほぞ穴のある礎石が用いられている。森蘊作庭の龍蔵院では伝統的な使い方、飛び石の踏み分け石等に用い

られている。大仏殿院の西側にある指図堂庭園では池の護岸や築山等の要所に配置し、塔頭の中では最も多い21石を数える。東大寺ではいずれも本物の礎石のように見受けられる。

葉師寺を見ると、法光院では入口の飛び石として、法輪院では踏み分け石としてそれぞれ伽藍石が用いられている。

法華寺の仔犬の庭は庫裡の南面で昭和33年（1958）に作庭されたものであり、飛び石の踏み分け石に伽藍石が用いられており、唐招提寺三暎庵の茶室は昭和41年（1966）に京都から移築したもので、その露地の踏み分け石にも伽藍石が用いられている。双方ともに庭園史家森蘊が作庭に関わっている。

奈良町の中の徳融寺の伽藍石は厚みもある礎石で、上面半分を穿って手水鉢にしている。三条通りに面する浄教寺客殿の庭では、上面に十字の刻まれた旧本堂の礎石を昭和51年（1976）に随所に配置し、その礎石を星に見立てた上で昭和61年（1986）にはおとめ座、1995年にはオリオン座をそれぞれ象って配置している。

吉城川を挟んで依水園と隣接する吉城園では中島の雪見灯籠の土台に伽藍石を用いている。

東大寺参道西側、骨董商 玉井久次郎旧宅の観鹿荘では表門を入れて玄関までの間に巨大な伽藍石を据えており、園内には飛び石として用いている伽藍石もある。

旧副知事公舎の伽藍石2つは手水鉢に加工されている。奈良町の中では、Y家住宅白水庵にはいくつか

の伽藍石が据えられている。小川家の光庭の伽藍石2つは本来的には礎石と思われ、旧布江田家および奈良町にぎわいの家の伽藍石は庭伽藍のようである。

5. 朝鮮灯籠

朝鮮灯籠は朝鮮半島からの舶来またはその写しの灯籠である。部材が重厚で中台が比較的小さく、窓は方形で貫通部は円筒形の特徴をもつ。火袋に天井はなく、そこから基壇まで一石の部材で作られているものが多い。

1) 旧山口家別邸庭園の朝鮮灯籠

平面は正方形である(図7)。笠は宝形造の屋根で大きな破風が四面に取り付き、両端の軒は反り上がっている。大きな伏鉢の上に珠紋を挟んで宝珠が載る。火袋は四方に四角い窓枠を設けて丸い窓を穿つ。受け(中台)にあたる部分は四面に植物の文様を浮き彫りし、竿(柱)に相当する部分の上部は短く、下部は格狭間を彫り窪めて、脚部を表現し、下に基壇がつく。材質は花崗岩である。

京都国立博物館所蔵で東の庭に屋外展示している墳墓表飾石造遺物の灯籠(長明灯)⁵⁾に酷似している。これは大正時代に三代木津宗泉が設計に関わり、海運業で財を成した山本藤助が大坂阿倍野北畠に設けた庭園に配置していたものであるが、昭和50年(1970)の廃滅を機に山本あや氏が寄贈したものである。元々は李朝時代の貴人の墓を飾っていたものと考えられている。他に文官・武官の石人、石羊、石碑の基台石、鼓石、望柱石(石幢)がある。

他に似た形式のものには東京の五島美術館、京都の高麗美術館のものなどがあり、韓国釜山市水晶洞の日本統治時代の日本式家屋貞蘭閣⁶⁾にも見られる。

2) 百楽荘姫百合の庭の朝鮮灯籠

平面八角形である(図8)。笠は宝形造で、屋根先では下り棟の先端両側に小鼻状の突起がある。火袋には四か所窓が開き、四角い窓枠の四隅には小さな四分の一の円形を彫り残して突出部としている。中台にあたる部分では各面枠を設けて中に文様を浮き彫りする。その下は蓮弁を設ける。竿にあたる部



図7 奈良公園内 瑜伽山(ゆうがやま)園地 旧山口家別邸庭園の朝鮮式灯籠



図8 奈良市内 百楽荘の姫百合の庭の朝鮮式灯籠



図9 宣祖穆陵長明燈



図10 宣祖穆陵附仁穆王 皇后陵長明燈

分は短く、反花を設ける。その下は浅く格狭間を縁取り、中に文様を施す。八つの脚部が彫りだされているが、傾斜地に埋め込んでいるため、その下に基壇があるのかは確認できない。高さ130cm、笠対辺間73cmで全体にかなり小ぶりである。

なお、王陵に用いられている石灯籠(長明燈)も平面八角形である。宝形造の屋根であるが、屋根勾

配が大きく、中台も大きいものが多いが、宣祖穆陵（図9）及び宣祖穆陵附仁穆王后陵（図10）の長明燈は屋根勾配が緩くプロポーションは近い。

6. 朝鮮の遺跡からの移設石像物⁷⁾

明治38年（1905）、大日本帝国は大韓帝国を日韓保護条約によって保護国とし韓国総監府を設置し、明治43年（1910）には韓国併合ニ関スル条約に基づき大韓帝国を統治下に置いて韓国総監府に替わり朝鮮総督府を設置した。こうした機関がアジア太平洋戦争終結まで朝鮮における史跡の調査と保存事業に関わり、大正5年（1916）の「古蹟及遺物保存規則」（朝鮮総督府令第52号）、昭和8年（1933）の「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」といった制度が充実し、修理実績も積んだ。一方でこの時代には破壊行為も行われていた。昭和11年（1936）には日本人による京畿道安城郡二竹面の長院里寺址や忠清南道扶余郡恩山面角岱里の寺址から石塔が不法に搬出され、朝鮮総督府が摘発しているが、全体から見ると氷山の一角に過ぎないという。

昭和7年（1932）5月、総督府古蹟調査の技手であった小川敬吉が総督府に出した報告書には「全羅道の全域で、石塔や石灯籠がさかんに売買され、資産家の庭の飾り物になったり、または内地に運ばれる風潮がはなはだしい。」と記されている。1930年代には競売会が盛んになり、東京や大阪では山中商会や竹内八百太郎、李禧燮の文明商会の展覧会が何度も行われた⁸⁾。昭和10年（1935）12月3日-8日に京城の竹内八百太郎と大阪の安井聚好山房主催で大阪市旭区今福郵便局南側展覧場において行われた石造物の展覧会の図録『朝鮮古代庭園石展観圖録』には陵墓に用いられた朝鮮式灯籠である長明燈、文人像・武人像、羊石、望柱石などの石造物を確認できる⁹⁾。

内地では政財界の富豪で茶の湯に興味を持つ近代数寄者らの庭園の添景として古い石塔や石灯籠が好まれたことが原因の一つと考えられる。奈良市内の庭園調査でも2個所で各1基の朝鮮式灯籠を確認し

ている。ただし、これらは厳密には写し（コピー）である可能性が全くないわけではない。

7. 小結

近代の奈良でも庭園に建築古材や古建築の移築が見られ、寺院境内では伽藍石の利用も多い。朝鮮の王陵や貴人の墓に用いられていた朝鮮灯籠も2か所で見ることができた。遺跡由来の石造物の入手経路の詳細など今後の課題としたい。

註

- 1) 拙稿 2020「史跡等の本質的価値の構成要素の移築をめぐって—近代奈良における数寄者高橋箒庵の伽藍石蒐集と遺跡保護—」『史跡等の保存活用計画—歴史の重層性と価値の多様性—』奈良文化財研究所 pp.151-158
- 2) 熊倉功夫 2017「数寄者の思想」『熊倉功夫著作集全 7巻』第4巻近代数寄者の茶の湯 思文閣出版 pp.112-129
- 3) 小山玲子 2005「明治大正期における茶の湯と茶人—高橋箒庵と茶室の蒐集」『比較文化論叢』16 札幌大学 pp.89-117
- 4) 高橋知奈津 2020「法華寺境内の地割と景観」『名勝法華寺庭園保存活用計画』光明宗法華寺 pp.61-63
- 5) 『日本 京都国立博物館 朝鮮 石物 調査報告書』2004 韓国国立文化財研究所 p.126
- 6) 玉田稷郎1943年造営、根拠は慶北大学造景学科収支論文「韓国内に造成された日本庭園の特性の比較分析」キムジョンヨン 2015年12月、金鍾龍・朴仁煥 2017「大韓国内に造成された日本式庭園の特性研究」『ランドスケープ研究』日本造園学会Vol.10 pp.134-141
- 7) 李龜烈著・南永昌訳 2006『新装 失われた朝鮮文化—日本侵略下の韓国文化財秘話—』新泉社 p.74 p.80
- 8) 申龍澈 2014「日本根津美術館所蔵の韓国石物考察」『日本学』東国大学日本学研究所 第38巻 pp.319-342
- 9) 『朝鮮古代庭園石展観圖録』1935 竹内八百太郎・安井聚好山房 京都大学農学部図書室蔵

図版出典

図9・10 『朝鮮古墳圖譜』十一 名著出版 1973 p.1630 下段 左右

*上記以外は「奈良市の庭園総合調査（平成25～30年度）」に際して撮影した写真である。

総合討議の記録

【内田】 皆さま、貴重なお話をありがとうございました。まず、総合討議の前に、事実関係の確認事項で質問について何かございますか。

【大塚】 建築物の移築と庭園というマレスさんのお話について1点お聞きします。基礎的なことかと思いますが、庭園の移築とはどのようなものか、石は動かすだろうということは容易に考えられるのですが、土やその他の庭園に関する施設も移築の対象になるのですか。例えば木を植え替えるなど、そういったことも庭園の移築の際には伴ってくるのでしょうか。

【マレス】 ありがとうございます。一般的に、植物の移植はよくおこなわれます。ただし、今回ご紹介した森蘊が関わった事例で、特に唐招提寺東室庭園では、森先生はその庭園を「完全に移転、復元した」と断言しているのですが、記録を見る限り、石しか移築しておらず、植物は移植していないようです。技術的には十分に可能だったはずなのですが、予算がなかったのか、それとも植物を重要な構成物と考えていなかったのか、そのあたりは何とも言えません。植物の場合、あまりにも大きくなると技術的にも難しいのですが、それでも結構大きな木が移植されることはよくあります。ただ、森先生は、植物はもともと変化していくもの、いずれなくなっていくものだと考えていたようです。唐招提寺東室に移築した庭は、森先生の考察では江戸初期の庭であるとのことで、そうだとすると、森先生が移築したときの植物はすでに江戸時代のものではありません。そのため、新しい時期の植物を移築する意味がないと判断して、移築しなかったのかもしれませんが。このような歴史的な観点から植物を排除したのではないかと思います。残念ながら本人がそのような内容の記録を残していないので、確かなことが言えません。本来、植物を育てるためには、石だけでなく土までも一緒に動かしたほうがいいのでしょうか。

が、そこまですることはなかなか無く、やはり石がメインになります。

【内田】 ありがとうございます。玉龍院の庭園は全くの平らな庭で、築地塀を背景にして石組みがなされています。一方、唐招提寺の東室は傾斜地に立地していて結構勾配のあるところで、傾斜地の奥に現在は築地塀があって、庭は外から見通せないような感じになっています。かなり正確に石の配置関係は再現したのでしょうか、高さ関係、特に地形については、再現の対象にはならなかったということなのですね。

【マレス】 移築前と移築後の写真を見比べてみても、完全にそのまま移転復元するのはなかなか難しかったと言えそうです。

【内田】 森先生のお気持ちの中では、寸分違わない移転というのは石の配置だけだという理解で良いということですね。

【小野】 この点はむしろ議論の範疇だと思います。庭園の移築というものが有り得るのか、そもそも言葉遣いが正しいのかという問題があります。

発表の導入で、マレスさんは京都の岩倉の妙満寺についても、寺町のほうから庭を移築した例とおっしゃいました。私はその庭園を見たことがないのですが、確かに移築したと言えるものなのですか。

【マレス】 2年前に見てきたのですが、移築前の



資料が何もないので、比較対象がなく難しいのですが、全体の雰囲気は『都林泉名所図会』や『築山庭造伝』などの江戸時代の造園書に描かれているような感じでした。今年にまた整備されたようですが、工事後の姿はまだ見ていません。

【小野】 『築山庭造伝』にも載っているのですか。

【マレス】 その庭園自体は載ってはいませんが、『築山庭造伝』に載っている庭の見本、真行草の庭の雰囲気にそっくりなのです。しかし個人的にはちょっと違和感がありました。それは、新しい場所に移築されたから違和感が生じたのか、それとも移築したときの改造によって何かが変わったためなのか、何とも言えません。しかし、そこも移転の1つの事例と考えています。

【内田】 そこは森先生が手掛けられたのですか。

【マレス】 昭和40年頃ですので、森先生は関わっていないです。

【内田】 質疑は以上でよろしいでしょうか。

それでは、総合討議に移ります。先に本日議論を深めたい話題を挙げてみたいと思います。まず、移築されたものを再移築しようとするときの移築先、元の場所の埋蔵遺構の取り扱いです。本日のご報告の例では、元の場所の埋蔵遺構を確認した上でその場所に戻そうという方針ですが、その時の埋蔵遺構の保護についてどうあるべきかについてです。先ほどのお昼休みで小野さんが、遺構の保存を優先して盛土をした結果、高さ関係が変わってしまっている例がある、とご指摘されておりました。再移築に伴う



遺構の保護と空間の再現の矛盾が問題となります。それから2つ目は、建造物そのものの保護の観点からはどのように考えたら良いのか、ということ。3つ目は、マレスさんのご報告にあったように、建造物が移築された場所でその周辺環境をどうつくってきたのかということ。そして4つ目に、移築されているものが本来の場所に戻ってくる場合です。移築遺構を中心に、その周辺をどうつくっていくかという、遺跡整備やこれからのまちづくりにおける問題です。移築先にあっても移築されたこと自体に、それなりに文化的な意義などが認められる場合があります。旧藩主との関係での移築や、旧藩主や藩士がいなくなってしまったから、地元の町人がそれらの建造物の保存に関わっていく会津の場合がそうだと思います。私は今回初めて、こういう特異な例もあるのだなと思って聞かせてもらいましたが、そういった保存に関わる歴史は、遺跡を理解していく上では結構重要な事柄だと思うのです。そのようなストーリーをどう遺構の保存や遺跡の理解、あるいはまちづくりにつなげていくか。価値説明、最近はいんタープリテーションという言い方をしますが、より深く理解してもらうためにはどのようにしていくのが良いかということを少し考えていけたらと思っています。

再移築に伴う本来的な場所の遺構の保護

【内田】 それでは、再移築に伴う遺構の保護の問題について、ご発言いただければと思います。

会津若松の場合は、発掘調査をして遺構の位置を確認したところ、隣閣の遺構は見つからなかったということでした。茶室だからそんなに基礎がしっかりとしたものでもなく、軽い建物だからあまり形跡も残さずになくなってしまったと考えるのが適当だと思いますが、結局、周囲で検出された遺構を保存するため50cmほど盛土をした上で、再移築をしたというお話でした。そのために周辺との関係が、もともと現地表が高いところだけれども、さらに50cm高くなってしまったということで、排水上の問題が起

きているということですね。そのあたり、もう一度ご説明いただけますか。

【近藤】 先ほど見ていただいた通り、本丸で競輪場が終わってから全体を均一な高さに整備してしまったために、本来の遺構の高さは、今より1mくらい下になります。当時は排水などを全く考えずに整備しています。それとともに、近くの埋蔵遺構が出たところでは、礎石の上にまた50cm盛土をしてその上に礎石を再現して、遺構表示をしているのですが、表示なのか遺構なのかが分からなくなっていたり、その後に露地がどういうものか分からない人が整備するようになると、庭というのは築山があるべきだとか、色々な意見が出てきて、初め50cmの盛土であったのか80cmの築山ができてしまったりしています。やはり、本当のお庭とはどういうものなのか分からないで整備するのが一番危ないのかなと思いました。

【内田】 現地表が低かったら排水の問題になるのは分かるのですが、盛土をしていて排水の問題になるというのはどういったことなのか。

【近藤】 本丸の真ん中にバンクが残っていて、そこに軟らかい土などが入っているのか、水が地中で溜まってしまっとうまく排水できていないようです。それで、いつも土砂を入れ替えてくれという話や、暗渠の排水溝を入れる必要があるのではないか、という話が出てきます。実質的な問題の解決のためにどうすればいいのかはまだ分からないのですが、部分的なところに湿気が多い部分が出たり、逆にとても乾燥している部分が出たりという状況です。

【内田】 ありがとうございます。

麟閣の庭園については、立った状態で使う手水鉢が残る遺構があって、その足元の遺構検出面を盛土で保護しなければいけないから、そのまま手水鉢は据えたまま活かして根本を埋め蹲踞にしたということを知って、うまく転用したなと思って感心しました。実際の不都合は現状ではないのですか。

【近藤】 私たちの表現、表示も悪いのですが、実際には飛石が確認されていて、そういう展示がし

てあるのに、園路としては違うところを通るようになっていて、直接庭園空間を知るような雰囲気ではないのが、少し残念です。

【内田】 今現在の整備地盤の上で、当時の発掘で出てきている飛石を表現しているわけですね。飛石の上に盛土をして、飛石を置いて再現しているということですね。

【近藤】 はい。復元遺構なのでその上を歩かせればいいのに、わざわざ違うところに園路を造って通しまっ、復元遺構に人を入れてないのが残念です。

【内田】 名古屋城ではどうですか。

【鈴木】 まず二之丸庭園の余芳の再移築では、礎石など地べたのほうはやはり盛土して、盛土の上にレプリカの礎石を設置して、その礎石の上に建造物を再建するという方法を取ります。高さ関係について発表では細かくお話しできなかったのですが、再建地盤高さの考え方という図（本書61頁）の断面を見ていただくと、赤丸は礎石で、水色で示した江戸時代の遺構から再建建物まではかなりの余裕はあるのですが、黄色で示した明治の煉瓦基礎の遺構があって、この保存のために大分かさ上げしなければいけないという状況です。そのため余芳の埋蔵文化財の保護という意味では、結果的に十分な盛土層で保護できると思っております。

建造物の保護と移築の関係

【内田】 それと、遺構と言ったらいいか、古材利用と言ったらいいかわかりませんが、建造物の場合、本来の部材が使われているのが1本の床柱だけでも移築と認められるのかというお話がありました。城郭建造物ですと、例えば欄間だけ近くのお寺に移されているといったものも、中にはあります。そういうものは、私の移築リストでは除外しましたが、建築部材と移築との関係については皆さんどうお考えになりますか。それこそ会津の御三階では、本来的な部材も生きているけれど、また再移築をすると傷んでしまう構造だということですね。

【近藤】 御三階を再移築をすれば、多分9割の木

材は取り替えないと駄目だろうというお話を頂いて、その場合、ほとんど新築の建造物となってしまい遺構が柱だけになってしまうため、本来の場所に戻すのではなく、今の場所に残したほうが建造物としての価値は残るだろうという考え方です。

【内田】 しかし、今の阿弥陀寺にあっても、時間とともに劣化はしていくわけですよね。

【近藤】 そうです。だから、残すのであれば、何かしらの手だてをして残していかなければなりません。ある時点で壊れてしまうとか、持たせられないとなったときにどうなるのかなというのが、やはり心配の1つです。

【内田】 もしも、本丸で御三階を再現して復元してしまうと、御三階が2つあるということになります。私の報告で触れた掛川城の大手門のような感じで、復元したものはあるけれども本物もありますという状況について、個人的にはそれが別に悪いことだとは思いません。ただ、移築遺構を本来位置に戻すとなると問題も生じますが。

建造物遺構そのものの保存に関しては、大塚さん、どうお考えですか。

【大塚】 非常に耐久力が低く、変えなければいけない古材ということでは、福岡城の場合は、移築建築物ではありませんが、重要文化財の南丸の多聞櫓は古材の保護ということで、かなり太い梁にさらにかなり大きな添木をして古材を残しつつ強度を保持しています。

それと現在、再移築を進めている潮見櫓は、今残っ

ている古材については基本的には最大限活かす方針で設計を進めています。ただ、城外へ移築された際にそこでの活用のために失われた部材もかなりありますので、そのあたりについては、やむなく新材を使わないといけません。その場合でも、できるだけ柱の太さも、元々こうだっただろうというもので復元するという方針で取り組んでいます。耐震性を考えると、恐らく今の建築基準法の基準の中では難しいと思うのですが、潮見櫓の場合は建築部材といった上物だけで解決するのではなく、耐圧盤を新たに設置して、それで耐震性を高めるという工夫をしています。

【鈴木】 名古屋城二之丸庭園の余芳では、元の木材を、建材として繕いをしながら使い続けるのが基本かなと思っています。ありがたいことに、民間で使われている間は割と健全な形で使っていただきましたので、今回、戻すときには材料の修復を可能な限りしつつではあります但本来の材を使って戻す予定です。

【内田】 大林さん、建造物の分野からいかがですか。やはり元に戻すとどうしても修理をしなければいけない、それに伴って部材を変えなければいけないということは出てくると思うのですが、建造物としてはどういう考え方をしていますか。

【大林】 基本的に建物は建っている以上、絶対に劣化します。それはどこにあっても劣化する。保存するにしても、保存のための処置をすることで、必ずどこか部材を変えたり、新しい補材を使ったりするので、その処置をする前の状態のままずっと保存することは絶対にできません。それは、動産文化財と全然違う側面があって、変わってしまうことに対しては、ある程度はしかたがないと思いますが、保存を目的として変わってしまうということと、そうではなくて移築するために本来のものがなくなってしまうということでは、考え方が全然違うのかなという気がします。例えば、現地で保存できなくなったので移築せざるを得ない、そのときに部材が減ってしまうとか、新しくなるとかというのはしかたが



ない。ただし、再移築で移築が目的、元に戻すことが一義的な目的になっていて、それに際してそれまで保たれていた当初材などが減ってしまうのは、手段と目的と逆になっているのではないかという気がして、ここは文化財の保存とは何かという、割と根幹の話になってくると思っています。

【内田】 遺跡としての、例えば城跡としての活用を考えると、再移築、元の位置に戻したほうがいいよねということになるのだけでも、今、大林さんがおっしゃったのは、建造物そのものの保存を考えると、元に戻すということは、遺跡の活用を中心とした考えであって、建造物遺構の保存には適切ではないというご指摘、ということかと思えます。

【大林】 どこに優先順位を置くかによるのかなと思います。今日、名古屋城の建物の移築の話聞いたときに、もともと市の指定文化財だったものを移築するにあたり、本来の復元としての必要な部分だけは移築する、それ以外の後補材は指定文化財だけ処置をどうするか決まっていなかったということでした。行政的にそれでいいのかなというのが、すごく心配と言ったらなんですが、市の指定文化財にした時点では、この建物全体を市として半永久的に保存しますという担保をかけているわけです。それを移築する際に、この部分は要らないから使いませんということでも果たしていいのか。その点がもやもやしたというか、結局は何に優先順位を置くかということになってしまうのかなと。では、最初の移築で付加された部分は価値がない、というのであれば、最初から指定にせずに、その部分は省いておかなければいけなかったはずですが。それも網をかけてしまっているのに再移築するときに、そこはやっぱり要りません、と言うようなことを果たしてしまっているのかなという疑問です。そこは、もう少し理由が必要なのではないでしょうか。

【鈴木】 そうですね。おっしゃるとおりです。私たちもずっとその議論はしてきていて、なぜ後補材を含んで指定したかということについては、転用された当初材がそこに混じっている可能性があるから

指定した、という考え方を持っています。ですが、違う見方をされる方は、「建物として価値を認めたのでしょ」と、それは形としては確かにそうです。余芳という昭和48年時点の建物が文化財としての価値を持ったので、その主張も間違いだと思います。その考え方2つが現時点でもぶつかり合っていて、見解が割れる論争になっています。

【大林】 移築に限る話ではないですが、当初建てられた状態から、増築されたり改変、改造されていく、その改変した歴史の部分にどれだけ価値づけをするかが重要です。移築したときに付加された部分に価値を、そこも含めて経緯としてその建物に価値づけをしているのであれば、そこは省いてはいけな部分です。そうではなくて、当初の部分だけが価値があって、その線引きが上手くできないから、全体として価値づけしましたという話では、もう少し説明が必要ではないかと。そこはやはり行政としてどう市民に理解してもらえるように説明するか、建物の価値はこの部分ですよというのを明確にしてあげないと、なかなか理解を得られない話かなと思います。

【内田】 実際に市に指定したときの文言はどういったものですか。

【中野】 二之丸庭園に当時現存した建造物で、唯一残存している貴重な建物だというのが、当時の指定理由です。

【鈴木】 指定理由では、昭和48年時点の建物が評価されたというよりは、この建物の根幹部分が二之



丸にあったということが評価されていると思います。

【大林】 もちろん、多分それが全てだと思うのですが、そこに価値づけをプラスでつけてしまうと、やはり移築された経緯自体に価値を見出すことも可能になってしまうので、もう少し説明の工夫が必要ですね。

【鈴木】 そうですね。多少の変更はあるが貴重な遺構であるという言い方がされていて、これの読み方が、多少の変更部分も貴重な遺構とも読めるし、変更したところはあるけど、もともとここは貴重だとも読めるし、読み方によってどっちとも読める状態です。

【大林】 そういう説明の仕方では、変更されながらも長く保存されたことがすばらしいという言い方もできてしまうのですね。

【小野】 私は、その点は本質的価値という言葉でクリアできると思うのです。この部分は本質的価値がある、この部分は本質的価値にも準ずる価値、あるいは本質的価値とは外れる価値だというふうにしっかり仕分けをすれば、きっちり説明できる。史跡だって、要らない部分もいっぱい入って上で指定しているわけです。伝建地区だって要らない部分含めて選定しているわけです。その仕分けはそんなに難しい話ではないと思います。

【大林】 そこがきちんと説明できれば、それでいいと思います。

【小野】 本質的価値がここにある。だから、再移築する際にはそこを重視する。そういう説明をすれば、あまり反対意見は出ないと思います。

【中野】 一度指定されたものを、指定を外すということが、事例的によくあるものなのかという話をお伺いしたいのですが。

【内田】 文化財としての指定を外すという話ですか。それは原則はないことです。

【中野】 本質的価値がここにあるから、この部分は指定を外していいでしょうという理屈はなかなか通らないと思うのですが。

【小野】 少し誤解があるかもしれませんが。本質的

価値がないものに指定を外せということではありません。史跡で決められた区画は指定されている。だから、本質的価値がないものをその指定から抜いていくとか、そんなことではないわけです。今、保存活用計画でも本質的価値を非常に重視して保存活用計画を作りますよね。そういうことをしっかりやっ

【内田】 史跡名勝の中での本質的価値を構成する要素を列挙する際に、移築された建造物が含まれる場合があります。全体として本質的価値を構成する要素ではあるのだけれども、さらにその建造物を細かく見ていくと、本質的価値を構成する部分とそうではない、それこそ副次的な要素の部分との仕分けができる、ということですね。建造物の中の本質的価値を構成する部分をしっかりと保存した上で、その価値を顕在化するような再移築での活用を図る、ということになるのかもしれないですね。

埋蔵文化財の保存と、庭園・建造物の保存

【小野】 少し話が戻りますが、さきほど会津若松の隣閣の手水鉢、これ、周辺を盛土したために蹲踞にした。内田さんはこれをうまいことやったと評価されましたが、私はそうは思いません。そもそも立った手水鉢が飛石の横にあって、これ、どういう意味があるのか。どういう位置づけなのか。普通は蹲踞ですね。蹲踞でなくて立った手水鉢、縁先手水鉢のような形が、どういう意図でつくられたのか。そう解釈しているのですか。

【近藤】 当時、どういう意図で復元したのか、露出展示にしたのかというのは、分からないのです。

【小野】 露出展示というか、立った手水鉢があるでしょう。だから、立って使うわけですね。近くまで建物があった可能性があるのですか。

【近藤】 ないですね。

【小野】 この遺構図で見ると、建物はないようですね。ということは、飛石の途中で、本来なら蹲踞があるところに、立った手水鉢があった。この意味をどう解釈するのが重要です。茶室でも、いわゆ

る草庵風の茶室はにじり口しかない。いわゆる武家屋敷で書院風は立ったまま入る。その違いがこの遺構に当てはまっているのではないかと私は思います。蹲踞というのは、要はつくばって、うずくまって使う。これは千利休の頃から言われていますが、ある意味で自然の湧き水のイメージ、自然に対して敬虔な立場で水に接するというふうに言われているのです。まさににじり口思想に近いのです。一方、書院風は茶室に立ったまま入る、それと近い形で、たかだか水を使うのにうずくまったりするのは武家として、あまり潔しとしない、そういう意図でこれがつくられたとすれば、立っていることに重要な意味がある。それをこのように蹲踞にしてしまうというのは、その意味を変質させてしまっている。だから、内田さん、うまいことしたと言いましたけど、全然うまいことしていないと私は思います。

【内田】 おっしゃるように、その本来の意味をどう解釈できるのかがまず根本にあるのは確かです。けれども、遺構の保存という観点から言うと、私は、残っていた遺構を抜くことなく現地で保存して、いい意味のある形に転用ができた、そういう点では面白い事例と申し上げました。意味論から言うと、確におっしゃるとおりで、きちんと解釈していかなければ、判断できないことと思います。

【小野】 繰り返しますが本来の場所に盛土をして、そこに復元なり再移築なりをするということ自体がそもそも問題がある。礎石が使えるのであれば、それを使えばいいのです。それを埋蔵文化財と同じ考え、とにかく遺構は触っては駄目、埋め戻さなければ駄目と言って、その上に盛土をして建ててしまうから、このような問題が生じるのです。事例を挙げますと、福井の養浩館はもともとの礎石を使って建物を復原しています。ですから、池との関係、庭との関係にまったく齟齬が生じない。あれこそあるべき姿と思います。もちろん脆弱な遺構の場合は、埋蔵文化財の観点で、保存の処置もしなければいけません。使えるのであれば、使ったほうがいいと思うのです。名古屋城の場合は近代の遺構もか

ぶっているということで、ああいう形になったということですが、もし近代の遺構がなければ、本来の礎石を使うというのがあるべき姿だと私は思っています。

【内田】 ただ、さっきの会津の露地の場合だと、確かにできるだけ検出した遺構を飛石などそのまま見せられたらいいとは思いますが、盛土しないとすると、その周辺には全く木が植えられないことになってしまうと思うのですよね。遺構の保存からすると。

【小野】 植えてしまえばいいのではないですか。それが1回壊れて埋蔵文化財になってしまったからこうなっているのであって、ずっと伝世して続いていたら、植えられています。

【内田】 確かに庭園としてずっと継続、伝世庭園であれば、その辺で木を植え替えても問題にはならなかった。けれども、一旦埋蔵文化財になって、かかった文化財の種類が名勝ではなくて史跡だったから、遺構に対する扱いが違うということですね。

【小野】 1回埋蔵文化財になってしまうと、その地面が神聖なものになるのです。個人的には、最近、よりそういうふうな傾向にあるように思いますね。

【大林】 私も似たようなことをさっきも思っていました。建造物を戻すにあたって城外移築後の歴史の部分の省いて戻すという話では、戻してきた先の埋蔵文化財としての明治の遺構は残っているということでした。移築している間に土地のほうにも新しい歴史ができていて、建物のほうにも新しい歴史が



できていて、土地のほうの歴史はそのまま新しい歴史を残しておくのに、建造物のほうは新しい歴史は残さない。そういう価値づけのずれがあるせいで、結果的にできたものは、明治の地盤があった上にそれより古い建物が乗るといって、歴史的には無かった景観ができてるのですよね。

【内田】 それはよくある話ですね。

【大林】 よくある話なのですが、復元建物が建つ場合は再現なのでしかたがないと思うのですが、本来あったものを戻してきて、当時の姿はこれですみたいに言ってしまうのは、それでいいのかなと思いました。土地は残すのに建物は残さないのかという思いもあり、埋蔵文化財の遺構の考え方や建造物の復元との考え方が上手くかみ合っていないような、だからずれがあるのだなと思います。

【内田】 史跡と名勝の考え方の違いもやはりあると思うのです。名勝で伝世した庭園であれば、樹木の植え替えなども必要に応じてやらざるを得ないところがあると思うのですが、史跡だとなかなか、下に遺構面があるということが前提になってくるので、そのあたりは配慮しなければいけないことが多分に出てきます。

【小野】 でも、史跡と名勝の指定が両方かかっている庭園はいっぱいあります。

【内田】 そこは実際どうしていますか。

【小野】 金閣寺も銀閣寺も庭園として、名勝としての重要性が高いですね。

【鈴木】 それは一度埋まってないのですか。



【小野】 重層的な改修等ではありますが、全体としては埋まってないです。

【鈴木】 名古屋城がまさにそうですけど、未告示とはいえ特別史跡の中に名勝で、一度埋まってしまっているので、やはり特別史跡という聖域のほうはるかに強くて、庭園部会で名勝庭園としていい庭園を整備すると言っても、やはり史跡の部会の意見が強い状況があります。

【内田】 特に名古屋城では庭園だけでなく、天守などの建造物との問題もありますね。

【鈴木】 はい。

【内田】 文化財の範疇により、なかなか考え方が違うところがあって、複雑に絡まっていて難しい問題ですね。

移築された先の環境のつくり方

【内田】 次の問題に入りたいと思います。移築された先での活用の在り方ということでは、マレスさんがご報告してくれました。森先生が手がけた事例では歴史的な価値を帯び始めているものもある状況ですが、やはり移築された先でもその場所に合った活用の在り方を考えていかないといけないということが、良くわかります。森先生は本来の建物の性格についてどのように意識されていたのでしょうか。今回の8つの事例の中では、移築してきた遺構との関係は、本来の機能とはあまりリンクさせずに、移築された先での利用を中心と考えたということではないのですか。

【マレス】 そうですね。旧一乗院を除いて、ほとんどの場合は多分、建物を移築されて、周りが全部平らな状態で森先生に依頼が来ているので、本人ももともとその周りにどんな庭があったかの情報もない中で、結局、新しい場所で新しい活用に合わせて造るということと、奈良という土地で古代風の庭をずっと意識しているのが森先生の特徴であると思います。作庭の時、森先生はいつも『作庭記』に描かれた庭園や平安時代後期から鎌倉時代にかけてつくられた浄土庭園、もしくは、江戸初期につくられた桂

離宮や遠州好みの庭などの王朝風の庭をイメージしていたと思います。

【内田】 デザインの在り方としては『作庭記』などを意識しながら造るのだけど、現実的な空間の中では、そこでの環境に合わせた造園をしていったということなのですね。

移築という文化の尊重

【内田】 そこで、やはり移築は文化であるということを考えておかなければいけないのかなと思います。例えば城跡から建造物が移築された先には、旧藩と関係がある社寺が比較的多く、それ自体それなりに意味があります。また、それを現代において元に戻そうということも、1つの文化的な事象だと思います。そうしたときに、どの文化的な事象を大切にするのか、その事柄をしっかりと説明していくことが大切なのかなと思うわけです。分かりやすくその事業の価値などを伝えることが重要かなと思います。そのあたりについては何かお考えはございますか。

【大塚】 福岡城の場合ですと、移築を受ける側としては、その建物がお城の一部であった、江戸期にそこに殿様がいた、そのつながりを後世まで保持するストーリーを求めるためのアイテムとして移築を希望したのだということが、今回、資料を再確認して分かりました。

【内田】 崇福寺ですね。

【大塚】 黒田家の菩提寺の崇福寺には、黒田家藩祖の墓もありますし、また、家臣のつながりもありますので、そういった建物を欲しがったようです。また、黒田別邸に移築された建物もありまして、黒田別邸に黒田の殿様が住んでいたわけではなくて、黒田の殿様は、もう既に東京に移住した後になりますけれども、そこもやはり、戦前まで黒田の殿様とのつながりを持ちたいという目的のために造られたお屋敷になりますので、お城と関わるストーリーづくりのために、櫓、建物、あるいは門なんかを移築していました。その建物を文化財建造物として、あ

るいは単なる部材として移築した、ということではなくて、その建物に付随するストーリーを欲しがって移築してきた。ただ、皮肉なことに、その結果どういったことが起きたかという、移築したのは福岡城の中の建物である、ということだけが重要視され、具体的にどのような建物だったかというのは、受け取るほうにとってはあまり意味がなかった。その結果、櫓の名称がいつの間にかすり替わってしまった。でも受け取る側としてはそれで十分だったわけです。移築した建物がお城の建物であったということ、そしてお寺あるいはこの屋敷と、お城とのつながりが強固なものになったと、そういった考えは、今の私たち研究者が考える移築の捉え方とは実は違っていたのではないかと思います。

【内田】 やはり明治の廃城になる頃の城下町の人々の城に対する思いなどが、移築という行為に現れていて、その建物遺構がどこにあるにしても、今の私たちは、そういった経緯を十分に説明しないといけない。それによって、時代背景についても理解してもらおうという、そういう取り組みが今の私たちにとっては結構重要になってくると思います。

【大塚】 特に、もともと潮見櫓と考えられていた建物が（伝）潮見櫓という名称になって、私たちもお城の中を案内するときに「伝って何ですか？」との問いに、今お話ししたような内容を説明することになるのですが、明治、大正の人たちがお城についてどういう思いを持っていたかということ伝える良い機会になっているのではないかと思います。



【内田】 会津若松では、解説に関してはどのように進めていかれようと思っていますか。

【近藤】 御三階の今の所有者とか市民にはいろんな手を尽くしてお話をしています。やはり会津若松にとってお城は大変シンボリックなもので、移築や復元は非常に意味が強いので、良くしていくということに対しては皆さんにご理解いただけるのですが、1個1個の個別の話になってくるとまた違うようで、例えば御三階で言えば、その地区の観光面でのシンボルだとか、そうではなくお寺のシンボルだとか、そういう食い違いが出ているのが現状です。120年も150年もそこに置いてもらっているのです、それはそれで仕方がないとも思うのですが、やはり少しずつ理解してもらって、保存なり、活用なりしていくことをお願いしていきたいと思っています。

【内田】 今回、移築をテーマに取り上げましたが、移築をメインにしながら景観をつくった三溪園のような場合は、その移築自体が文化財の保存の観点からも評価できる、意味があると小野さんもおっしゃられておりました。最後に今までの議論を踏まえて、小野さん、移築について、どのようにお考えでしょうか。

【小野】 やむを得ないときに移築することが多いのでしょうか。本来の場所で本来の機能をもって使われているなら、移築する必然性は全然ないですね。何らかの問題が生じたから移築しているのです。三溪園なんかはそれをある意味、文化財のレスキューのように移築して、しかも庭園の中の構成要素とし

て見事に活かした。その点で評価できますね。

【内田】 レスキューがスタートだったのですか。

【小野】 始まりは少し微妙なところではあったようです。

【内田】 同時平行的にうまくニーズが一致したのかなという気がします。

【小野】 原三溪自身が、石造物と同じように、それを庭園の中に生かそうという意図ももちろんあったのですよね。ただ、無理やり現在機能している建物を持ってきているわけではないですから。

【内田】 買い叩いてきたのではないということですね。近代数寄者が造る庭園を見ていると、古建築を移築してきたり、伽藍石を持ってきて、結果的には遺跡の破壊につながっていた場合もあります。古い材料を持ってくることによって、庭の中に風致をつくり出す意図は非常に強いのではないかと思います。持ち出された遺跡から見ると、それは良くないことなのですが、新しい庭園の、近代庭園の創造ということでは、古いものを活かしてその時代の新しい庭が造られ、今現在もその建造物や石造物が庭園の中の風致をつくり出していると評価できるのではないかと思います。どうでしょうか。

【小野】 石造物の場合は、今の観点から言うと、結構、遺跡の破壊的な部分があったでしょうね。先ほど言いましたように、ちょっと写真も見てくださいように、大阪市の藤田邸庭園にあるように、東大寺の礎石に機械で穴（海）を穿っている例は、全くリスペクトが感じられないので、いかがなもの



かと思ったりします。

【内田】 それについては、たしか依水園に高橋箒庵が来訪したときに、箒庵が依水園の主人に「私だったら伽藍石に穴をあけて手水鉢にして楽しめますよ」とアイデアを提案したという記述があります。その辺り、個人の趣味の問題があると思うのですが、確かに物に対するリスペクトは感じられないところですね。古材への扱いについては、近代数寄者それぞれに個人的な趣味の違いがあるという気はします。

【小野】 三溪園は広さの割には石造物が少ないです。

【内田】 伽藍石はそれなりに数がありますよね。

【小野】 伽藍石も藤田邸庭園は、大きい東大寺の礎石だけではなくて、小さな礎石も結構、捨て石的にぼんぼん置いています。

【内田】 土留めにも結構並べたりしています。

【小野】 三溪園では本当に1つの少し珍しい素材として使われているなという印象です。

【マレス】 このような移築に文化について、視野を広げて、「移築」が日本独特なものなのか、海外ではこのような「移築」の事例があるのかどうか、比較できたら面白いと思います。特に庭園を考えると、ヨーロッパはイギリス式庭園が流行する19世紀頃にはロマン主義でもあったので、廃墟が非常に好まれます。庭園の中にあえて廃墟のように建物を造ったり、実際の廃墟を持ってきたり。このような例と、日本の近代数寄者の古いものを集めて庭を造るという趣味に、何か関係があるような気もするので探っていけばいろいろと面白いことがわかりそうでだと思います。

【内田】 高橋箒庵が三溪園に行ったときに、礎石を見ているときに、礎石が平らに据わってなくて、ちょっと転がりそうな感じに据えてあるのがいい、ということを行っています。大宰府の政庁の礎石が少し傾いていますけれども、ああいうのを意識しているのかなとも思えます。廃墟的なものを好んでいたという感じはしますよね。

森先生は、移築で伽藍石のような石を法華寺の仔犬の庭などにも、踏分石に使っていたりされていますが、森先生の庭園での古材利用について、思うところはありますか。

【マレス】 森先生は古材を景石として使う場合、全面を見せずにちょっと浮かせて、場所の風致に合わせて使うことが多いようです。本人の記述がないので、作例からの印象でしかないのですが、古いお寺でよく庭を造っているんで、そういう古い素材を再利用することはいつも心がけて、こだわっていたようです。その場にある材料を使って庭を造るということは、これは文章でも残していますが、結構重要視していたと思います。

【内田】 やはり古材が場所の風致を大いにつくっていくのだなと思いますね。中野さんは建築の設計の仕事も過去にされていたという話ですけども、お感じのことはありますか。

【中野】 先程来から皆様のお話を聞いておりました、移築、再建と言いながらも、時代に応じて建物の在り方も変わっていくと感じました。今回の余芳の場合でも、全体の構成部材のうちのおおむねが残っていると一言いながらも、残っていないところは新補材を足しますし、今現在において新築という扱いになりますので、建築基準法の法的な対応も考えないといけない。あわせて、活用を見据えて、人を入れるとなると、耐震の課題が結構重くございました。そういったところで、やはり全体において改変せざるを得ない部分も少なからずあります。そう



いった時代に応じた、建物の在り方というところが重要な課題だなど思ったところです。

【内田】 公共の空間である限りは安全性が保たれなければいけないわけですから、それなりの補強などもしなければいけません。その場合、結構難しい問題がいろいろ出てくると思います。その点では御三階も人を入れないようにさえして、見る活用だけにならざるを得ないことも仕方のないことと思います。例えば吉野ヶ里遺跡の楼閣は、建築基準法上、安全性のために上ってはいけないという形で建てられていて、景観上、外から見ることによって活用を図るという方針です。3階建てで内部の利用が難しいならば、外から見るだけの活用もありえるのかなと思いました。

【近藤】 我々もそういう気持ちでいっぱいなのですが、先ほどあったように、若松城は観光の場所になっていて、そこまでお金を出すのにお金を取れない施設でいいのか。やはり来てもらった人にその分還元するような場所でないか、人数制限とか期間限定などの方法を取った上で、そういう場にしていくべきだろうという意見が内部では大きいです。

【内田】 それは、今現在の場所ですか。

【近藤】 本丸で復元するとしたらの話です。今ある場所では、管理や構造的な問題があります。

【内田】 いろいろな移築された建物やものについて、様々な課題があることが共有できました。

今回、年度末のお忙しい中、皆さま、遠くから来ていただきましてありがとうございました。これで研究集会を終わりにしたいと思います。

— 了 —

II 事例報告

移築後の建造物も特別史跡となった稀有な事例

—三重県松阪市所在「特別史跡 本居宣長旧宅・同宅跡」の現状と課題—

寺嶋 昭洋（松阪市産業文化部文化課）

1. はじめに

松阪市の名は、天正16年（1588）に蒲生氏郷が築城した「松坂城」に由来する。地名表記は、江戸時代を通して「松坂」を用いられることが主流であったが、明治22年の町制施行の際に「松阪」に統一された。

平成17年に旧松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町の1市4町が合併し、東は伊勢湾、西は高見山地で奈良県境に接する東西約50km、南北約37kmに及ぶ市域（623.58km²）¹⁾となった（図1）。

平成22年の国勢調査時の人口は、168,017人、平成27年時の人口は163,863人で、その後も減少傾向が続いており、第1次産業就業者数は4%、第2次産業就業者は約30%、第3次産業就業者は約66%という状況にある。令和4年度の財政規模は一般会計



図1 松阪市の位置

予算が約707.6億円、その内、文化財関連予算は約5.4億円となっている。

2. 特別史跡の概要と移築の経緯

(1) 本居宣長旧宅の概要

本居宣長旧宅は、元禄4年（1691）に宣長の祖父が松坂城下の職人町に建築した隠居屋敷を、享保11年（1726）に魚町へ移築したもので、宣長は、12歳の時に本町の本宅から魚町に移り住み、亡くなる72歳まで住居として医業のかたわら古典研究を行った。建物としては木造平屋建（一部2階）の瓦葺きで、間取りは1階の見世の間、おいえの間、居間、仏間、奥座敷、台所、2階の書齋からなる。宣長は、53歳の時に物置を書齋に改修し、柱に36個の鈴からなる柱掛け鈴をかけたことにちなみ書齋を「鈴屋」と名付けた²⁾。

(2) 松坂城跡への移築と文化財指定の経緯

明治26年（1893）3月29日、魚町2丁目から出火し、旧城下の多くを焼き尽くす、所謂「松阪大火」が発災した³⁾。魚町1丁目に所在していた本居宣長旧宅は難を逃れ、それまでに活発化しつつあった本居宣長顕彰の動きと相まって、遺構保存の機運が大きく高まることとなった。当初、魚町外への移築案が浮上し、続いて旧宅の周辺を買い上げて公園化することで、建物の密集を軽減して火災から保護しようとする現地保存案が検討された⁴⁾。しかし、現地での保存は土地購入費が高額となるため回避され、明治34年（1901）頃には、すでに松阪公園となっていた松坂城跡へ移築する方向でまとまったようであ

る⁵⁾。明治39年（1906）には、鈴屋遺蹟保存会が設立され、遺構保存にむけた募金を開始。明治42年（1909）、本居宣長旧宅は松坂城跡隠居丸へ移築、一部修理・復原され、魚町の宅跡は、そのままに保全



図2 移築前の本居宣長旧宅（魚町）⁶⁾



図3 現在の本居宣長旧宅（殿町 松坂城跡内）



図4 現在の本居宣長宅跡（魚町）

された。なお、この移築に際し、鈴屋遺蹟保存会の事務所や門等が近接して建てられ、これらは平成19年（2007）7月31日に登録有形文化財となっている。

さて、その後の本居宣長旧宅・同宅跡は、大正11年（1922）に国指定史跡となり、昭和28年（1953）には特別史跡に指定された。その内容は下の指定解説文を参照されたい。

【指定解説文】

宣長ノ歿後世々其ノ家ニ傳ヘシモノニシテ近年保存ノ必要上建物ハ之ヲ公園内ニ移シ宅地ハ之ヲ存シテ舊ニ依ラシム

本居宣長が幼時からその終焉まで居住したところであって、もと祖父の隠居所であった。市街地の魚町にあり、奥行の深い敷地に営まれた町家造りの民家で、二階物置を改造した書斎は鈴の屋のおこりとして著名である。建物は明治42年火災を慮って松坂城跡内に移転せられ、その際旧規に従って若干の復原を行ひ、また庭園等環境、家の向もそのまま旧状を模している。宅跡にはその敷地はもとより井戸、樹木等旧時のまま遺存し、旧宅を併せてよく旧態を偲ぶことができる。

最も著名な学者の旧宅として学術上その価値は極めて高い⁷⁾。

松坂城跡に移築された旧宅は、公園内の一施設として広く市民に認知され、昭和45年（1970）に博物館である本居宣長記念館が開館したことで、益々市民の理解が深まり、松阪市を代表する文化財施設となった。一方、魚町で保全されている宅跡は、道向かいにある重要文化財 旧長谷川家住宅や、登録有形文化財 見庵（旧小泉家住宅主屋）と合わせて、近世町家が建ち並ぶ雰囲気を感じることができる観光スポットとして重要な役割を担っている。

3. 移築先 松坂城跡の概要

（1）史跡松坂城跡の概要

松坂城跡は、松阪市街地のほぼ中央部に位置し、伊勢平野の中央を流れる阪内川と櫛田川に挟まれた標高35m余りの独立丘陵に築造された平山城である。

近江国日野出身の蒲生氏郷が天正16年（1588）に築城したもので、天正18年（1590）、氏郷が陸奥国会津若松に移封となって以降、服部一忠、古田重勝が城主となった。この間に、本丸・二の丸・三の丸の曲輪の整備がなされた。元和5年（1619）に、松坂は紀州徳川家の統治下に入り、江戸期を通じて城郭としての役割を果たした。

城の縄張りとしては、大手を北東に、搦手を南東に置き、本丸を中心に二の丸・三の丸・きたい丸・隠居丸などの曲輪を配置する。本丸は上下段に分かれ、天守台があり天守が建てられていた。また、本丸および二の丸には櫓・門・堀などの建築物が存在していた。本丸・二の丸ほかの各曲輪を形成する法面には野面積みを主体とする豪壮な石垣が築かれており、この城郭の見所の一つとなっている。

このような松坂城跡は、「今回指定をしようとするのは、上記曲輪のうち、本丸・二の丸・きたい丸・隠居丸を含む地域で、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、その姿を良好にとどめており、当初は豊臣政権の東国への備えとして築かれたと考えられるとともに、江戸期の御三家の一つである和歌山藩領の飛地内に所在し、その支配の拠点となった城郭として明治期まで存続した点で特筆されるなど、近世の政治・軍事を知る上で重要である。」⁸⁾との評価により、平成23年2月7日に国指定史跡に指定されることになった。

(2) 明治時代以降の松坂城跡

明治4年（1871）の廃藩置県以降、城郭は陸軍省管轄に置かれ、翌5年には建物・石垣等売却の通達が出された⁹⁾。松坂城は明治14年（1881）に県管轄の松坂公園として認可されるまで荒れるにまかす状態にあり、この間には、土塁の削平と堀の埋め立てが行われたり、城内の建物の取壊しや三の丸域の民間への払い下げ等が行われたりした。

また、先述のとおり、明治26年（1893）の大火の経験から、明治42年（1909）に旧城下に所在した本居宣長旧宅が城内の隠居丸へ移築された。さらに、明治43年（1910）の皇太子の行啓を記念して明治45



図5 特別史跡と史跡の位置図

年（1912）に飯南郡図書館（現在の松阪市立歴史民俗資料館）も城内に建設された。

その後、戦前・戦中を通し県管轄の松坂公園として利用された後、戦後、都市公園法に基づく都市公園となったことで公園整備が進み、市民の憩いの場としての地位を確立していった。

4. 既存計画における特別史跡の位置付け

(1) 史跡松坂城跡保存管理計画

松坂城跡の国指定史跡に向けた動きと連動し、平成24年（2012）に史跡松坂城跡保存管理計画が策定され¹⁰⁾、保存管理の基本的な考え方や現状変更の取り扱い基準、整備の方向性についてまとめられた。この中で、史跡松坂城跡の構成要素を「主たる構成要素」、「特別な構成要素」、「その他の構成要素」の3つに分類し、城内に移築された本居宣長旧宅は、特別な構成要素に分類されている。特別な構成要素とは、「史跡松坂城跡としての主たる構成要素ではないが国の特別史跡等の指定や登録文化財など貴重な要素」と位置付けられるものである。そして、本居宣長旧宅の取り扱いは、「町屋から城内に移築された当時の歴史的経緯があること、国の特別史跡に

指定されていること、既に移築後100余年を経て市民権を得ている点等を考慮し、庭園とともに施設としての現状を当面維持・保全する。」としている。

一方、博物館施設である本居宣長記念館は、その他の構成要素に分類され、「築後40余年を経て、建物本体、設備共老朽化が目立ち、貴重な資料の展示・収蔵上問題があり、また松坂城とは無関係な建物である。しかし特別史跡本居宣長旧宅の管理機能を有していることから、当面は現建物機能を保持するため維持する。なお、地下遺構に影響を及ぼす耐震や補強工事は認めないものとする。」とされている。

(2) 史跡松坂城跡整備基本計画

史跡松坂城跡保存管理計画策定に続き、平成28年(2016)3月に史跡松坂城跡整備基本計画が策定された¹¹⁾。松坂城跡の将来像を掲げ、具現化するための整備項目を定め、保存と活用整備の考え方を示したもので、特別史跡本居宣長旧宅の項目には、「将来条件が整えば、適地に移築することを検討する。」と追記され、本居宣長記念館の項目には「本居宣長旧宅が移築する場合は撤去する。」と追記された。

(3) 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画は、約170haある中心市街地を20年後にどのようなまちにしていくのかという、主に公共施設の配置に関する方向性を示したもので、平成29年(2017)5月に策定された¹²⁾。これは、関連計画の一つとして史跡松坂城跡整備基本計画の内容も踏まえたものとなっており、魚町の本居宣長宅跡に「本居宣長旧宅を移築」、「本居宣長旧宅を移築する場合の場所は本居宣長宅跡とする必要がある」と明記された。このことにより、本居宣長旧宅の管理機能を有する本居宣長記念館も旧宅周辺の公有地に機能移転するように計画された。

5. 本居宣長旧宅の再移築に関する課題

以上のとおり、現状においては、本居宣長旧宅を本来の場所である本居宣長宅跡へ再移築する方向性

をもって計画されている。史跡としての考え方では、一体であることがあるべき姿であり、現在はいわば特殊な状況にあるものとする。実際に明治の遺構保存の議論の中でも現地保存ができないか検討され、松坂城跡への移築後となる明治43年頃にまとめられた旧宅移築事業報告書の移築設計方針に、遺構保存は本来原位置で行うべきであるといった趣旨の記載がなされていることも興味深い。

しかし、現在の松坂城跡内にそのまま残す方がよいという市民からの意見があるのも事実である。これは、すでに松坂城跡に存在することが当然の景観になっていることや、移築には多額の費用がかかるということ、そして何より、火災から守るために先人が敢えて移築したものを、再度もとへ戻すことへの疑問からであろう。魚町の本居宣長宅跡は、今もなお短冊状の細い町割りが並ぶ中に位置し、民家も隣接している。火災に対する懸念が払拭できるか否か、これが大きなポイントになることは間違いない。

【補註および参考文献】

- 1) 松阪市「松阪市の概要」
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/7/gaiyo.html>
- 2) 松阪市 1979『松阪市史 第6巻 史料篇 文化財』
- 3) 松阪市 1983『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』
- 4) 本居宣長記念館「創立当時当事者の苦心顛末」『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』
- 5) 本居宣長記念館「鈴屋移築顛末」『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』
- 6) 写真は本居宣長記念館から提供を受けた。
- 7) 文化庁「本居宣長旧宅・同宅跡」『国指定文化財等データベース』
<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/401/1491>
- 8) 文化庁 2011『月刊文化財』569号
- 9) 松阪市 1982『松阪市史 第14巻 資料篇 近代(1)』
- 10) 松阪市 2012『史跡松坂城跡保存管理計画書』
- 11) 松阪市教育委員会 2016『史跡松坂城跡整備基本計画書』
- 12) 松阪市 2017『「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画～公共施設の配置を中心とした土地利用計画～』

石清水八幡宮境内から移築された松花堂昭乗関係の建造物

平井 俊行（八幡市立松花堂庭園・美術館）

1. はじめに

八幡市は、京都府の南西部に位置し大阪府と接している。木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置し、京都市中心部と大阪市中心部からはそれぞれ直線距離で約15km、約30kmと大都市近郊に位置し、交通至便な地にある。

市域は東西約6.7km、南北約8.5kmで面積は24.35km²で京都市・久御山町・京田辺市の区域内に飛地を有している。市域の北側及び東側は大山崎町、京都市、久御山町、城陽市、京田辺市に、西側及び南側は大阪府島本町、枚方市と接している（図1）。



図1 京都府八幡市の位置図

歴史的には、旧石器時代のナイフ形石器が確認され、弥生時代前期には竪穴建物、古墳時代前期後半からは大型の前方後円墳や前方後方墳等が築かれるなど、古くから人が営みをする場所であった。平安時代に入り貞観元年（859）、豊前国宇佐から八幡神が勧請され、男山に石清水八幡宮が創建された。八幡神が勧請される以前、男山には寺院が存在していたと伝わるが、八幡宮の創建後、神仏習合の思想に基づく信仰の場となり、近世に至るまで、多くの坊舎（寺）がつくられた。こうした坊舎は、明治初年に神仏分離政策の影響で撤去されるまで、焼失、再興、廃絶などで増減しながら存続し、男山四十八坊と称された。江戸時代初期に文化的な活動で知られた石清水八幡宮の社僧、昭乗ゆかりの坊である瀧本坊・泉坊も、この中に含まれる。

平安時代以降、石清水八幡宮の発展とともに形成された門前町である内四郷と、その東に広がる農村地帯の外四郷とを合わせて、近世には八幡八郷と称した。

明治以降、戊辰戦争や神仏分離政策により大きな影響を受けたが、明治22年（1889）に町村制が施行されると八幡八郷の大半が綴喜郡八幡町となり、昭和29年（1954）には隣接の二村と合併し、現在の八幡市域と同じ規模の八幡町が成立する。昭和52年（1977）11月には市制を施行し、京都府で11番目の市となる八幡市が誕生する。令和4年（2022）は、市制施行45周年を迎えるが、平成5年（1993）1月末日の人口76,467人をピークとして、現在は7万人を割り込む状況になっている。八幡市の令和4年度

の当初予算の規模は、336億2千万円でさらにうち教育費は28億1,460万円、文化財保護課予算は1億円となっている。

2. 本来的遺跡の概要と現状

石清水八幡宮の1160年を超える歴史の中で、文化の面で著名な人物の一人として松花堂昭乗(1584-1639)の名前を挙げることは、異論はないと思う。昭乗は、江戸時代初期を代表する文化人の一人であり、書の世界ではのちの時代に「寛永の三筆」と呼ばれ近衛信尹、本阿弥光悦と並び称され、絵画の世界でも独自の境地を切り開き、茶湯の世界においても、公家・大名・僧侶・武家・商人や職人まで広い交友関係を持っていた。

そのため昭乗没後も文化面では長く慕われることとなり、初めは小堀遠州と共に造り上げられた瀧本坊に、のちに八幡名物と名付けられる昭乗の遺品を多く並べて茶会等が開かれていたようである¹⁾。しかし、安永2年(1773)に火災により瀧本坊が焼失すると、にわかに泉坊内の昭乗の隠居所であった松花堂が注目され、場所を東に移し、露地や待合などの整備が行われた²⁾。当時の状況は、寛政11年(1799)に刊行された『都林泉名勝図会』(図2)に克明に描かれているほか、『八幡泉坊松花堂真図』(東京国

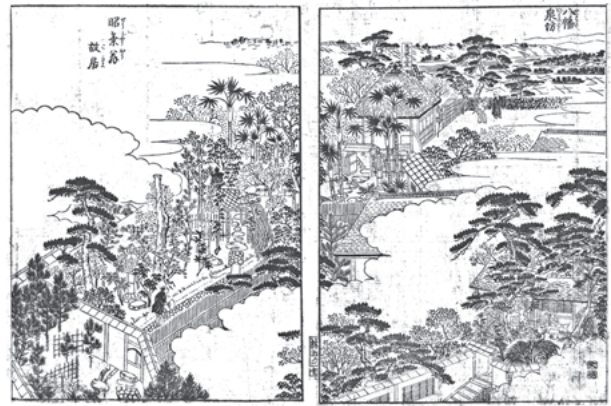


図2 『都林泉名勝図会 5巻』「昭乗翁故居」(奈良文化財研究所蔵)

立博物館蔵) (図3) で石の配置に至るまで確認ができる。

このように、昭乗は近世を通して書家・画家や茶人等の文化人として広く慕われ続けた。そのため、明治維新による神仏分離政策の中でも、変わらず昭乗は名を残しており、ゆかりの泉坊書院と松花堂については、解体され保存されていたと考えられる³⁾。

その後、旧泉坊跡は、特に手を加えられることもなく、荒廃していき敷石等が残された状況で放置されていた。昭和7年(1932)に刊行された『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』では、現在の移築先である綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花79番地のことに触れられ、翌昭和8年(1933)には同番地の宅



図3 八幡泉坊松花堂真図 (東京国立博物館蔵：『史蹟松花堂およびその跡発掘調査概要』より転載)

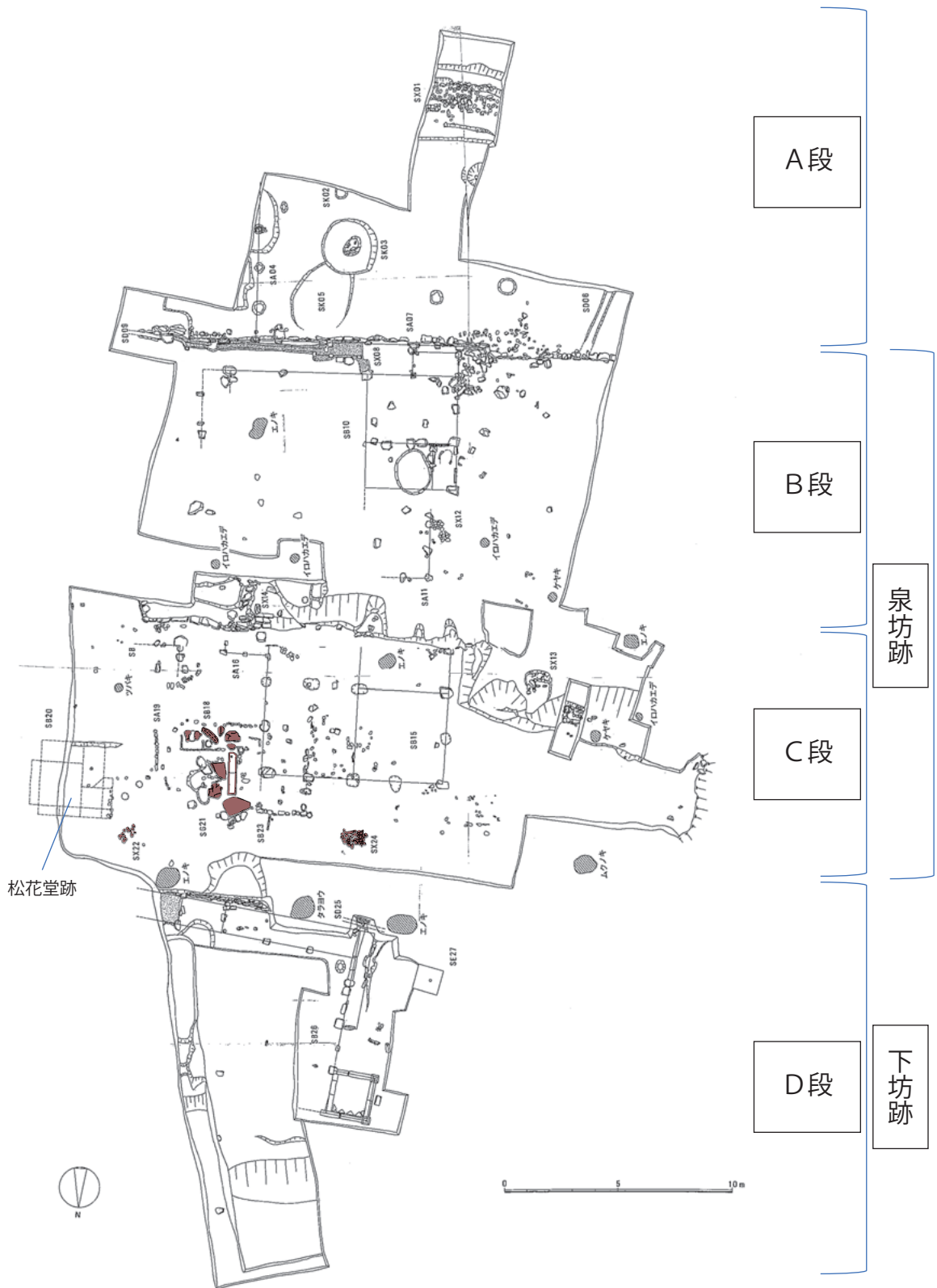


図4 泉坊跡地発掘調査遺構図（『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』より一部加筆）



手前 雪隠と手水の敷石部分の露出展示 奥 松花堂跡地の整備



全体案内板



中段案内板

図5 昭和59年の泉坊跡地の整備（『史跡松花堂およびその跡整備事業報告書』より転載）

地1,117坪が京都府より「旧松花堂並庭園」の名称で「指定基準：史蹟 8 由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類」で史蹟に、「指定基準：名勝 1 著名ナル公園及び庭園」で名勝の仮指定を受けた。旧泉坊跡については、24年後の昭和32年（1957）に仮指定を受けた女郎花79番地の敷地の一部と共に「松花堂およびその跡」として、史蹟指定を受けた。その後、昭和57年（1982）、58年（1983）と跡地の発掘調査が実施され、前述の『八幡泉坊松花堂真図』に描かれている敷石と同じ石の配置が一部発掘され、松花堂の所在が確認された（図4）。合わせて泉坊全域の建物配置が大まかに確認できた⁴⁾。

翌昭和59年（1984）には、前2か年の発掘調査をもとに史蹟としての泉坊跡地の整備事業が実施され、敷石等の残存状況の良かった雪隠と手水の敷石部分を露出展示とし、松花堂跡も含め他建物跡を植栽や碎石敷等で明示し、階段・井戸枠等を復元して、案内看板を設置している（図5）⁵⁾。さらに平成24年（2012）には、史蹟としての泉坊跡地を含む「石清水八幡宮境内」全体が史蹟として指定を受け、今日に至っている。

3. 移築された遺構の価値等

慶応4年（1868）に出された神仏判然令により、神仏習合の石清水八幡宮は大混乱に陥り、僧侶の身分の還俗、仏教関係の什物の処分等が行われ、引き続き神社境内地の確定とその周辺地の土地の事務等が行われた。明治7年（1874）には、旧境内地を含む男山全体に社人であっても居住することは許されなくなる。このような中、明治5年（1872）に泉坊とその1段下の松花堂を含む土地や建物を金銭で取得した人たちから、京都府に対して異議の申し立てがあった。松花堂の場所は、大谷直（公家で政治家中山忠能四男）が170円で建物のみ買い取り、改築をしていることから、早期の移築に対して京都府へ善処を求めた。回答は明治9年（1876）に行われたようで、建物の移築が行われるまで、公有地の拝借が許可され、居住が許されたようである⁶⁾。

その後、松花堂がいつ解体されたかは不明であるが、明治30年（1897）4月13日に井上伊三郎名義で購入された京都府綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花79番地の地に泉坊書院と玄関を含む住宅が建設され、翌明治31年（1898）に完成した⁷⁾。その後明治33年（1900）に八幡町内の佐々木氏が所有していた松花堂を井上伊三郎が買い取り同じ女郎花79番地に移築したようである⁸⁾。建物移築後、井上は『都林泉名勝図会』等の古図を参考にして、伏見の植木屋幸七及び地元の大工で書院の移築に関わった藤下常吉と共同で、往時の松花堂の露地庭の復元に努めたと伝えられている⁹⁾。図3と比較すると現状は松花堂の北側及び東側の敷地に余裕があり、飛石・手水や燈籠をやや大回りに配置し、一方西側はコンパクトな位置に手水を配している。

大正に入り、日本国内での史蹟・名勝・天然記念物を保護する機運が高まり、政府は大正8年（1919）4月に史蹟名勝天然記念物保存法を施行し、これらの保存に乗り出す。大正9年（1920）には女郎花79番地が元の東車塚古墳の地であるため、当時京都帝国大学に所属し、久津川古墳について研究を進めていた梅原末治の調査を受けている¹⁰⁾。さらに昭和7年（1932）には京都府が実施する史蹟名勝天然記念物の総合調査の一環として、東車塚古墳の調査が実施され、報告書が刊行された¹¹⁾。この報告の中で、東車塚古墳の価値と庭園の重要性が認識され、昭和8年（1933）2月8日、史蹟名勝天然記念物保存法第1条第2項に基づき、京都府知事から「旧松花堂並庭園」の名称で史蹟及び名勝の仮指定を受けることになる。

昭和12年（1937）には重森三玲による庭園の詳細な実測調査が実施され、『日本庭園史図鑑』にまとめられた¹²⁾。翌昭和13年（1938）には、澤島栄太郎により、近世と近代の松花堂細部についての比較が行われ、相違点が列挙されている¹³⁾。

松花堂と庭園は戦後まで当初の所有者である井上伊三郎の子孫である西村家が引き継いできたが、昭和27年、28年（1952、53）には、迫田盛太郎の所有



図6 昭和32年の史跡範囲と平成26年の名勝範囲（『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』より転載）



図7 松花堂外観

となる。そして、仮指定から24年が経過した昭和32年（1957）に、松花堂を含む周囲の81.783坪の土地のみ（図6）が旧泉坊と松花堂の跡地390.285坪と共に「松花堂およびその跡」として史跡に指定された。しかし昭和36年（1961）、第二室戸台風により松花堂及び松花堂庭園は甚大な災害被害を受けたようで、昭和38年（1963）には塚本清（素山）の所有となった。塚本は、台風被害を受けた松花堂や書院を修復するとともに、周囲の敷地を買い取り、現在の名勝指定地を囲んでいる外園となる土地を含めて整備を行った。庭園内の泉坊客殿及び松花堂の建造物については、昭和40年代から茶室等の研究者である堀口捨巳や中村昌生により研究され¹⁴⁾、京都府でも昭和50年代に調査を実施している¹⁵⁾。

さらに、昭和52年（1977）には、八幡町が市となった記念事業のひとつとして庭園全体を買い取り公有化した。昭和57年（1982）に京都府文化財保護条例が施行されると、第1回目の指定・登録にあたる翌昭和58年（1983）4月には松花堂（図7）が京都府指定文化財に、旧泉坊の書院と玄関が京都府登録文化財となった。

その後、建造物は小修理を繰り返していたが、諸施設の老朽化や環境の変化により平成23年（2011）本格的な修理が必要となり、八幡市単独で基本設計を行い、平成24年（2012）より国宝重要文化財等保存整備費補助金（史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業）を受け、3ヶ年度で建造物の修理と庭園の整備を行った。

初年度には史跡の指定範囲と書院の南端東側まで900㎡の調査を国庫補助事業で行い、その周辺部2,600㎡の調査は八幡市が単費で実施した。調査内容は実測調査（1/50）、実測縮尺図（1/100）を作成し、それに加えて樹木調査を行い、既存木プロット図（1/100）、樹木リストと国庫補助部分と八幡市単費部分の接合図（1/100）を製作した。この一連の調査により平成26年（2014）に松花堂及び書院庭園は、江戸時代後期の遺風を伝えるとともに、近代に特有の景物の在り方が随所に見られるという、芸術

上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値が評価され、名勝に指定された。

さらに八幡市では、名勝松花堂及び書院庭園を含む八幡市立松花堂庭園・美術館をまちづくりのネットワーク拠点と位置づけ、本施設を保存継承していくために平成29年度から3ヶ年計画で保存活用計画の策定を実施した。

この保存計画書の策定を開始する中、平成30年（2018）6月18日に発生したマグニチュード6.1の大阪府北部地震により松花堂及び書院庭園に甚大な被害を被った。八幡市では被害状況について、京都府教育庁文化財保護課及び文化庁に報告するとともに、早急な復旧に向けて準備をはじめ、令和元年（2019）4月より復旧事業を開始している。

このような紆余曲折を経て今日まで継承されている松花堂及び書院庭園の本質的な価値については、園内に古墳時代に築造された東車塚古墳（前方後円墳）を取り込み、江戸時代に石清水八幡宮に存在した松花堂と泉坊書院の一部を移築して、明治時代後期に近代庭園として作庭されたもので、江戸時代の遺風を伝え、近代の新興階層の新たな作庭意図が加わった庭園で、文化財としての価値が高いものと評価されている。

4. 名勝松花堂及び書院庭園に関する課題

名勝松花堂及び書院庭園に関する課題については、保存管理上、活用上、整備上や運営組織の課題など令和2年（2020）3月に発行した『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』の中で詳細に取り上げられている。

しかし、前の第2章及び第3章で述べたように、松花堂を取り巻く諸事情は複雑に絡み合っている。例を挙げると旧所在地と現在地の関係や2ヶ所が同時に史跡に指定された理由、さらには旧所在地における石清水八幡宮境内の史跡指定に伴う二重指定や現所在地の名勝指定など様々な要素が入り込み、八幡市立松花堂庭園・美術館の訪問者に正しく理解を

いただくことを難しくしている点が最大の課題と考えている。これらは根本的に石清水八幡宮の歴史や社僧としての昭乗をより深く理解してもらうことの重要性を示している。

そのため、当施設ではパンフレットの作成（日本語・中国語（繁体・簡体）・英語）や案内ボランティアの活用、定期的な松花堂の講演会や現在災害復旧工事中の建造物の現場公開、英語も表記した案内看板の設置やウェブサイト、SNSを利用した発信など複数のコンテンツを用いた取り組みを展開している。

しかし、未だに松花堂に対する認知度は決して高いものとはなっていない。今後の取り組みとして災害復旧工事が完了した際には、書院内部の利活用を図るとともに、松花堂昭乗の生涯についてマンガ化するなど、地元の小・中学生にもわかりやすい方法で八幡の文化人について紹介し、この地域の文化をより深く理解してもらう取り組みを展開していきたいと考えている。

最後に令和元年度から開始された名勝松花堂及び書院庭園の災害復旧事業が1日も早く完了し、当施設に来園される皆様に見学いただくことを切に望みます。

註

- 1) 一例として下記のものがある。
瀧本坊茶会記並数寄屋図 1746 木津家蔵末宗広 1938「瀧本坊数寄屋図に就いて」『武者の小路』第3年第8号 pp.45-54
- 2) 藤原（長濱）尚次 1848『男山考古録』巻第九松花堂1960 復刻『石清水八幡宮史料叢書 一 男山考古録 全』pp.307-308
- 3) これまで刊行された書籍においては、註9の資料に基づき、明治7年（1874）に八幡町字山路の大谷治磨（直）の邸宅に移され、大谷が八幡を去ると、明治13年（1880）八幡町志水の南端即ち西車塚の前方部の東方に移されたとあり、さらにこの地が低くして洪水等の憂いがあるため、明治24年（1891）井上忠継（伊三郎）、即ち西村芳次郎の父は之を譲受け、更に東車塚の地に移したとある。
しかし、註6で示すように、明治9年（1876）の時点でも松花堂はもとの泉坊内に存在していたと考

えられ、明治24年の移築についても、『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』の中で綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花79番地の土地の井上伊三郎への所有権の移転が明治30年（1897）に行われていること、書院の棟札の記載が明治31年（1898）となっていることより、明らかに誤認識である。明治以降に3度移転を繰り返し、現在地にたどり着いたとの説には、それを証明する根拠が乏しいことがわかる。

- 4) 石清水八幡宮 1984『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』
- 5) 石清水八幡宮 1986『史跡松花堂およびその跡整備事業報告書』
- 6) 『綴喜郡社寺土地一件』（京都府行政文書：明07-0023-001 京都府立京都学・歴史館蔵）明治7年（1874）8月18日付の大谷直から京都府宛ての書状によると、松花堂の土地と建物は、元泉乗輝の居宅であったが、寫村政保が買い取り、明治5年（1872）に再度建物のみ中山直が170円で購入したことがわかる。

明治8年（1875）7月の書状には、明治7年8月に山下に居住するよう沙汰を出したが、改築して居住を始めたばかりで再度移転することに対して異議を唱えている。

明治9年3月には京都府は大谷に対して山下への移転経費を算出するよう指示し、当分拝借地に居住を認める方針を立てている。その後の状況は不明であるが、南隣の土地と建物を中山直と同じ明治5年に買い取った谷村光訓は明治5年3月より明治11年（1878）3月まで135坪半の官有地を借用していたが、さらに5ヶ年拝借する願いを提出している。このことから中山直も松花堂の建物の所有者として官有地を拝借し続けていた可能性も考えられる。

- 7) 書院棟札墨書名
天下泰平 戊明治三拾有一稔 施主 井上伊三郎
上棟式 補助 前川伊三郎
日月清明 戊二月廿一日良辰 工事棟梁 藤下常吉
- 8) 松花堂宝珠瓦露盤銘
建今仏々附属品悉皆
撤却其際山下佐々木氏
買受之時明治三拾有三
次歳全氏買讓之字月の
岡移致設之
井上伊三郎
齋主
西村芳治郎
棟梁藤下常二郎
補佐吉村常吉

全 吉川新太郎
瓦師吉田糸五郎
左 今中益三郎

- 9) 佐藤虎雄ほか「東車塚庭園」1932 京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査』第13冊 臨川書店 pp.49-85
- 10) 梅原末治 1920「山城国八幡町の東車塚古墳」『久津川古墳研究』pp.61-65
- 11) 9) に同じ
- 12) 重森三玲 1939「松花堂露地」『日本庭園史図鑑』第12巻 有光社 pp.44-53
- 13) 澤島英太郎 1938「昭乗隠栖の方丈「松花堂」に就て」『瓶史』第9巻 秋の号 pp.36-39
- 14) 堀口捨巳 1969「四 松花堂の茶室と遠州好み」『茶室研究』pp.407-493、中村昌生1973「松花堂の保存伝統と創造のノート2」『日本美術工芸』413号 日本美術工芸社 pp.70-78、中村昌生1974「松花堂と茶室」(『茶道雑誌』38巻8号 pp.38-44、中村昌生1974『茶匠と建築』鹿島出版会 pp.131-136
- 15) 「史蹟松花堂(松花堂、旧泉坊客殿)」(報告書未刊行) 八幡市教育委員会 2020『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』資料1-6に掲載 pp.資料25-資料30

付記：史跡石清水八幡宮境内（八角堂） について

1. はじめに

石清水八幡宮は、平安時代の貞観元年（859）に創建されてから江戸時代末まで神仏習合の施設で、石清水八幡宮寺と呼ばれていた。そのような施設の中で八角堂は、石清水八幡宮の本殿の南西の一段低い場所である西谷に建保年中（1213-1219）、順徳天皇の発願により前検校善法寺祐清が一光千仏丈六阿弥陀を本尊として建立したことに始まったと伝えられている¹⁾。

創建時から中世の八角堂についての詳細は不明である。中世末には荒廃した状況にあったようで、慶長12年（1607）に豊臣秀頼の命を受けた小出吉政が奉行となり、再建が行われた²⁾。しかしその後の管理状況はあまり良いものではなかったようで、早くも60年ほど経過した寛文年間（1661-73）には破損

が進み、仮設の板屋根をかけて風雨をしのいでいた状況であった³⁾。元禄11年（1698）7月には、善法寺寺主清が四方に勧進し、大規模な改修工事を実施した⁴⁾。

元禄の普請は1辺の長さ42尺8寸（12.968m）あった八角堂を33尺7寸4分（10.223m）とし、長さで8割程度全体的に縮小して再建するものであった。そのため柱も4尺伐り下げたと伝えられている⁵⁾。その後は小修理を繰り返しながら幕末まで維持されていた。

明治になり政府の神仏分離政策により、石清水八幡宮は大混乱に陥り、仏教施設及び什物等の処分が直ちに行われた。八角堂の処分も速やかに実施されたようで、尾張藩初代徳川義直の生母お亀の方の菩提寺である正法寺（八幡市八幡志水）が本尊の木造阿弥陀如来坐像と共に譲り受け、明治3年（1870）寺の境内地より南約600mに位置する西車塚古墳の後円部墳頂に移築再建し（図1）、近隣に庫裏・元三大師堂・茶所などを設け、末寺として整備した⁶⁾。

大正6年（1917）には、八角堂創建時に製作されたと考えられる本尊木造阿弥座坐像が古社寺保存法による国宝に、昭和25年（1950）には文化財保護法による重要文化財に指定されているが、のちに京都国立博物館に寄託され、常設展示された。昭和37年（1962）には、国庫補助を受け、内陣に鉄筋コンクリート製の収蔵庫を設置し、光背のみ保管していた。平成20年（2008）には正法寺境内に新たな収蔵庫を建設し、光背も本尊と共にそちらに移した。八角堂自体は平成12年（2000）頃から雨漏れをおこし飛檐垂木が傷み、軒瓦が落下するなどの破損が進み、安全対策上、周囲に竹垣を設け、侵入禁止の状態となっていた。

平成24年（2012）1月に石清水八幡宮境内が史跡指定を受けた時、八角堂は八幡宮にかかわる現存唯一の仏教建築であり、宮寺としての歴史の変遷を今に伝えるものとして貴重であることから、八角堂のある西車塚古墳後円部の敷地3,835.85㎡も合わせて指定を受けた。翌平成25年（2013）3月に国庫補助

事業により公有化し、同年6月に屋根養生緊急工事を実施した。さらに翌平成26年度から国庫補助を受けて本格的な保存修理工事を実施し、平成30年度事業を完了している。

2. 本来の遺跡の概要と現状

石清水八幡宮境内は、明治初期時点で仏教施設が撤去され、神社としての施設のみが残された。本殿の南西の一段低い場所である西谷に存在した八角堂も、明治3年（1870）に移築されている⁷⁾。現在の八角堂は基壇を伴っていないため、基壇の構成材については移築時に処分された可能性がある。

八幡市教育委員会では、①石清水八幡宮が平安時代に創建され、天皇家や公家の厚い崇敬を受けたこ

と、②武家の棟梁として台頭してきた源氏に信仰され、鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮をはじめとして各地に勧請され、全国に広まった八幡信仰の拠点であったこと、③中世には、瀬戸内海沿岸を中心に400か所の所領を有し、西日本の油流通を独占した大山崎油神人に代表される神人の経済活動もあって豊かな財政基盤を有したこと、④織豊期以降も時の権力者の庇護を受け、現在の本殿（国宝）は徳川三代将軍家光により修造されたことなど、日本の歴史の中でも欠くことのできない存在価値を示していることから、平成19年度から平成22年度にかけて地形測量・分布調査を実施した。その結果石垣を伴う多数の平場や数々の建物の遺構を検出した。中でも八角堂に隣接した大塔の位置・規模の確認が行われたことは、今後の

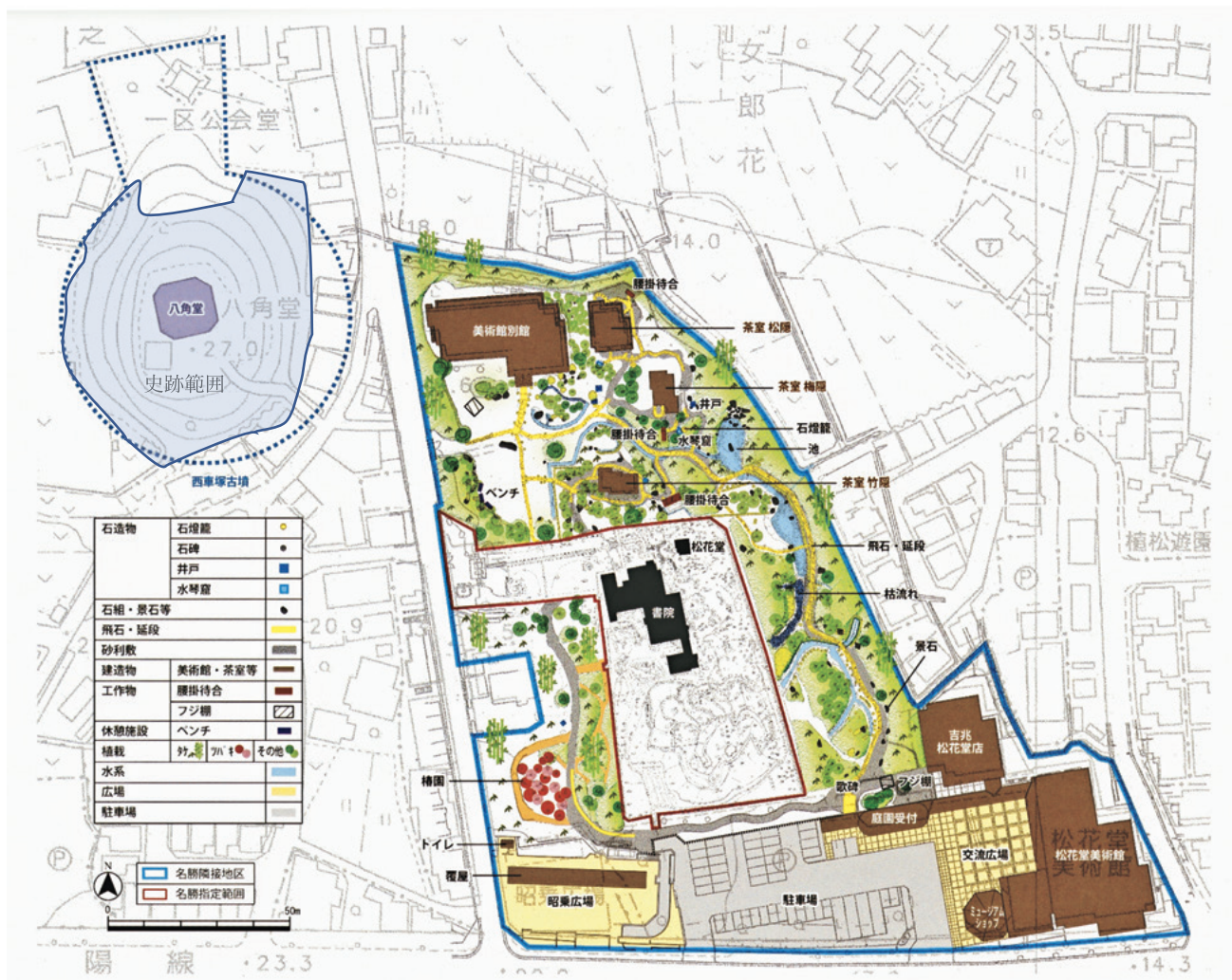


図1 松花堂庭園・美術館と史跡石清水八幡宮（八角堂）位置図
（『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』より転載、一部加筆）

八角堂の位置等の確認にとって、重要な資料となった。

以上のように、八角堂跡は石清水八幡宮境内全体の中のひとつの仏教施設跡として位置づけられ評価されている状況である。

3. 移築された遺構の価値等

現在八角堂が建っている八幡市八幡大芝33は、元の境内地から南に約1.2km離れた位置にある。慶応4年（1868）の神仏判然令により境内に所在した仏教施設は破却され、神社境内として今日に至ること

になるが、八角堂は石清水八幡宮にかかわる現存唯一の仏教建築であり、宮寺としての歴史の変遷を今に伝えている。

さらに建築的には特色のある形状となっている。それは方5間の隅柱を省き、中央3間の両端柱を直接両側面中央3間の両端柱と繋ぐもので正八角形とはならず、隅切形の八角堂となる（図2）。さらに内陣は方1間とし、各柱から隣接する2方の隅柱に繋ぎ虹梁を掛ける構造となっている（図3）。建築的に他に類例のないものである。しかも近年の調査によって境内には他に2棟の隅切八角堂が存在した



図2 八角堂外観 『史跡 石清水八幡宮境内（八角堂）保存修理工事報告書』より転載

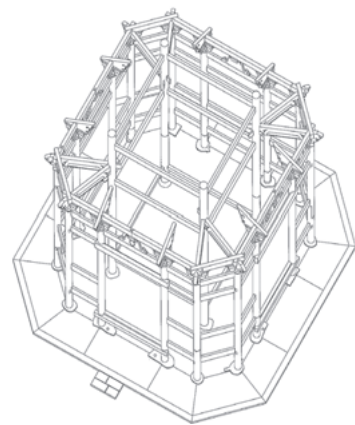


図3 八角堂軸部・組物アイソメ図転載 図2と同じ

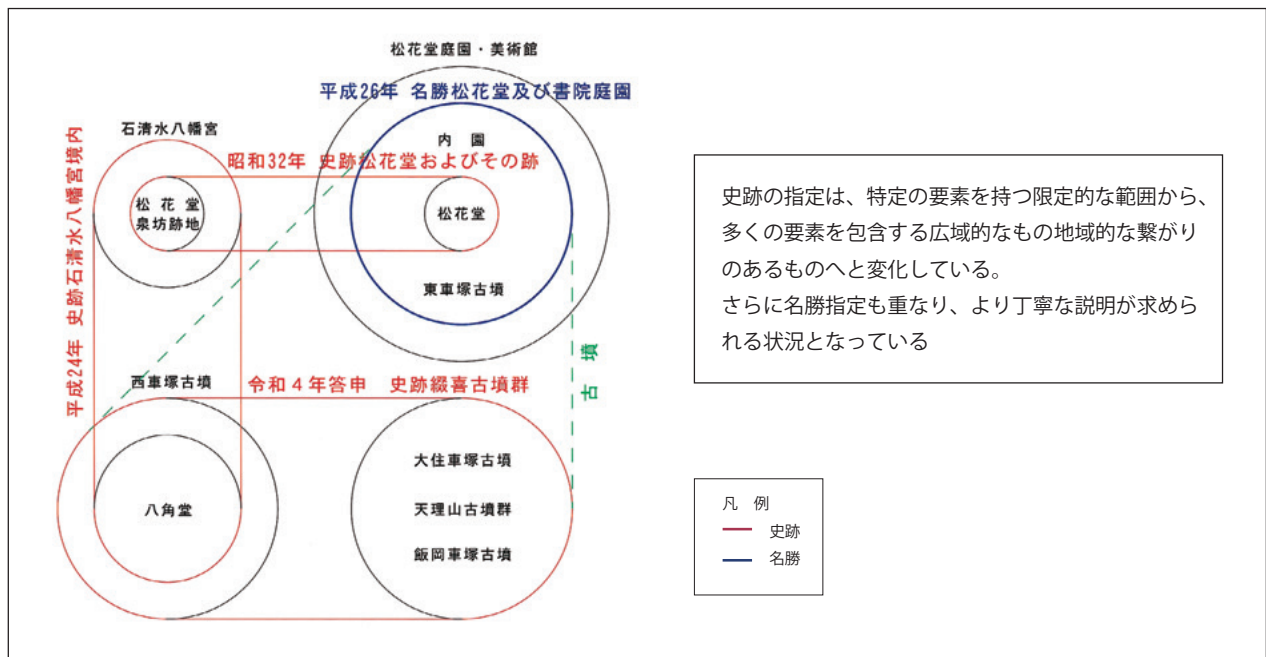


図4 八幡市史跡名勝相関図

可能性があり、石清水八幡宮特有の構造であった可能性が指摘されている⁸⁾。

これらのことから石清水八幡宮境内が史跡となる際に、移築された八角堂が建っているこの地も含めて指定を受けた。

また令和4年(2022)6月17日の国の文化審議会において、八角堂がある西車塚古墳が新たに綴喜古墳群として、京田辺市の大住車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳と共に史跡の答申を受け、この土地が本来の古墳としての価値も改めて評価されることとなった。

4. 八角堂所在地に関する課題

まず管理上の問題として、現在八幡市教育部文化財保護課が管理しているが、事務所から距離があり、普段は機械警備のみとなっている。敷地内には樹木が茂り、火災や落雷、台風等の災害時に迅速な対応が取れない可能性がある。

公開普及に関しては、年2回の特別公開期間に加え、事前申込み制によって内部を見学することができる一方で、本来石清水八幡宮から一緒に譲り受けた本尊の木造阿弥陀如来坐像(重要文化財)は、正法寺の収蔵庫に保管されているため、八角堂内部には何も残されていない状況である。

本史跡地についても、本来の古墳としての価値が新たに評価されたこと、明治以降石清水八幡宮の境内地に存在した仏教施設がことごとく破壊される中で、唯一残存した建造物が所在する地としての評価とを合わせて、丁寧に見学者に説明していくことがさらに重要と考える。

註

- 1) 藤原(長濱)尚次 1848 『男山考古録』巻第七八角堂 1960 復刻『石清水八幡宮史料叢書 一 男山考古録 全』 pp.245-246
- 2) 八幡市教育委員会 2019 『史跡 石清水八幡宮境内(八角堂) 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業 保存修理工事報告書』第7章 第1節 p.80 真柱端材に記された慶長12年(1607)の墨書あり。
- 3) 1)と同じ

4) 2)と同じ 第7章 第1節 p.80 真柱端材に記された元禄11年(1698)の墨書あり。

5) 1)と同じ

6) 八角堂以外の建物は昭和中期に撤去され、その後南西に鉄筋コンクリート造の東屋が建設された。

7) 2)と同じ 第7章 第1節 p.81 真柱端材に記された明治3年(1870)の墨書あり。

8) 八幡市教育委員会 2011 『石清水八幡宮境内調査報告書』第6章 第4節 (8) p.219

Ⅲ 総括

移築・移設された遺跡由来の遺構および石造物について

内田 和伸（奈良文化財研究所）

ここでは本書に寄せられた報告の概要を紹介しながら移築・移設された遺跡由来の遺構および石造物について考えてみたい。

1. 近世城郭建築遺構の移築

近世城跡から移築された城郭建築遺構

明治維新を迎えた近世城郭（陣屋・要害を含む）は333ヶ所を数え、近代的な軍事施設や行政施設、神社、公園などへ機能転換が図られ、不要になった城郭建築遺構は移築されることとなった。現在それらが保存されている敷地により、Ⅰ 公共団体・法人の所有または管理する敷地、Ⅱ 社寺等の宗教法人の所有または管理する敷地、Ⅲ 民有地、に大別できる。

Ⅰには現在69件を確認することができた。その半数以上が複数回の移築を経ており、本来位置でなくとも元の城跡の史跡指定地や公園区域内で保存され

るものは少なくない。発掘調査によって地下遺構を確認し、本来位置に戻るまでは安定的とは言えない。元の城跡に適所がない場合などは城下の下屋敷などに移築保存されているものもある。一方で、陣屋が小学校等として転用される中で遺構も転用されながら遺存したものもあり、学校のシンボルにもなって（図1）、多様な継承の在り方が注目される。

Ⅱには現在164件を確認することができた。そのうちの3/4が門の遺構で、門として利用されている。また、29件は藩主からの寄贈であり、社寺の旧藩との関係性やそれをベースにした保存意識が高いことが指摘できた。近代以降の移築遺構の履歴や所有者の保存意識にも配慮した保存や活用の在り方が必要と言える。

史跡福岡城跡

福岡城跡では三の丸の汐（塩）見櫓と花見櫓が明治41年（1908）頃に旧福岡藩主黒田家の菩提寺崇福寺へ移築され、仏殿と拝殿とし、連結して用いた。その時点では櫓の名称の認識に誤りはなかったが、花見と月見の親和性の高さからか、いつしか汐見櫓は月見櫓と誤解され、昭和30年（1955）に福岡県指定文化財になるときは「崇福寺仏殿（旧福岡城月見櫓・花見櫓）」となった。福岡市が平成2年（1990）に崇福寺からこれらを買取り、移築・復元を目指して翌年に解体したところ、仏殿が汐見櫓であることが棟札から判明し、以後部材は保管してきた。汐見櫓跡では汐見櫓を復元すべく、発掘調査が行われ、令和2～3年度に石垣復元が進められた。

大正6年（1917）に福岡城跡を管理する陸軍省へ



図1 水戸城本丸跡 茨城県立水戸第一高等学校
(2023年2月15日撮影)

本丸櫓（本丸表御門）・月見櫓・祈念櫓の払下げ申請が千代町長名でなされた。表御門は大正7年（1918）に崇福寺の山門として移築され、昭和30年には福岡県指定文化財となる。月見櫓も崇福寺に引き渡されたことになっており、上記の混乱に拍車をかけたが、移築先は不明である。祈念櫓は崇福寺末寺である北九州市所在、大正6年創建の大正寺の通玄閣（観音堂）として移築され、昭和32年に旧福岡城祈念櫓として福岡県指定文化財となり、昭和59年（1984）に祈念櫓跡に再移築されているが、規模は小さくなり意匠も改変されている。

一方、大正5年に海辺の黒田別邸へ移築されていた裏御門と櫓が戦災を免れていた。海辺で潮見櫓と通称されていた櫓は保存状態は良くなかったが、昭和24年（1949）に福岡城潮見櫓として福岡県指定文化財となった。潮見櫓跡は当時、米軍の駐車場で再移築できず、その東の下之橋御門脇に昭和31年（1956）に伝潮見櫓として移築されており、本来は本丸の古時打櫓と考えられている。

福岡城跡では近代の移築の契機としては、黒田如水（-1604）やその嫡男（-1623）長政の三百年祭で黒田家を顕彰する動きが関係したと考えられている。

特別史跡名古屋城跡

名古屋城でも本来位置への再移築の計画が進んでいる。名古屋城二之丸庭園は二之丸の北部に位置し、初代藩主徳川義直が家康への感謝を示すために造営したもので、築城の際の余った石を用いて中庭の一部に浦島伝説のある、木曾の寝覚めの床を写した。明治6年（1873）に陸軍省所管となり、二之丸御殿が撤去され、茶室の余芳と風信は民間に売却されて現存し、ここではその内の余芳について述べる。余芳は文政6-10年頃に10第藩主斉朝による庭園の改造で設けられた茶席の一つと考えられている。豪壮な石組や築山を眺められるように池の護岸へ下る斜面脇に位置した。四畳半の中に二畳の上段を設け、上段に床の間と付書院を設けた。余芳そのものは明治4年（1871）に売却され、その所有者が『尾張名所図会』に亀尾清水と記される名跡で、尾張藩家老

竹腰山城守の屋敷跡に設けた別業に余芳亭として明治25年（1892）に移築した。そこでは傾斜地に懸造りで、180度回転させ、上段をなくして建てられた。昭和14年（1939）には園地を縦断する都市計画道路の開通に際し、敷地内で再移築され、懸造りではなくなった。昭和48年（1963）に名古屋市指定文化財となった。平成23年（2011）に名古屋市に寄贈され、以後部材を保管してきた。

昭和28年（1953）に名古屋城二之丸庭園は残存状況の良いところが名勝指定を受け、平成25年（2013）に名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画に従って、二之丸御殿跡も含めて追加指定された。

令和5年度に本来位置へ再建する余芳は特別史跡名古屋城の未告示区域内にある。発掘調査ではその礎石や手水組の一部と考えられる遺構が検出され、位置も確定し、近世・近代の遺構の保護を図ったうえで盛土上に再建される。建造物の部材調査では床組や柱、梁、桁などで当初材も確認され、再建に用いられることとなり、屋根の寸法は古写真分析での算出を活かす。令和4年に策定された整備計画の基本方針が、「尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を現代に再生し、継承していく」とされるように、上段も再現されることとなり、当時の庭園文化の追体験が可能になる。ただし、総合討議では、文化財としての指定理由が移築後の変容に価値を認めるような文言になっており、本来位置への再移築の時に本来的形狀に復元できなくなることが懸念され、本来位置に戻される可能性など将来を見据えた価値評価が必要であることが指摘された。

史跡若松城跡

戊辰戦争で降伏した会津藩では、藩主は東京で幽閉謹慎させられ、多くの藩士とその家族は斗南（青森県むつ市）へ移ったため、城郭建物の移築等に関わるのは商人であったことが特徴である。

本丸の茶室隣閣は千利休自刃後に子の少庵が蒲生氏郷に預けられ、小庵が氏郷の意を受けて造った露地で鎖の間の付く茶室と伝えられる。薬種商で茶人の森川善兵衛（宗久）が明治2年（1869）に買い取

り、自邸へ移築しようとしたが、材の腐朽が激しく、松の床柱のみを活かして寸分違わぬようにして明治5年（1872）に再建したという。個人所有であることから保存が懸念され、会津若松市では元の場所の発掘調査を進め、鎖の間の礎石も検出されたことから遺構に50cm盛り土して元の位置に復元した。このため小書院へ上がる階段石は最上段のみが地上に露出する形となった。また、露地の立ち手水は抜いて盛土上で据えなおすことなく、足元を埋めて蹲踞に転用された。これについては総合討議で本来的な意味を変容させたとの解釈や、検出遺構に盛土した上に再移築をする整備手法が問題を生じさせることが指摘された。

本丸御殿の内玄関と、本丸庭園内で花見などに用いた数寄屋造りの御三階は明治2年に有力商人相田次兵衛が買い取り、城下の阿弥陀寺に焼失した本堂の代わりとして移築されたと伝えられ、内玄関が御三階の入り口として取り付けられている。阿弥陀寺は江戸時代には藩主松平家とは深い関係はなく、戊辰戦争で戦死した藩士の埋葬場所が当初は罪人塚であり、藩関係者が寺への改葬を強く望んだことから、近くの阿弥陀寺に戦没者1300名に遺骸が改葬された。その後の明治6年（1873）には戦後初めて七回忌供養のために旧藩主松平容保も御三階を訪れるなど、旧藩士にとって重要な寺となった。昭和37年（1962）に本堂が建てられたことから、敷地内で曳家され、90度回転させて、玄関も付け替えられた。中二階も設け、窓の半分が壁となり、本堂と廊下で接続するなどの改造が施された。構造上の問題もあり、文化財的な活用はされていない。本丸への再移築が検討されたが、地域のシンボリックな存在になっていることなどから、本丸では新たに再建することとなった。移築遺構は現位置で保存することとなったが、将来的に所有者が保管管理できなくなった場合はその取扱いが課題となる。

以上のように各城跡では近代になって移築されていた城郭建築遺構が本来位置に戻されてきて、嘗ての建築文化を追体験可能な状況になっているものも

ある。一方、戊辰戦争後、士族のいなくなった会津若松のように商人が移築に関わった社会情勢や移築されたこと自体が地域の歴史的・文化的な様相を示すことがあったり、移築先においても城郭の門が旧藩主家の菩提寺の山門として転用されていることや、地域で親しまれていることで残されているものもあったりするなど、移築先で移築遺構を巡る文化の様相も興味深いものがある。移築は単なる古材の転用ではなく、由緒を伴い、移築先で元の城跡との関係を語るツールとなることができるのである。

2. 移築先と元の場所の史跡指定

記念物としての史跡の保護では、移築された建造物のある土地と共に元の跡地が史跡として指定されているものもある。

本居宣長旧宅・同宅跡

「古事記伝」などの著述で有名な国学者本居宣長の旧宅は、もともと宣長の祖父が元禄4年（1691）に現在の松阪市職人町に建築した隠居屋敷を享保11年（1726）に魚町へ移築したもので、12歳から亡くなる72歳までの住居である。明治26年（1893）の松阪大火では難を逃れたが、宣長顕彰の動きの活発化に伴って、建物保存のため周囲を公園化する案もあったが、明治34年（1901）頃松阪公園への移築が決定し、顕彰会の鈴屋遺蹟保存会が募金を開始し、松坂城跡隠居丸へ移築復原された。大正11年（1922）、本居宣長旧宅・同宅跡は国指定史跡になり、移築された建物の敷地だけでなく、元の場所も史跡となり、昭和28年（1953）には特別史跡になっている。

一方、移築先の松坂城跡自体は蒲生氏郷によって築造された平山城で、平成23年（2011）に史跡に指定されている。そこでは、旧宅を活かすために松阪公園の一施設である博物館として本居宣長記念館が昭和45年（1970）に設けられ、旧宅のガイダンスとしての機能を果たしており、明治期の移築の際に近接して建てられた事務所や門などは平成19年（2007）に登録文化財となっている。このように移築に伴って移築遺構を活かす文化施設の集積になっている状

況で、本居宣長旧宅は城内に残すのが良いという市民の意見もあるという。

それでも平成28年（2016）の『史跡松坂城跡整備基本計画』では「将来条件が整えば、適地に移築することを検討する。」とし、翌年の「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画では「本居宣長旧宅を移築する場合の場所は本居宣長旧宅跡とする必要がある」と明記された。旧宅跡の斜向かいには重要文化財旧長谷川家住宅など近世町屋が建ち並び、この一画は観光スポットになっている。貴重な文化財をどのように保存し活用していくかは、松阪市の文化政策とも関わるため興味深く今後の展開を注視していきたい。

石清水八幡宮境内

石清水八幡宮は貞観元年（859）に大安寺の僧行教が宇佐神宮から勧請し、平安京の南南西の男山山上に鎮座した神社である。江戸時代には男山四十八坊と呼ばれる塔頭や宿坊が山腹の参道に連なった。社僧松花堂昭乗は江戸時代初期を代表する文化人の一人で、書家・画家・茶人として親しまれた。没後も昭乗がいたことのある瀧本坊で遺品を並べて茶会が開かれたが、ここが火災で焼失すると、隠居所であった泉坊の松花堂に場所を移し露地や待合などが整備された。当時の様子は『都林泉名勝図会』に描かれ、『八幡泉坊松花堂真図』には露地の石の配置まで克明に描かれた。廃仏毀釈後も昭乗ゆかりの泉坊書院と松花堂は解体されて保存され、所有者が明治31年（1898）に男山の南に移して、古図を参考にして露地の復元に努めたという。この移築場所が東車塚古墳であることから昭和8年（1933）に京都府知事から「旧松花堂並庭園」の名称で史蹟および名勝の仮指定がなされる。昭和32年（1957）には松花堂を含む一角と、旧泉坊と松花堂の跡地が共に「松花堂およびその跡」として史跡に指定された。建造物遺構の移築先の土地と元の建物跡の遺跡の土地が史跡指定されたのである。

松花堂跡地の方は昭和57・58年の発掘調査で礎石が検出されて、『八幡泉坊松花堂真図』に描かれた

石が特定されたものもある。昭和59年（1984）には残存状況の良かった雪隠や手水の敷石を露出展示し、建物跡を平面表示した整備が実施された。

なお、平成24年（2012）には泉坊跡地を含む男山が「石清水八幡宮境内」として史跡指定された。

3. 移築・移設先の庭園

移築・移設先が庭園あるいは庭園を伴うところである移築建造物・移設石造物についてみてみよう。

名勝三溪園

三溪園は横浜の豪商で数寄者の原富太郎（三溪）が横浜市本牧三之谷の変化に富んだ地形を活かして造営した庭園である。明治35年（1902）から旧天瑞寺寿塔覆堂を皮切りに、室町時代から江戸時代の歴史的建造物10棟が園内に移築されており、すべて重要文化財の指定がなされている。これらの建造物は特色ある地形に巧みに配置され、周囲と良く馴染ませた自然主義風景式庭園であることが特徴である。なお、移設されたと見られる伝東大寺礎石など石造物6点が知られているが、遺材を加工せずにそのまま適所に配置されている。庭園は平成19年（2007）に国の名勝に指定されている。

奈良市内の近代庭園

奈良の古社寺からは高橋箒庵や藤田伝三郎ら全国的に有名な近代数寄者による伽藍石の搬出が少なかったが、東大寺旧境内の塔頭や旧境内に隣接した依水園（名勝）では僧侶や地元の数寄者が東大寺の礎石を多用したのをはじめ、副知事公舎や町屋の茶室でも伽藍石の利用が確認できる。建物では古建築の移築や、法隆寺の古材の利用も認められた。また、中には大阪の銀行家の別邸庭園と料亭の二か所で朝鮮灯籠が確認された。元々は朝鮮王朝時代などの貴人の墓に用いられていたもので遺跡由来の石造物になるものである。外国の遺跡由来の遺物については問題・課題も多く、別の機会に述べたいと思う。

森蘊の作庭

もりおさむ
森蘊は日本庭園史の研究者で、奈良国立文化財研究所創設時の建造物研究室長を務め、歴史的な庭園

の修理事業にも関わりながら、自ら作庭も行っただ人物である。森蘊が関わった、歴史的な建造物の移築に伴ってその周辺を作庭した事例が昭和32年(1957)の東大寺龍藏院から昭和60年(1985)の法華寺東室庭園まで7件と、庭園そのものの移築の事例が昭和41年(1966)の唐招提寺三暎庵茶室露地と昭和44年(1969)の同寺東室庭園の2件知られている。

建造物の移築先では、その場所に相応しく用途に合った庭が多く造られた。また、庭園の移築では、京都の妙蓮寺玉龍院庭園から平庭に配置された景石だけを選択した上で、ほぼ同形の敷地ではあるが傾斜地の、奈良の唐招提寺東室庭園に移設したもので、平面的な配置を再現したもので、新たな森の作品と言えるものでもあった。文化財として指定されるかはともかく一定の年月を経て評価される時期にはなっている。

松花堂および書院庭園

松花堂は昭和58年(1983)には東車塚古墳へ移築され墳丘を築山と見立てた地で京都府指定文化財となり、同敷地へ移築された旧泉坊の書院と玄関も京都府登録文化財となった。なお、移築先での移築遺構に隣接して、平成14年(2002)には八幡市立松花堂庭園・美術館が設けられ、移築遺構を活かす文化施設が集積されてきているのである。そして、移築された建造物群をその地で活かすための明治時代後期の作庭が芸術上・観賞上の文化的価値を認められ、平成26年(2014)には名勝「松花堂および書院庭園」として指定されたのである。移築・移設されている遺構・遺物をその地で活かす庭園の試みが指定の対象になったのである。なお、今のところ、松花堂を元の位置に戻す計画はない。

4. まとめ

以上のように遺跡由来の移築・移設された遺構および石造物は本来の場所、そこが史跡や名勝に指定されているならその本質的価値の構成要素である場合があり、そのために、名古屋城跡や福岡城跡のように本来位置に戻して本来的な価値を体現させ

ることが多く行われてきた。史跡整備事業である。一方、会津藩の若松城本丸御三階のように移築されたこと自体がその地域の特異な歴史的・文化的意義を持つものもある。モノとしての文化「財」に拘り、わかりやすい復元展示を目指し過ぎるとモノの背景にあるコトとしての意義を失いかねない危険性もあるため、活用の上ではモノの履歴やそれを巡る社会情勢などの深い理解と同時にそれを伝える適切なインタープリテーションが必要になる。どのような文脈で移築遺構・移設石造物を活かすかは、史跡整備の問題だけではなく、地元自治体の文化戦略に懸っているのである。今後、各地の移築遺構・移設石造物がどこでどのように活かされていくかは楽しみである。

移築遺構の周辺が作庭されたり、遺跡から移設された石造物が庭園へ移築され、その重要な構成要



図2 太閤園の東大寺礎石(2021年6月7日撮影)



図3 江之浦測候所の東大寺礎石(北から)(2023年2月11日撮影)

素となっているものもある。三溪園のように遺構遺物を集めた庭園も一定の時間を経て文化財（名勝）としての価値を認められるようになったものもある。松花堂の場合は、男山の山腹から麓へ移築され、その建物周りで庭園の復元的整備がなされ、それが近代庭園としての価値を帯びて名勝指定されたのである。さらに、建造物移築に伴う森蘊の作庭も文化財として評価される時期になってきている。史跡・名勝など記念物の保存方法は整っているのである。

そもそも奈良では、平城宮東区朝集堂を天平宝字4年（760）頃、唐招提寺講堂に移築しており、特別史跡平城宮跡、史跡唐招提寺旧境内のどちらの史跡にとっても本質的価値の構成要素になるが、元の位置に戻すという話にはならない。また、史跡春日大社境内の本殿ではそれを建て替える際、旧本殿を近隣の神社に移築する「春日移し」という習慣があり、奈良県内だけでなく、近県にも移築遺構が見られる。さらに、飛鳥時代の宮廷苑池「史跡・名勝飛鳥京跡苑池」で明治期に出土した石造物は京都南禅寺旧境内の近代数寄者野村徳七別邸碧雲荘庭園の導水施設として庭師小川治兵衛によって据えられていて、現在進んでいる飛鳥京跡苑池の整備で戻すという話も聞かない。必要なら苑池でレプリカを造り復元するのだろう。明治中頃、若草伽藍心礎が法隆寺近くの北畠治房邸、久原房之助邸を経て野村徳七の所有となり、法隆寺再建非再建論争の中で野村が旧



図4 東大寺の礎石と明月門（東から）
（2023年2月11日撮影）

地へ返還したのは例外的事例と言える。これらは記念物、特に史跡の文化財保存の文脈の中にあると言えようか。

ところで、歴史的建造物の移築、石造物の移設は近代数寄者による近代庭園だけに留まらず、現代も続いている。東大寺の巨大な礎石は大阪を代表する近代数寄者藤田伝三郎の網島御殿、藤田観光による老舗宴会場太閤園（図2）を経て、令和3年（2021）に芸術家杉本博司の作品を展示する小田原の江之浦測候所と称する文化施設の中へ移設されたのである（図3）。

東から南へ海が開け、西には明月門がある（図4）。明月門は元々鎌倉にある臨済宗建長寺派の明月院の正門として建てられ、関東大震災で半壊したのを数寄者^{おうぎろどう}仰木魯堂が解体保存し、馬越恭平を経て、やがて青山の根津嘉一郎の手に渡り、根津美術館の正門として使用された。そこでの建て替えの折に小田原文化財団に寄贈され、江之浦測候所の正門として移築されたものである。これらは美術品の文脈の中にあると言えようか。

遺跡由来の遺構・石造物の移築・移設は遺跡の由緒を語り、所有者との関係性を誇示し、時には著名な所有者たちを来歴に加えて箔をつけ、エイジングによる美によって歴史的風致を創出させることができるツールである。その移築・移設自体が歴史文化とも言えるのである。ただし、ここでは舶来のものについては除外して考えておく。

史跡整備で元の城跡に移築されていた城門などを戻すのも良い。あるいは移築先の社寺での保存を見守るのも良い。いずれにしても当該自治体には移築遺構・石造物をどこでどのように活かすかの文化戦略が必要である。そこでは史跡整備という目的のみに拘泥することなく、遺構・遺物そのものの保存のための環境や、移築・移設という実態が語る歴史や社会背景等をどのように理解して、どのように伝えていくのが良いのかをそのものに促して考えていく必要がある。引き続き関連する事例を注視していきたい。

“Current Status and Issues of Buildings and Stone Structures Belonging to Relocated Monuments”

Report of the Research Symposium on the Preservation and Utilization of Historic Sites in FY 2021

Table of Contents

I Research Reports

Outline of the Symposium	3
1. Preservation and Utilization of Castle Buildings Relocated from Premodern Castle Sites UCHIDA Kazunobu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)	5
2. Re-relocation of Castle Buildings Relocated from Fukuoka Castle OTSUKA Toshinori (Fukuoka City Economy, Tourism & Culture Bureau, Historic Site Revitalization Section)	25
3. Restoration and Maintenance of Hommaru Palace of Wakamatsu Castle and Re-relocation of Its Buildings KONDOU Masao (Aizu Wakamatsu City Board of Education)	37
4. Restoration and Maintenance of Ninomaru Garden of Nagoya Castle Where Castle Buildings Will Be Relocated: Maintenance of the Tearoom and Scenic Garden That Have Been Lost during Army Management SUZUKI Masaya (Nagoya City Tourism and Culture Exchange Bureau, Nagoya Castle General Office)	46
5. Relocated Stone Structures and Buildings in Sankeien Garden and Their Significance ONO Kenkichi (Osaka University of Tourism)	58
6. Environmental Maintenance and Relocation of Gardens Accompanying the Relocation of Buildings: From the Perspective of Osamu Mori’s Works in the Showa Era MARES Emmanuel (Kyoto Sangyo University)	64
7. Utilization of Recycled Wooden Materials in a Modern Garden in Nara City UCHIDA Kazunobu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)	75
Record of the Discussion	81

II Case Studies

1. A Rare Case in Which a Building Became a Special Historic Site after Relocation: Current Status and Issues of the Special Historic Site of the Former Residence of Motoori Norinaga in Matsusaka City, Mie Prefecture TERASHIMA Akihiro (Matsusaka City Industry and Culture Department, Culture Division)	95
2. Buildings Related to Shokado Shojo Relocated from Iwashimizu Hachimangu Precincts Supplement: About the Historic Site Iwashimizu Hachimangu Precincts (Hakkakudo) HIRAI Toshiyuki (Shokado Garden and Art Museum)	99

III Summary

Preservation and Utilization of Buildings and Stone Structures Belonging to Relocated Monuments UCHIDA Kazunobu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)	112
---	-----

“Current Status and Issues of Buildings and Stone Structures Belonging to Relocated Monuments”

Report of the Research Symposium on the Preservation and Utilization of Historic Sites in FY 2021

Issued on 15 March 2022

Edited and Published by
Sites Management Research Section
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties,
Independent Administrative Institution National Institute for Cultural Heritage
2-9-1, Nijo-chō, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

移築された遺跡由来の遺構および 石造物の現状と課題

令和3年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

発行日 2023年3月20日

編集発行者 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室
〒630-8577 奈良県奈良市二条町2丁目9番1号

印刷者 能登印刷株式会社
〒920-0855 石川県金沢市武蔵町7-10

ISBN978-4-909931-98-6

